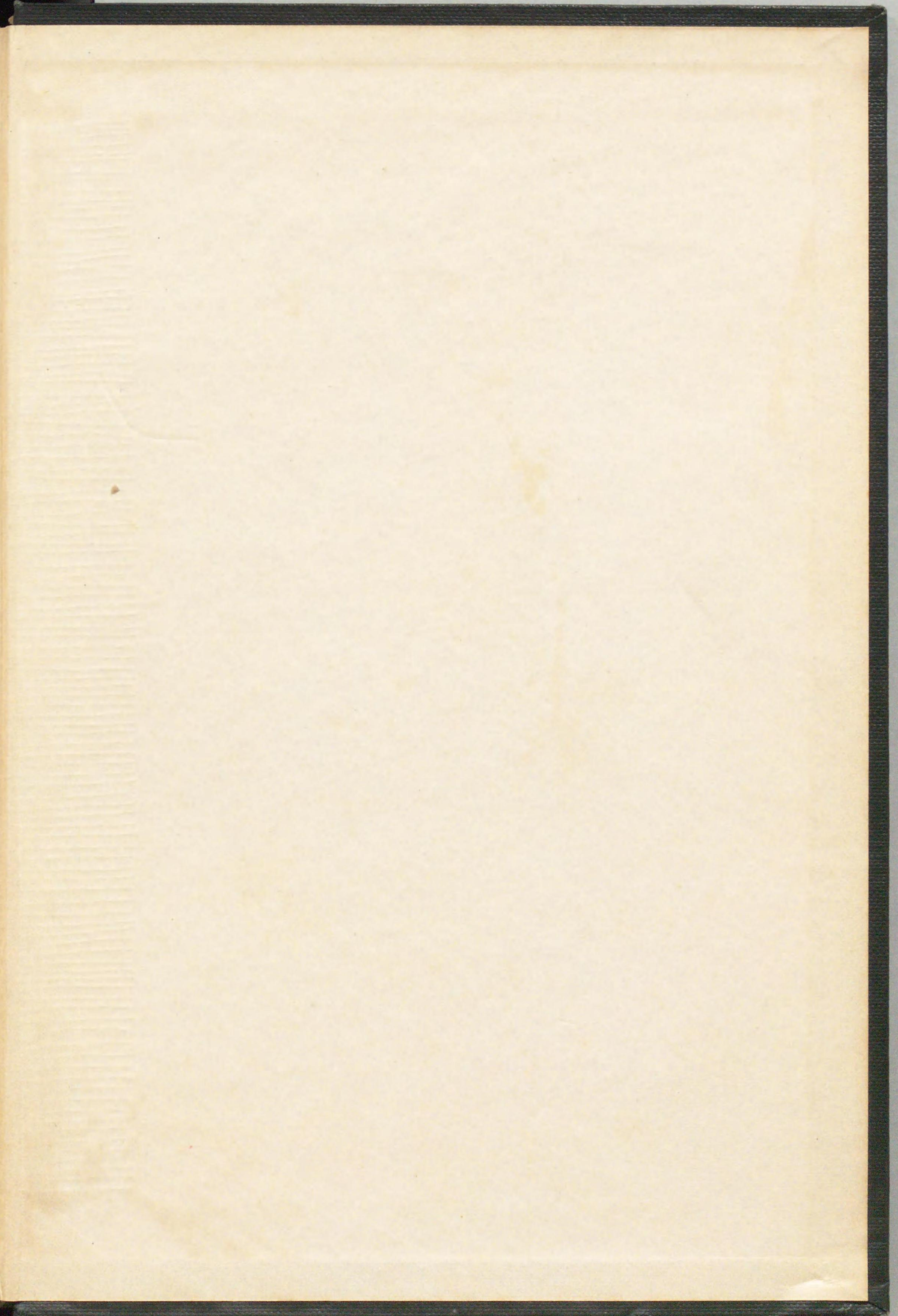
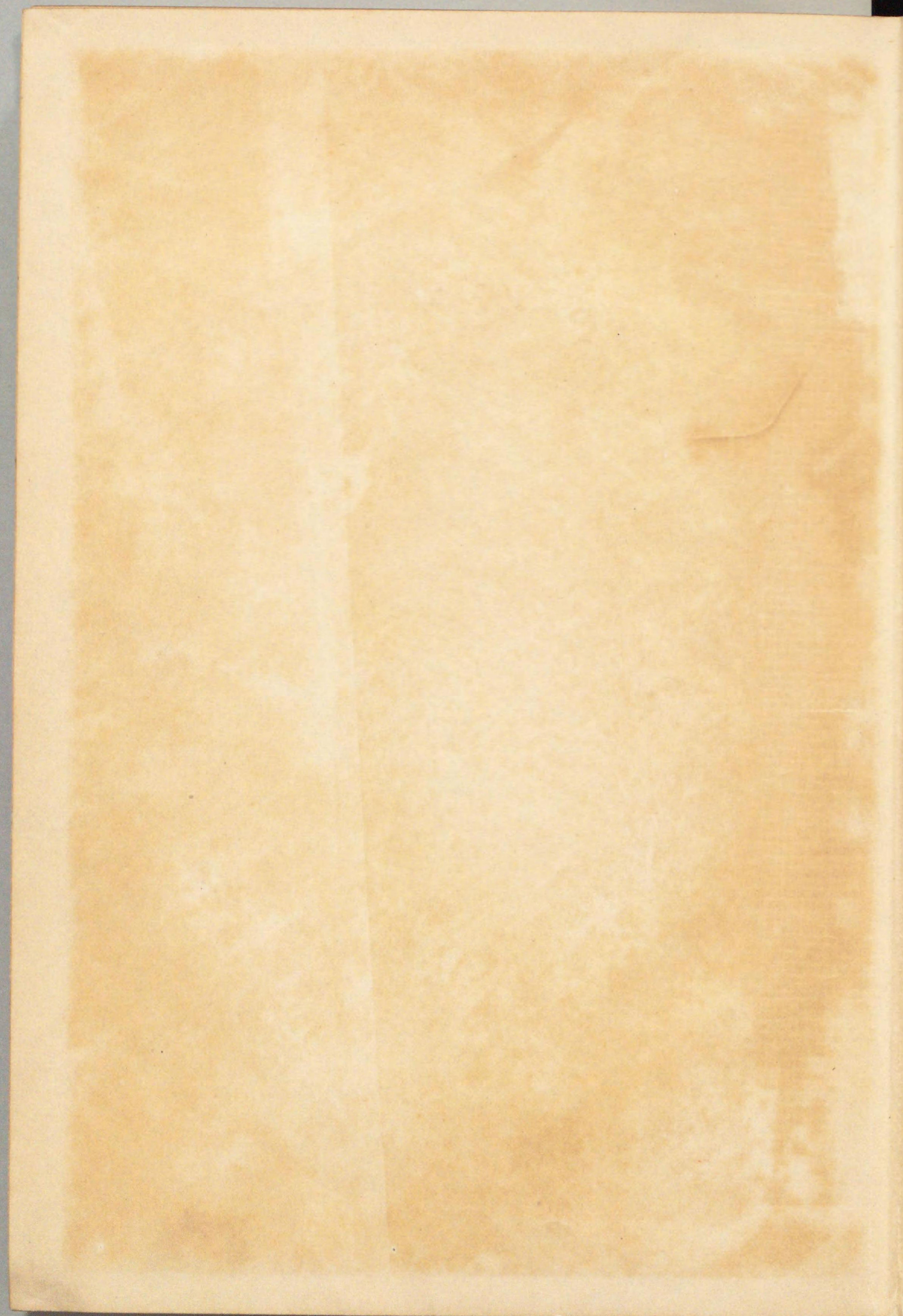


081.7  
Ki125  
K









吉備羣書集成

第四輯

(傳記類)

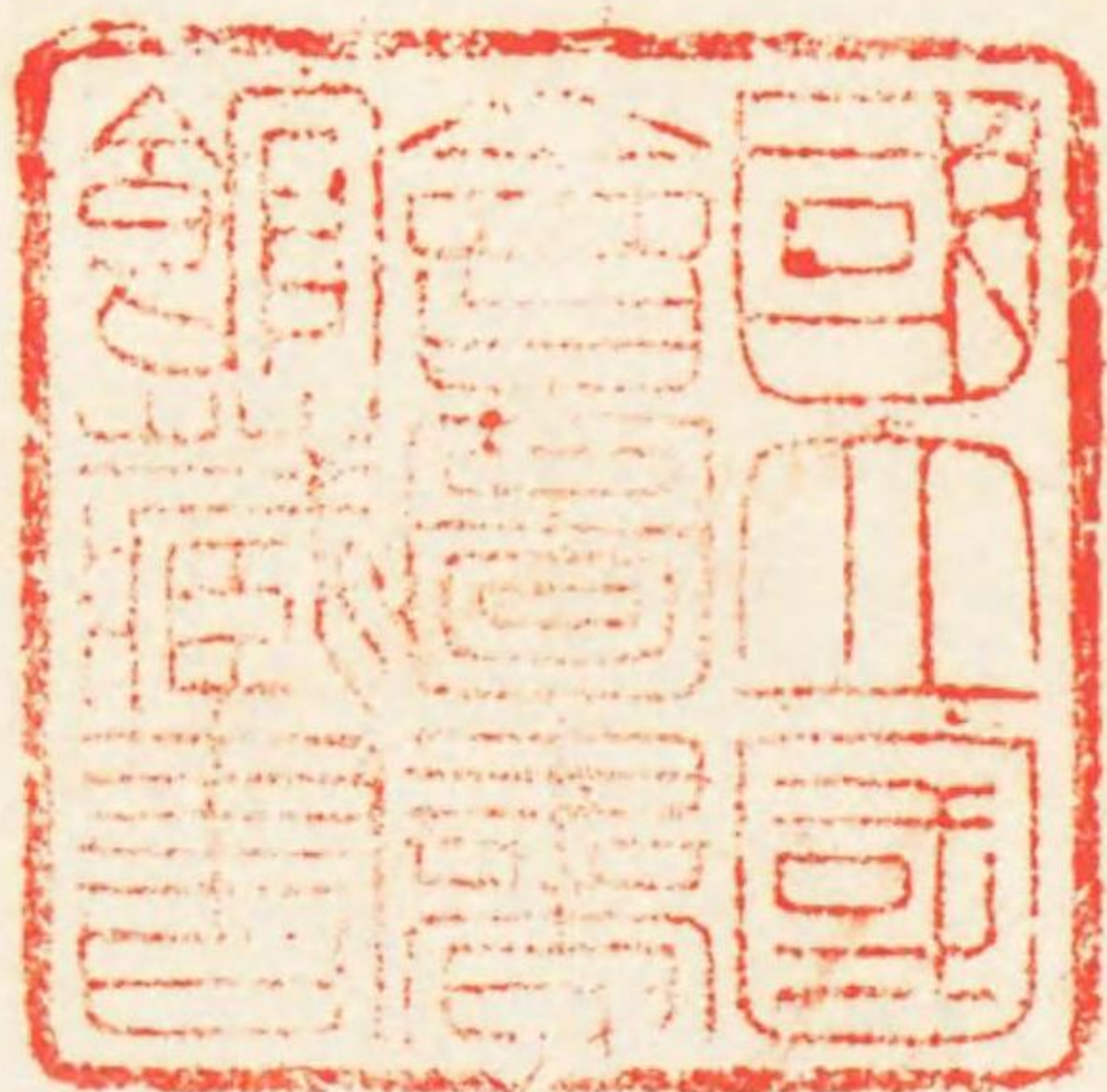


吉備羣書集成

第四輯

(傳記類)





251926

### 凡例

- 一、本書は、既刊本の採録を避け、未刊本の蒐輯に努め、已むを得ざるものは、出来得る限り、その記述を、簡略にした。例へば、和氣清麿傳・兒島高德事跡考の如き、則ち是の類である。
- 一、本書は、凡て手記せるものを筆寫せる爲め、時に文意の判然たらざるものもあつたが、敢て、之れに筆を加へず原本の儘録載することゝした。例へば、仰止録中に、まゝ見るが如きものである。
- 一、本書は、重複を避ける方針の下に編纂した爲めに、筆寫校合の後ち、採載を中止したものが尠くない。例へば、率章録と遺愛志とは、與に芳烈公の言行録であつて、前者の和文體なると、後者の漢文體なるとを異にするのみであつたから、遺愛志を省略した如き、仰止録附録第一卷を削除した如き、更らに、圓光大師縁起の如き、元享釋書抄の如き(社寺部と重複するものをも)茲には避けることゝした。
- 一、本書の底本となつたものは、殆んど岡山縣立圖書館本であるが、東京帝國圖書館本も、亦尠くない。
- 一、仰止録の底本は、永山卯三郎氏の藏本に據つた。
- 一、本書中「蠹魚の香」とあるは、岡山縣立圖書館司書河本一夫氏が、多年の研鑽の成果を集輯せる手記である。

昭和六年五月五日

無適 森田敬太郎



編纂を終りて

本書を編纂するに際して、曩に發行した内容見本所載の目録を忠實に採録せんとした。然るに逐次原本を閲讀すると、同一種類のものが頗る多いのに驚いた。加之、内容見本所載本の、全部を網羅せんとすれば、優に十七八卷乃至二十卷のものとなるであらう。そこで、既刊本を略し、重複を避けると共に、第一・第二・第三輯に使用せる舊活字を廢し、九ポイント新活字を基本とし、六號及び七號活字を使用することとした。若し、本書を舊型によつて出版するならば、本書に包含する字數より推し、優に八百五十頁餘の大冊となつたであらうと思ふ。爾後、逐次刊すべきものに就ても、同種と既刊を廢し、異種珍籍を集輯し、敢て内容見本にのみ囚はれない方針の下に編纂したいと思ふ。

六・四・一五

第四輯の編纂を終りて

無 適 生

吉備群書集成第四輯目次

一 埋禮水	一
一 備前七英士讚話	二五
一 墮涙口碑	四九
一 率章錄	一〇一
一 泳化餘編	一六一
一 仰止錄	一七三
墓 表	一七五
祠堂記	一七八
年 譜	一八一
凡 例	一八七
自 卷之一	一八九
至 卷之八	二八五
一 仰止錄附錄	二八九
卷之一	二八九
卷之二	二九一
筆能阿末梨	三〇七
一 仰止續錄	三一
天之卷	三一



地之卷

仰止錄跋

一 清水宗治事蹟

一 右大臣吉備公傳

吉備真備

私教類聚目錄

吉備公太夫人古冢記

一 和氣清磨呂傳

一 兒島高德事蹟考

一 熊澤了介先生事蹟考

一 熊澤先生覺書

一 泮水餘波

自 卷之一

至 卷之七

一 泮水餘波附錄

自 卷之一

至 卷之四

三三五

三六四

三六五

三八三

三八七

三八九

三九一

三九三

三九五

四〇九

四二一

四二九

四二九

五六一

五九一

五九五

七〇四

吉備群書集成第四輯目次終

# 埋禮水

上下全



埋禮水に就て

無茂禮水は、播・備・淡三國主池田宰相光政の息、武藏守利隆一代の事歴を詳記せるもの、池田利隆言行録と言つたものであるが、序も、跋もなく、何人の著述であるか詳でなく。

昭和六年二月下旬

森田無適

埋禮水 目次

上 卷

- 一、參議輝政卿逝去付利隆朝臣家繼之事……………(一頁)
- 二、池田美作守成立並大阪にて喧嘩之事……………(一頁)
- 三、播州印南野勢揃之事……………(二頁)
- 四、秀頼公より利隆朝臣へ書翰之事……………(三頁)
- 五、尼ヶ崎加勢之事……………(四頁)
- 六、利隆朝臣出陣之事……………(七頁)
- 七、神崎川越之事……………(七頁)
- 八、中津川越之事……………(八頁)
- 九、雀部與作之事……………(九頁)
- 一〇、野田福島鐵炮迫合の事……………(九頁)
- 一一、天満口押詰る事……………(一〇頁)

下 卷

- 一、元和元年再尼崎加勢之事……………(一三頁)
- 二、利隆朝臣出馬之事……………(一三頁)
- 三、大阪にて諸士心馳之事……………(一四頁)
- 四、柳田半助事……………(一五頁)



五、城和泉守敵留合戦之事……………(一六頁)

六、船手働きの事……………(一九頁)

七、落城の日諸士高名之事……………(一九頁)

八、利隆朝臣逝去付高木内記殉死之事……………(二二頁)

埋禮水 目次終

埋れみづ 上

一、參議輝政卿逝去付利隆朝臣家督之事

爰に參議輝政卿と申せしは、本姓は池田にて、濃州大垣の城主勝入信輝の第二男なり。幼名は古新、中比は豊太閤より姓を賜り、羽柴三左衛門尉と申す。後徳川殿の婿とならせ給ひ、播磨、備前、淡路三州を領し、播磨の姫路に在城なり。一族四方に充滿し、譜代、新參の家人等其數を知らず。其上名有諸浪人來り集りて、其威勢肩をならぶる人なし。世に西國の將軍と申せしも理りなり。然るに慶長十八年正月二十五日、病に依て薨じ給ふ。其年五十歳とかや。實に可憐年齢なり。此由を大阪にて、大野修理亮聞及びて、御城に出仕し北の廣間にて、姫路の三左一昨日死去也といふ。其座に居ける老功の者共、一同にそつと驚く。修理不審成顔にて、其意を問ひければ、さればとよ、輝政は大阪の押へなり。輝政世にあらん限りは、關東よりは氣遣ひなく、秀頼公の御身の上無事成るべし。輝政卒去の上は、大阪は急に亡さるべしと云し。果してその言の如く成べし。さて輝政卿の遺跡をば、徳川殿より臺命有て、嫡子武藏守利隆朝臣、播磨國を領し。次男左衛門督忠繼朝臣、備前國を領し。三男宮内五輔忠雄朝臣後任參議、淡路國を領す。兄弟一族備前岡山左衛門督忠繼、淡路由良宮内大輔、播磨粟松平松千代輝隆、同國赤穂松平岩松政綱、同國佐用松平右七郎輝興、因幡鳥取池田備中守長幸各分國有て、骨肉の親は厚く、誠に力ある人と、百條の箭幹はおりがたく、一疋の馬尾は抜がたき、古諺も、思ひ出されて、頼母敷有さまなり。

二、池田美作守成立並大阪にて喧嘩之事

是より前の事なれども、思ひ出しぬれば、書記し置ぬ。池田美作守之信は、紀伊守之助遺腹の子にて、母は鹽川伯耆守の女なり。美作守故有て、一條家に生長し、慶長七年四月十七日、從五位に叙せらる。其後に秀頼公の御書院番に成る。船越五郎左衛門養子掣となり、五郎左衛門祿半なまはを分與へ、秀頼公・輝政卿よりも御合力有て、都合五千石程



の身代なり。後に五郎左衛門と不和に成て、娘を離別し、勤仕は元の如くなりける。其比朝鮮より貢所せし、天下無双と聞へし、月毛の荒馬有。大阪衆の中に乗得たる人なし。美作守は、荒木志摩守が門人にて、騎馬の妙を極む、依之秀頼公命じて、乗らしめられけるに、鞍の上、やすらかにして、二三邊徐にあゆませ、早道二三邊心の儘に乘終りければ、甚御感有。其馬鞍の具ともに賜りける也。慶長十五年の春の事なりし、秀頼公御小姓衆八九人並、御詰衆、津田出雲守・渡邊内藏助此時は赤座主殿・美作守等同道して、野田村の藤の森に行。藤の邊にて一日酒盛し、其後、各小船に乗て、福島海左江村などへ見物に行けるに、津田出雲守一人は酒に酔て、藤の邊に休み居ける。出雲守家隸も野田の在家に行て、一人も不居合、林齊と言ふ座頭一人、傍に在ける處へ。薩摩者十人計、四尺計の刀の小尻に少き車を刺し、出來りて。出雲守に慮外し、口論に及ぶ。薩摩者六人拔連て切て掛る。出雲守十文字の鎗にて働く、六人ながら濱邊追出しけるが。此にて六人とも返し合せ、出雲守九箇所迄深手を負、危く見へし處を、右の林齊と言座頭、濱表に積置たる割木を取て、六人の方へ無透間、抛掛防ぎける中に、渡邊内藏助・池田美作守兩人、脇より駈付き、内藏助は長刀、美作守は鎗にて働き、三四人仕留、残る者共に手を負せ、追拂ひ、出雲守を引立、介抱する處へ。出雲守家隸並、方々へ見物に行たる御小姓衆、聞付次第々々に馳集り、出雲守を取圍ひ、大阪へ歸りけれ共、終に其日の暮方に死にける。其時内藏助・美作守下人にも、手負有けれ共首尾好引取しに。内藏助・美作守若黨に一人、竟手負て引兼けるを、薩摩者共立歸り捕へ歸る。内藏助若黨をば殺害せし由、聞えけるに。美作守は家來を殺害せば、堪忍すまじと申懸り、覺悟を極め居ければ、既に大なる騒動とも成るべかりしに。其比、輝政卿の威勢にて、美作守家隸は島津家より、無事に返しける。同年江戸・大阪御不和に成ければ、美作守は卿の甥なれば、大阪退去せん事を、輝政卿へ訴へ申ければ、徳川殿の御内意を受給ひて後に、立退候へと下知有ければ、則出奔して、京都妙心寺中に隠れ住けるが、大阪冬陣の比、播摩へ歸りける。

### 三、播州印南野勢添の事

去程に關東・大阪御手切れ有て、近々には御陣觸あらむと沙汰せしかど。利隆朝臣播州印南野にて、試に備立すべしとて、諸士より以下雜人迄召集められ、終日彼爰に陣列の下知有しかども、兎角備形所存の通に立かね、人衆立騒で、猥なりければ、氣色甚だよろしからず。時に舟戸帶刀と云老功の士ありけるが、兼て此企有るを聞て。敵を不見しては備は不立ものなりと。人にも物がたりせしが、果して其言の如く成ければ。利隆朝臣の側近く参り、今日の御備立、某に被仰付候へかし、立て御覽に入申べしと言。則望に任すぞ存分に立候へと、被命ければ、其儘諸手へ走り行、今日御備立、愚老に被仰付候間、後は兎も角も、一應我等次第に被致すと云て、皆々鎧の石突を、銘々地に突立て、芝居に居敷れ候へとて、芝付せければ、早靜りて見へける。それより諸手を廻り、出入の列を直して通りければ、何の造作もなく、備立整ければ、其勢の拔ざる内に、はたくと人數を引揚たり。利隆朝臣感稱少からず、大阪兩度の出陣に、帶刀を武者奉行に申付られしと云。

### 四、秀頼公より利隆朝臣へ書簡之事

慶長十九年の秋秀頼公より利隆朝臣へ、書簡來りて。二字兼光の刀を贈られ、此度大阪へ一味あらば、大國三箇國望に任せ、宛行れんとなり。利隆朝臣其刀を返され、書簡をば本須勘解由此時は勘を使として、京都所司代板倉伊賀守勝重へ遣さる。伊賀守對面して申けるは。武州定て異心有と覺ゆ、其趣上聞に達すべきことや。勘解由其故を尋ければ、武州若無二に關原に志あらば、此節大阪より書簡來らば、封のまゝにて差出さるべきに。開封披見の上にて、今如し是なるは、奥意を察するに、書簡の趣、若武州の意に叶ひなば、大阪に一味せらるべし。其文體心に叶はざる處有を以て、我等へ見せらるゝと覺へたり。此後また武州の心に叶ひ候書翰至らば、大阪へ一味せらるべきも知れがたし。此故にかくは申なりと云。勘解由甚迷惑し色々理をつくし、利隆朝臣の異心なき由を申せども。伊賀守中々合點せず、其時勘解由居直りて申けるは。貴殿の言の如きは、將軍家の御爲には、敵を増長せらるゝなり。今異心なき武藏守を曲て、關東に讒し給は、武藏守一身置所なく、恐らくは大阪に一味仕るべく、左あらば關東方の御先手を、



一備も二備も、なか切崩さで候べき、是を關東の忠節とや申べき、不忠とや申さんと、またびは欺き、一度は怒て申ければ、伊賀守色和ぎ、其方の言一々其理有、武州別心なき段宜上聽に達すべしとて、書翰を留置ける。勘解由歸て事の次第を一々申ければ、大に勘解由を嘆稱せらる。

五、尼ヶ崎加勢の事

大阪冬陣の前、片桐市正且元大阪を立退、秀頼公に色を立る、依て大阪騒動する由、沙汰有。播州尼崎は建部三十郎居城なりしが、幼少にて少身なり。殊に大阪へは程近き所なり。播磨は隣國の上、三十郎は利隆朝臣の縁者なり、旁以棄置て、尼崎を取巻れば、關東へ申譯有まじとて。利隆朝臣は其比迄も、江戸に有て留守なりしかども、家老とも相談して加勢のため、池田越前守・宮城筑後・田宮對馬等を遣す。此時越前守くみの士共大勢なれ共、人足不足して、同日に打立者なし。石田鶴右衛門・石田與左衛門・服部清左衛門兵衛三人計は、早速手を合て行たり。餘の士は追々打立けり。其後關東よりも、尼崎は大切の地なり、多勢にて持堅よとの御下知あり。其節片桐が兵萩の城に、兵糧を取入んと出たるを、中島の大坂勢追討す。片桐が人數大に敗れて、尼崎迄引取、城中へ入んといへ共、且元は大阪の股肱羽翼なり、逆心と云共眞偽難計とて、城中へも不入、加勢も不出打捨て置ければ、彌々討亂され宗徒の者ども討死多し、大阪方も黄昏におよびて引取たり。其時、宗城筑後、城外の様子を見て參れとて、石田鶴右衛門を遣す。早軍果て大阪方の雜人、引おくれ居たるを。鶴右衛門追かけて突伏、是を取歸りけるが。又思ひ直し青葉首何かせんとて、城外の堀に投捨たり。この事後に評判せしは、平生青葉首をばせう翫せぬ事なれ共、此時は各別の事なり。關東・大阪御手切有て、一戰の初なれば、天下の一番首なり、然らば首の高下を論せず、關東へ獻じて、物始を賀し被<sub>レ</sub>申ば。近江路にて、徳川殿の御實檢に入なば、利隆朝臣の無二の志も顯れて、諸人の粉も有まじ、然らば後の片桐を救はざる、御不審もなかるべきやと云合り。扱尼ヶ崎勢片桐を不<sub>レ</sub>救に付、市正大に立腹し、尼ヶ崎には建部・池田・田宮等ありながら、我手の者を見殺にする事奇怪なり、向後の爲に申上べし迎、事の次第を京都板倉伊賀守ま

で注進す。伊賀守より早飛脚を以て言上す。徳川殿大に憤怒し給ひ、武藏守もの共、尼ヶ崎に在ながら、何として片桐勢を見殺したるや、子細を糺明せよと。伊賀守に上意有。この時は利隆朝臣、江戸より歸國し、西宮に在陣の比なりければ、伊賀守西宮の陣所へ使を馳て、事の由を申贈る。利隆朝臣我等は其様子被<sub>レ</sub>存とて、尼ヶ崎へ稻川二字不明岩井九郎左衛門を使にて、穿鑿有り。尼ヶ崎返事に、片桐が兵討れる時いか計助度存候へ共、城中無勢にて候故、是非なく不<sub>レ</sub>助よし、一同に申ける。田宮對馬進み出で、只今の返答以外の外の僻事なり。其子細は尼ヶ崎は、大切の地なれば、多勢を籠よと上意有しを、城中無人なりと申さば、殿の御爲悪しからん、其申分は先日、片桐が者共被<sub>レ</sub>討御時に、何れ城中より出て、助んと申候へ共。田宮對馬と申者必々出る事無用に候。尼ヶ崎の城を持堅る様にとの上意にて、主君より我々を入置れ候。其上尼ヶ崎の地、海陸地二つの道有、一方よりおひき出し、搦手の納戸のごとくなる所より、攻入られれば、大事ならずや、縦令市正攻殺れ候共、不<sub>レ</sub>助して越度有まじ、大事の要害咽喉のごとくなる處なれば、加番に入たる播州者ども、片桐勢を見殺候とあらんは、天下の御大事に不<sub>レ</sub>及番なり。迂闊に城を出、海手より跡を取切られては、池田家弓箭の越度、天下の御大事、且世間の笑物に成べし。以前難波・木津表の中入仕損じ、原田備中討死し、坂井右近が堅田の討死まのあたり、池田勝入長久手の敗軍、皆中入の手立不<sub>レ</sub>調して、後れを取り處なり。必々一人も不<sub>レ</sub>討出して居られ候へ、片桐とは見へ候得共、萬一大阪勢の我々を引出すべき爲に、同士軍するも不<sub>レ</sub>存候間、何も申合、片桐が兵は、態と見殺に仕候と返答す。この趣利隆朝臣より、伊賀守取次にて、上聞に達しければ、輝政の餘風残りて、末々迄、律義なる弓箭の取様と上意有て、先年濟ぬ。

此時左衛門督忠繼朝臣よりは、南部越後尼ヶ崎の加勢に至り、始末の心馳、宮城等に勝れたるといふ事あり。され共、利隆朝臣の臣従の働にあらざれば、こゝに洩しぬ。

或説に、此時、須賀左京申けるは、尼ヶ崎の援兵少し後に悔る事あらんといひしが、片桐勢を不<sub>レ</sub>救も、實は小勢故なりといふ。さらば左京先見の明なり。

一書に、田宮對馬を八田豊前に作る誤なりと見ゆ。他書に池田越前守を幕下の士とす。是又誤なり、不明の證據有事なり。越前



守幕下に仕へしは、大阪一覽後に、尼ヶ崎の功に依て被<sub>レ</sub>召出<sub>二</sub>候也。

斯る尼ヶ崎の御不審晴るに似たりと雖共、讒者朝に有て、利隆朝臣の事をあしさまにのみ言成しければ、徳川殿の御氣立不<sub>レ</sub>宜、利隆朝臣の身の上も、危き程の事なり。此事を大に驚き、愁ひ給ひて、此度の申譯の使に、誰を遣すべきとて、利隆朝臣の入札番大膳なり。其外入札過半大膳なり。則大膳を遣さる、辭する色なく領掌す。家老共猶恐れ疑ひて、大膳此度の申開きは如何申べきやとふ。大膳不<sub>レ</sub>答懷中より、七寸計の短劍を抜て見せければ、家老共、扱は心易しとて止め。扱西の宮の陣所より、京都二條の御城に行けるに、徳川殿御直に聞召、大膳利隆朝臣の異心なきよしを、段々申上、尼崎の指圖を御披見に入、攻守の利害を述、其外御不審の箇條をも、御尋に應じて、申披き仕けるを、徳川殿上意には何と云共、兩事の日和を見合、今日に至り、兎や角と申分するとも、明白なる證據なし、聞届難しとて。既に御座を立せらるべき様子を。大膳つか／＼と御側に立寄、御裾に取付、只今申上たる趣にても、御聞届のなき上は、武藏守身上も是迄にて御座候、御姫様の御腹をこそかり申さね、御孫とは思召れずや。只今申譯仕らずして、いつの世に武藏守、無實の讒言にかゝりしを申披べき。扱々情なき次第なりとて、涙を流し御裾にそゞぐ。其時徳川殿御顔色和ぎ、いかにも聞届たり、向後を慎めと、歸て申聞せよと仰ける。大膳猶御裾を放さず、平伏して居けるを、本多上野助<sup>介</sup>正俊側に居たるが、申分聞召届らるゝことの上意、有難き仕合なり。早々歸りて申聞すべしぞ、そこ罷立と云、大膳少し居直り、上野介に向ひ、只今申上げたることく、毛頭武藏守誤りなく候へば、此後改めて慎み申事なく候。以後を慎めよとの上意は、猶明白に聞召届られぬ處もやと、奉<sub>レ</sub>存るといふ。徳川殿重て成ほど誤なく段聞届たり。早々申聞せ安堵させよと上意あり。其時大膳飛しざり、難<sub>レ</sub>有仕合なりと罷立。跡にて上野介申にくき所能申上候と、いゝしかば、徳川殿仰に、彼が親は、藤左衛門とて、勝入が長久手にて討死せし時、三左衛門が俱に討死せんとせしを、無理に連歸りて家を起たり。今の大膳もうい奴なり、武藏守は能人を持なり、との玉ふ。御側にありける輩も、譽ぬはなかりける。

此時、大膳申披きの始終を、委敷書記せし物を見しに、其中心がたき事共多し。大膳子孫には聞も及ばぬ事なれば、申披の辭は

畧して不載。

秘説に云。田宮對馬が意見を一度聞召て、又御不審起りしは、良照院殿<sup>家康公の御女輝政公の隠室</sup>の遺跡を、皆當腹の奥達に領知せしめんが爲に、さま／＼姦計を廻らされ、利隆朝臣の事を、讒言させ給ひける故、また如期の事ありしといふ。

### 六、利隆朝臣出陣之事

慶長十九年は、江戸御城普請有て、利隆朝臣も御手傳したまひ、在<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>なり。家臣も多く江戸に有けるが同年の秋、大阪に色を立候故、暇を給りて歸國なり。然るに利隆朝臣には、兩將軍心を置かれけるにや。老臣池田出羽・伊木長門兩人を、江戸に留られ、此役に従ふ事を許されず。池田新吉計は、利隆朝臣に従て登りける。同九月大阪川口へ、西國より入込候船ども押入候故、兵庫に番船を置れける。隊長には菅若狭・同く組・同與力組、船奉行は、岸越中外中小姓十人是にかはる。十月十九日には利隆朝臣、姫路出陣し給ふ。左の先手は伊木長門・名代同姓日向。右の先手は池田出羽、名代同姓美作守なり。姫路の城代は土肥飛彈<sup>此時は</sup>同東丸は水野數馬、同國明石は舍弟因幡守<sup>後號</sup>飄菴守役には、林小左衛門・山本藤左衛門等なり。垂水在番は多賀長大夫其外數多ありしかども、覺え侍らず。扱兵庫表に發向し給ひ、夫より西宮に陣を移され、又尼ヶ崎に出張し給ふ。同十一月朔日、攝州九々智とて河野頼母・同く刑部を被<sub>レ</sub>召出、頼母は數度の武功、世に知れたるものなり。其頃前島を、大阪方より取べき模様成ければ、徳川殿より利隆朝臣に、丹羽山城を遣し候得と、上意あり。老功の武士成故に其選みに逢しなり。則利隆朝臣より、與力の士十餘人、足輕二十人加勢に付られ、山城守預りの人數を合せ、騎士三十人、足輕百人にて、打立ける處へ。徳川殿より御使者有て、前島には氣遣有まじき模様なり。最早山城は參るに不<sub>レ</sub>及との御事なり。右に付、山城守は前島より引返し、元の陣へ備へける。

### 七、神崎川越之事



同十一月七日、利隆朝臣の勢、俄に神崎川を渡る。中にも梶浦大隅は四十挺の鐵砲を、組の士村山亦左衛門・船戸角右衛門帶刀子後改帶刀、兩人掌せて、何時も先を仕候へと申ければ、兩人一番に神崎川をぞ越たりける。是を見て、大隅組の騎士、平井少三郎・同彌五郎・杉浦左太郎已下十人計、小船に取乗渡しけるが、船や損じたりけん、人や多かりけん川中迄乗出しけるが、次第に沈み入て、水は深し流は急なり、あれや是やといふ間もなく、あへなくも神崎川の底のみくづとなりける。續く跡に渡しける、香西縫殿助は日置豊前が跡備なりけるが、縫殿介備を借て居ける。湯屋藤左衛門早々川向へ渡り着。岩越宗左衛門・明石源左衛門兩人追續て渡り、豊前へ縫殿助より使者を以て、只今川越候と告遣す、跡より縫殿助旗二本渡りしを、取て押立三人さし圖して、先へ進みける。外よりは縫殿助先陣の様子に見えたり。續く日置内藏助も、川を越て東の方に人數を備へけるが、旗並、他に勝れて見えければ、利隆朝臣内藏助に、旗の立様それ見事也と、命有りしかば、伊丹半右衛門建させ候と申す。利隆朝臣さればこそと感稱有り。其夜高木内記を以て、褒美有しとぞ。梶浦大隅組の乗し船一艘沈し外は、先手より後陣迄、一人も恙なく、川の向へ越て備へける。

### 八、中津川越の事

同じ比、神崎表にて、左衛門督忠繼朝臣中津川を越て、敵に向わる。利隆朝臣も越んとし給ひけるを、將軍家老御目付城和泉守・小倉治右衛門、徳川殿の上意なりとて、強て押留んとす。利隆朝臣の從者共不聞入、我先に進み出んとす。兩人大に怒りて、我等が云所は、皆上様の仰なり、我詞を用ひすと、汝等一々腹切せんといふ時に、瀧川出雲進み出申けるは、いかに上意にもせよ、御下知なきに、拔掛などして、私の功のみ食らば、押留給ふとも、御目付の職ならぬ。此度は左様の事にあらず。左衛門督は上様の御孫なり。武藏守には弟なり。只今、左衛門督打負なば、御孫を見殺し、弟を救はず、武藏守何の面目あらんや、今度川を渡りて、御咎めを蒙らば、我等一々腹切て、其過をふさがんのみ。若左衛門督を不救して、武藏守二心あるかと、御粉（疑カ）を蒙らば、いかゞして申披き仕るべきや。其時貴客の許を頼

むとも、貴客も又いかなる御氣色にて逢給ん。疾々人數を渡し可然と云。兩使も理にふくし、猶豫の色有ければ、惣軍勢に乗て中津川を渡りければ、大阪にも、此大勢を見て、早々引取ければ、合戦は無かりけり。此文追て補ふべし。  
一書に云。此時城和泉守、川越を留ける處へ、徳川殿の御陣番阿部四郎五郎來りければ、利隆朝臣如何せんと尋らる。阿部答て現在の弟の軍するを、餘所に見て居る事やあるべきといふ。この詞に力を得て、皆々川を渡りしと云。

### 九、雀部與作が事

其比の事なりし。大島の民家陣所の妨なり、焼拂へとて、先手の隊長へ下知有けるを、所のもの傳へ聞て、大島は利隆朝臣の士、雀部與作が先祖の領地たるを以、與作に付て色色歎きけれども。是は天下の大事也、私を以て是を許さるべきやとて、更に請がはず。與作は香西縫殿助姪なりけるが、縫殿助無事を聞。利隆朝臣に、百姓共が歎きの次第を申ければ、大島を焼たりとて、左迄味方の益にも成まじければ、其儘にせよと下知有ければ、大島の者共悦びて、我先にと馬の糞藁を捧ければ、在陣中糞藁澤山にて、便利を得しと云。

### 一〇、野田福島鐵砲迫合の事

此時、菅若狹は船手にて尼崎に居けるが、無勢にて、新家へ渡る事不叶。爰に鈴木登之介は數度の戦功有て、殊に大炮の妙手なりければ、若狹より利隆朝臣へ、登之助を此手へ加へ玉はん事を乞ければ、召此手へ被遣、相從ふ士には、貝福右衛門初源十郎、大島六大夫、小川關大夫、津村佐介、志賀九右衛門・林與右衛門等參りける。若狹云けるは、新家表へ大阪より、から船をかこひ候て、乗出し候體なり。見て來り候へと云。登之助小船にて、新家表へ推渡り船にて見届け給、圖を認て歸りける。時に十一月十六日なり。其夜は新家へ渡り、葭原にて夜を明しける。明れば十七日、菅若狹・同權作・深谷助左衛門等、新家へ推渡り、敵出、互に鐵砲迫合あり。若狹家隸二字三大夫、並、深谷助左衛門、鐵砲小頭村田彦兵衛等忍入て、新家の民屋に火をかければ、折節風烈敷く、敵の陣へ吹付けければ、大阪衆衆埋禮水 上



へず、新家を捨て、野田・福島に引返れば、新家をば取定めける。此體を見て、九鬼長門守船に乘來り、新家に上らんとしけるを助左衛門押留て更に上ず。長門守色々斷有けれ共、母衣ほろの者計揚げる。夜明て見れば、大阪方は白きしなひ五十本計、あかねの母衣なども見へしが、人數いか程とも知れ難き様子なれば、若狭差圖にて、登之助小船に取乗り、川を漕上り、敵の形容を見及び候へば、刺物計堤に立並へ、人數みた鍔蔭に居けるを、能見届て歸りける。其日大阪勢又かさみて、福島の堤にて烈敷鐵砲迫合あり。安宅次郎左衛門・菅文右衛門・菅平内等、此場にて能働く。牧野右馬助も鐵の披よし。左衛門督忠繼の從者、藤岡六左衛門・水野吉六・野門一學・宮脇四郎大夫・八木平十郎など、助來りて、自身鐵砲を放つ。森孫左衛門も來りけるが、鐵砲にて肩を搏拔せ、頓て引退く。日の出より晝下り迄、迫合けるが、敵味方雜人には、手負、死人數多有けれ共、宗徒の武士は悉なかりける。此鐵砲迫り合の様子、利隆朝臣の本陣へ聞へければ、加勢を遣はせとて、先、小川主水從士並鐵砲を一字ひて、新家表へ來り、福島の堤へと急ぎけれ共、敵引取て居ざりけるに、引おくれたる生虜者一人居けるを、主水家來難波藤兵衛追懸て、首を取り歸る。又翌朝は山脇主馬も、組を引具して、加勢に來りぬ。其後も少々は鐵砲搏合けれども、十八日程烈敷事はなかりける。同二十五日諸手共に押掛け、野田福島燒拂ければ、大阪衆は引取ぬ。

一一、天満口推詰る事

斯て、十二月朔日には、惣勢天満口へ押詰る。舟戸角左衛門は中の渡りへ、唯一人馳着て、天満表の敵合を見及び、三屋村迄立歸り、相組に逢て、夫より中の渡を越て、一番に天満の柵際迄押詰る。利隆朝臣の責口は、天満橋際より上三十間餘の處なり。仕寄をば熊谷十左衛門指圖して付る。城中より鐵砲烈敷搏ける故、足輕鐵砲計にては、仕寄附難し。士數人鐵砲搏候へと、下知有て、各放ちけるに、芳賀内藏助組船橋七郎右衛門は、中にも勝れて進み出搏けるに、刺物に鉛子なまこ三つ中る。然れども、終に不<sub>レ</sub>退働きける。波多野一族六人、須賀石見等仕寄を付けるが、白晝に兩組計にては、仕寄付がたし。夜に入候は、手段も有べきか、是非共日の中に付よとの儀ならば、加勢賜り候へと申す。利

隆朝臣芳賀内藏亮に見分せしめらる。内藏亮茜染の羽織を着、馬に乗て先手に至れば、此邊の家は悉く城中より、燒拂ひければ、土藏など燒残りたる陰に、兩隊の勢怵へ居る處にて、芳賀馬より下りて、見分に來るよし申ければ、橋より上に印杭建て置候なり、見られ候へと答ふ。内藏亮見分せんとて進みゆくを、先手の士ども、祐筆上り、内藏亮初卿の祐筆なり。關ヶ原陣中にて、注進狀を書かしめられけるに、折節敵味方の鐵砲の音夥しく、山河も崩るゝ計なり。されども内藏亮色をも不<sub>レ</sub>變、側をも不<sub>レ</sub>顧、心靜に常の如く認ける。是より内藏亮器量をしられ、段々と昇進し、利隆朝臣の時に別て寵遇重く騎士を預り、政事を執ほどの身に成けり。

又或説に、關ヶ原一亂の時、輝政卿岐阜城の攻手たりしかば、落城の注進狀を芳賀に命じて書かしめらる。芳賀卿の床机の前に在て、是を書ける時、城内の焔硝藏に火入て、俄然として音を發し、山嶽も崩るゝがごとし。衆皆驚て色を失ひ、敵變を生ぜしと思ふ。只卿と内藏亮とのみ、自若として、卿は其文言を好み給ひ、内藏亮は筆をも留めざりしと云ふ。の武者振見よとて、守り居る。内藏亮は常の歩行の如く、川端を行に、城中より鐵砲を擲出す事雨の如く、川水に落入て別て夥し。され共芳賀は靜に足數をかぞへ、其間數を積て立歸る。扱人々にむかひ、成程間數にては不<sub>レ</sub>足に候とて、旗本に乗歸りけるが、無<sub>レ</sub>程竹村伊豆・大方備後等加勢に來りける。同じ夜の事なりしに、池田下總小屋に在けるに、城中より鉛子なまこ來りて、先森寺四郎兵衛が髪を打切たり。又一つの玉は下總が手に持たる盞を打碎きたり。此外鉛子多く來りて、下總が鎧持は胸板を搏貫かれて即死す。され共下總年若と云、無双の士にて少も驚怖の色なかりける。又鈴木登之助は竹束裏に井樓を組上げ城中へ大筒を搏掛け、外郭の矢倉へ多く打中る。城中も是に屋（煙）しけるとぞ。登之助は大阪衆にしらぬものなく、何卒籠城の人數に加んとて、大野修理朝臣の披覽に入る。冬陣の後利隆朝臣の命を受けて、大阪にのぼり、城中の動靜を伺ひ、密に播州に各報しける。其比大野修理討に仕損じ、討手は當座に撃れし事を聞て、姫路に歸りける。又夏陣の初、大筒の利徳ある事を、利隆朝臣感じ給ひて、登之助に命ぜられて、何とぞすぐれて大なる巨砲を鑄させよ、されども唐金の才覺成まじ。播州一國の寺社の鐘鐘を取集て鑄させよとなり。登之助承はりて、其鐘は取切に有しや、又は後々は鑄させて、それ（人）に納め給ふ事にやといふ。利隆朝臣成ほど、太平の後には、本のごとく鑄て、歸附すべしとなり。扱は大なる不益にて、何卒才覺仕見申さんとて、京都の町人天野屋甚太郎に相談しければ、甚太郎唐金を多く集めて捧げる。其唐金にて、急に大筒を鑄させられける。是等の事に付ても登之助は無二の忠節有功の士なり。諸人仰ぐべき事なり。此大砲今猶岡。斯て同二十日迄は互に鐵砲を搏合けるが、關東・大阪御和陸の御扱有。同二十一日より互に軍を止め、二十二日には愈々御和議定りて、諸人暫く安堵の思ひをなし、利隆朝臣も御暇給はりて、歸國ましくける。



波多野一族六人を一に、波多野掃部に作る。然れども掃部は池田新吉が家老なり。須賀石見と並べ稱すべき様なし。また新吉幼年故、掃部新吉が人数を引連て、仕寄を付とも、知べからず。夫にても須賀石見一人是に加る事も意得がたし。此故に波多野兄弟六人の説に従ふ。冬陣には丹羽六人丹波が組を引て、先手に加ると、疑なければなり。

一説に、須賀石見を左京とす、誤なるに似たり。

或曰、池田攝津守利政の従士渡邊内藏亮初三好家任に任じ、後松本編八田豊後守が子某を取かひて、高名させしと云。何所の戦の事にや、未其詳なる事を不知。控するに、利隆朝臣の手にて、高名すべき場なし。豊後守子と云は、求馬助が事にや、其名を詳にせず。但八田彌惣右衛門守後冬陣には十六歳初陣なり。夏陣には冑首を得たり。此事を混じ誤れるも知るべからず。

徳川殿御巡見の時、利隆朝臣の陣所の前にて、利隆朝臣へ尋給ひけるは、姫路の城代は誰を置候や、土肥周防を申付候、さらば淡路の由良の城代は誰ぞや。土肥權右衛門を差置候と、答へ給ひければ、徳川殿なるほど、土肥權右衛門尤なりくと、再三仰れけるとぞ。これらの事も記し置べき事ぞ。竟爰に注しぬ。

### 埋れみづ 上終

### 埋れみづ 下

#### 一、元和元年再尼ヶ崎加勢之事

關東大阪御和議調て、暫干戈を治ると雖ども、一時の御計略に出し處にて、其事實にあらざれば。池田越前守も尼ヶ崎の城を守りて有りければ、元和元年卯二月に加勢として、大村伊織・竹越八郎兵衛・村瀬平左衛門等在番す。同三月に八田豊後守を籠らる。其頃、大阪より尼ヶ崎を攻べき風説有ければ、宇城筑後尼ヶ崎の援兵に向はんと請ふ。利隆朝臣被し申けるは、近頃兵庫の邊一揆どもまぜりと聞ゆれば、通路なるまじ、今四五日待て鐵砲二三百添遣さんと有けれ共。筑後うけがはず、一揆起ると聞ては、愈々遲滞成がたしとて、四月八日に出立す、兵庫、西宮邊の風説は利隆朝臣姫路を出馬有しと云ふらし。嘸大勢にてこそあらんと、推計りし故、筑後の勢には、手指者もなく、尼ヶ崎の城に入る。

#### 二、利隆朝臣出馬之事

同四月利隆朝臣姫路を出馬し給ふ。此度は伊木長門・池田出羽も、出陣を許され、江戸、伏見兩所へ入質を出して、利隆朝臣の先手を勤む。其比西國に反逆の輩ありて、海路を上る由風聞有ければ、室津の在番大切なりとて、池田河内新吉を留置る。河内は若年なれ共、波多野・伊藤等老功の者なればなり。此度備立次第は左の先、伊木長門・同姓日向・大村伊織・深谷助左衛門・渡邊新右衛門勤兵衛。右の先手は、池田出羽・同姓美作守・薄田七兵衛後左馬助。須賀石見異に堀四郎右衛門。先手目付は那須半兵衛・神子田四郎左衛門・安藤與一左衛門・薄田長兵衛なり。左の二備は、池田下總若原監物・土倉信濃・同姓隼人・赤座加賀・牧野右馬之助等なり。右の二備は、日置豊前、同姓内藏助・丹羽山城守・梶浦大隅・永井右馬亮・村田豊後等なり。左の三備、池田攝津・下總將監・番大膳なり。右の三備、芳賀民部・波多野兄弟



六人・山脇主馬なり。目付には伊庭藤大夫後號・岩田勝兵衛。次は旗本先備・池田伯耆後號・八田豊後守・伊庭甲斐。目付は長谷川權之丞・萩原源右衛門なり。左は土方備後・香西縫殿助・布施刑部・内藤平六郎後號・野村越中・森九兵衛掃部・右は瀧川出雲・神戸式部・櫻木大藏・宮城因幡對馬・土肥新介・水野數馬等なり。

一書に曰。左の二備、土倉信濃・同姓隼人・若原監物・赤座加賀・牧野將監。右の二備に、村田豊後なし。左の三備、上の文に同じ。右の三備、池田下總・芳賀民部・山脇主馬助に作り、波多野兄弟なし。以下前文の如し。何れが是成るをしらず。

武者奉行舟戸帶刀・須賀左京一説に、舟戸帶刀・森掃部・二人 旗奉行は正木勝左衛門・森寺彌右衛門。使番には岡田源大夫・太田善右衛門・香西五郎右衛門・宮野龜之助・安信忠左衛門・齋藤織部等なり。兵糧奉行は俣野六左衛門左衛門・長柄奉行は、向井十藏・松村傳兵衛・大村三郎左衛門等指揮す。先兵庫に陣し給ひ、又西宮に陣を移し給ふ。其時大阪より人數を出し、不意を打んとする由、内通の者より告來る。夫を聞て衆議區區也。瀧川出雲守申けるは、各如何思はれ候や。戰場に臨むは敵に逢て、死する社本望なり。敵に逢んとは誰も願へ共、敵に逢かたきは尋常の事なり。此度大阪より人衆を出す事、天の與ふる處にあらずや。是も不意を討て社、不覺もあらめ。況や内通の事ありて、告知らせたる上は、味方の勝利疑ふべからずと言。衆此義に同じて、西宮に陣替有ける。大阪勢出しかども、其用意色を知て、早々引取ぬ。此比岸和田城へも、一揆寄來申候沙汰有ければ。利隆朝臣より淺野但州へ使者にして、五藤茂左衛門鐵砲二十挺引連て、城中へ入。一夜守り居けれ共、終に一揆も來らざりけり。

### 三、大阪にて諸士心馳之事

同五月朔日には、播磨勢、尼崎迄押寄る。利隆朝臣は徳川殿の上意を請ひ給ひて、難波邊へ出張し、日置豊前を被遣、大和田數百家焼働有り。伊木長門は尾州名古屋御普請場より、美濃路を経て、大阪に出陣し、川中に仕寄を付る。徳川殿御巡見の時、長門陣場の前を御通り、長門おそれ、本多上野助呼繼せ、御前近く出ければ、名護屋普請久々相勤、又此地へ早々罷越骨折、殊に川中の仕寄の様子見事なりと上意有、鈴木登之助は池田攝津守先備にて、新家表に

陣しけるに。野田の在家に敵居けるを、島彌左衛門・服部權大夫指圖にて、三百目玉にて搏ければ、敵則退散す。同所に在て、大阪より出る敵を、しばし、搏拂ひければ、大阪勢終に出る事ならず登之助に相從ふ士、志賀九右衛門・武田少七郎・津村左介・林與右衛門・小川開大夫・齋木權十郎等も、皆鐵砲を放つ。或時、大阪より番船出で、九鬼長門守も迫合有。其時横矢搏候得と、島彌左・服部權太指圖にて、七町餘を隔て、番船へ三はなししけるに、一つは只中に中りて、大に動搖す。其後次第に大阪に近寄て、今橋隅の矢倉を搏候へと、池田攝津指圖して搏しむるに、則搏中ぬ。又後藤又兵衛持口の櫓をも搏中る。其後天満橋を敵兵構ひ出けるを、圍を搏破りければ、敵味へず引入て再不出。登之助が鐵砲しばし、功有ける。同六日の夜天満川の瀬踏を、忍の者守田三之丞・今谷市郎右衛門兩人に、被申付しかば、兩人靜に瀬踏して川向に渡り、印を建置歸りける。

登之助夏陣に大筒を搏し事、皆其日時を詳にせず。殊に土地の様子等意得難きに似たり。され共代隔りて、考るに便なければ、紛ひを存して、博聞の人をまつのみ。

### 四、柳田半助事

利隆朝臣の士柳田半助百石始は藤井與左衛門組なり。常に在郷に逼塞して、夏は澁帷子を着し、小坊主に草履を取せて、出仕などしける。去る冬陣に陣觸有と、程なく民間に隠し置たる、足輕二十人、連人二十人、馬乗替まで率せて出たり。利隆朝臣稱美有りて、其足輕を被呼出、直に半助に預らる。今度夏陣には、土倉信濃相備にて出陣しけるが、五月六日諸手の合戦を見及び、拔掛して、天満口より出る敵を一人鎗付、首を取らせ、殘る勢を追散し歸りける。拔掛の様子、利隆朝臣、並此手の御目付の耳に入、法令を犯し一己の働を心掛る段不届なり、屹と其科を糺明あらんとの事なり。半助は急ぎ外へ逃れ出べき様もなく、土倉隼人所に立忍び居たり。其趣外にも沙汰あれば、利隆朝臣より隼人が陣へ人を遣し、尋らる。隼人其人に向て、隠し置かざる由をば陳す。其人言けるは、主君の命なれば、陣中を搜して、彌々此處に居ざる由を申べけれと争ふ。隼人怒つて、持鎗の鞘を外し、隼人若斯言に何の疑あらん、強て



小屋の内に入らんとらば、隼人相手に可成と立故、再問答にも不及歸りたり。さて夜に入て密に立退せけるとぞ。半助後加賀に仕へ、祿千石を受るといふ。

### 五、城和泉守敵留合戦付舟戸帯刀下知を偽る事

然るに、利隆朝臣の攻口は、將軍家の御下知なくては、城へ攻詰べからずとなり。斯て、五月七日の早朝、神崎川を越し中の渡り野里の下口に至り給ふ。扱須賀伊豆・薄田左馬助此時は七兵衛・河野頼母三人、物見に出でけるが、大阪の體見及て、乘返りて城邊の體、天王寺口より、上様御攻入と相見へ、城中より石火矢を擲出し、本町通に烟上見え候間、急に御人數野里川を越可然、其上作石豊前、天満橋に人數を繰出し候へば、一刻も早く進み給へと申ける。利隆朝臣も許容し給ふ時に、上使城和泉守永盛申けるは、此手は將軍家の御下知なくては、城へ押詰まじきとの上意にて、我等を御目付として、附置るゝ所なり。然らば御軍法御破候やと立腹す。河野頼母申は左様ならば、御先手計人數を越可然と言、和泉守彌々立腹す。頼母怒て口論しけるを、利隆朝臣頼母は先小屋へ歸り候へと申されければ、其儘立て直に、野里川の瀬踏をしける。頼母が嫡子稻葉刑部は評議の内、頼母が預りの鐵砲を引具し、川を越、首三つ討取、一つは家來山川左兵衛討手、是先手の一番首なり。船戸帯刀も城中の騒動を聞て、下知を不待先手へ乗付、伊木・池田等に、急に城へ押詰よとの、御下知なりといひければ、先手は此下知を待兼たる事なれば、則、備を立なほし、城に推詰る。大村伊織は始より、京橋口の押に居けるが、鐵砲嚴敷來りければ、利隆朝臣より持楯を賜り、こらへ居けるが、次に鉛子の來るも止ければ、十は落城よと覺えて、備を立直し、長門と相並びて、城際に押詰る。

世俗に、城和泉守上使として、合戦を留んとせしは、冬陣の中津川越の時計にて、此時の御咎にて、御改易成しといふ。大なる誤りなり。夏陣にも、此手の御目付に附られ、播磨勢の中に、頗當したるもの一人もなし。和泉守計朱の頗當して、威權を振ひし様子、甚だ倒に見たり。人の語りしを聞て、記し置たる、その又は其人の書殘し置たるものも見しに、皆夏陣に、城和泉守が事あり。夏陣後に御改易に逢しはしらず、船戸帯刀が利隆朝臣の下知なきに先手を城へ押詰させしを、野村越中也と云人多し。大なる誤りなり。船手の岸越中が功有りしを聞誤りて、野村となるなり、信用すべからず。

### 六、船手働の事

船手岸越中よりも、同時に注進す。舟手は六日の夜中の島に舟備して居けるが、新知村を燒立る。利隆朝臣に注進せしかども、中島持堅めよと計下知あり。同七日梶原五郎右衛門・安田茂兵衛・戸山五郎左衛門、三人舟より上り、大阪の體見及ん爲、福島近邊へ出ければ、大阪に火の手上り、將軍家の御陣きほひ、御様子みへければ、岸越中に、急ぎ詰寄られ候へと言遣し、梶原五郎右衛門・安田茂兵衛は、福島の在家を燒拂ふ。岸越中も此場に来り、雜兵少々討取て、其首を利隆朝臣本陣に遣す。戸山五郎左衛門は、越中が乗替馬に乗、本陣へ駈付て申けるは、せんどへも敵出張、天王寺の方に武者烟影敷上り候間、合戦始りしと見候間、御人數急ぎ川を御渡し候へと申す。直に組の士並鐵砲を引具し、川を越す。船手の事より城際へ押詰、首十餘級を獲たり。越中嫡子織部十四歳初陣にて、則武者首一つ討取。同晩、せんどにて、利隆朝臣越中を召連、父子並船手三人の働を稱し給ふとかや。

### 七、落城の日諸士高名の事

斯て、播磨勢思ひの働有中に、池田出羽は紀州に一揆起ければ、此方へ出羽馳向ひ候へと、徳川殿の仰を受けて行けるに、又大阪へ向へ候へと、御下知有ければ、紀州路より舟にて渡りけるに、其日難風にて、黒雲覆ひかゝりて、咫尺の間もみえ分ず、風は烈敷して、帆柱も吹折計なり。波は高くして、舳を打越す、其難義喻へん事なし。され共出羽、假令海底の魚腹に葬らるゝ共、只大阪の方へ漕寄よと、水主をすゝめ下知しけるに、兵庫の浦までやうく漕付たり。夫より陸地へ上り、道を急ぎ、五月七日に大阪に着けるに、早、落城の比なりけるが、城中より逃出る敵を追討して、首級百四十五討取。同姓美作守双びすゝみて、首三つ討取。二つは自身、一つは家來頼越生角兵衛討取ける。出羽家へ、横山左馬之助能馳廻りて、首二つ取る。日置豊前は、出羽と一處に中の渡を越けるが、豊前家來坂口喜六郎・角



田半左衛門二人、手に逢首を本陣へ上る。伊丹半右衛門も出羽手に付、野里川を越し敵を突倒しけるを、山本加兵衛其首を奪ふ。半左衛門は、前々の場數、世に知れたるものなれば、簡様の追首など、物の數とも思はねば、其まゝとられけれども、出羽此體を見て、加兵衛を耻かしめ、其首を取返さしむ。舟戸角左衛門は野里川の中の渡りをば越て、天満川乗渡し、難波橋一町目計上にて、黒具足着たる武者一人討取。又今橋の邊にて、馬武者に行逢ひ高麗橋迄追詰ければ、彼武者馬より下て、暫し戦けるが、角右衛門力を盡して終に討取。此二つの冑首本陣へ遣しける。利隆朝臣手にて、大阪第一の功なりける。其場に垣見半左衛門・市原加右衛門・佐藤仁左衛門等居けるが、各能働きて首を取。片岡次郎大夫同河原が先にて首を取。中村喜内は兒小姓なりけるが、白ほひ掛て中島より十八の扈從、先へ參れとの下知有て馳向ふ。喜内、今橋の下なる川を越、せん場へ行、御堂筋の土橋より、城中へ入らんとしけるに、南の方寄手入亂れ候故、北へ廻り西の川の前に至りければ、白しなへ刺したる敵一人出たるを切倒す所に、北より入來る寄手、森右近大夫の從者四半の刺物を差たる士四人、短冊をづる刺たる士一人、都合五人にて、其首を奪ひ。刺物をも取首をば、短冊枝づる指たる士、終に奪ひ得たり。其時太田善右衛門・内藤三郎四郎此體を見て、助來らむと急ぎけれ共、路隔て奪たる跡へ來る。次に古田八郎左衛門も後れ駆に、此場に来る。喜内、せんばにて、利隆朝臣の側に出ければ、首尾は如何せしやと尋らる。首奪れし次第を申遣れば、其刀を見せよとて見られしに、鎧武者を討たると覺へて、又缺け血付たり。其上證人も有ければ、喜内手に逢しに極る。熊谷十左衛門も早々城下に付て、首二つ討取。堀太郎兵衛は、天満川の原にて、一町計先へ敵一人落行けるを、後より聲をかければ、彼の敵引返して鍵を合す。如何にしたりけん、太郎兵衛は只一鍵に咽を突返され、あへなき死を遂にける。され共、此敵も落武者の事なれば、首をば取ず、突捨にして引取ける。此跡に伊木長門人數詰寄て、城中より出る落人を、追詰く多く討取。土倉信濃手の者も、此場にて働く中にも、土倉四郎左衛門能驅廻り、首二つ討取。石田與左衛門は敵と鎧を合せけるが、誤りて取落しければ、敵、與左衛門が草摺のはづれを突けるを、其鎧を引奪ふて鎧付、首を取。八田彌三右衛門も馳廻りて、冑首を得たり。船橋七郎右衛門は、上本町邊にて、敵を追付しけるが、前に一間計の溝有、何も此溝を廻りけるに、七郎右衛門一

人は、馬にて飛越、先に進み、敵一人討取。其兩刀を印に取て歸りける。伊丹半右衛門も船場の川を越、上本町筋の堀堀に行ける。八木徳左衛門母衣をも掛ず、甲をも着ず、葦毛の馬に乗り、片身馬諸共に、泥に成て居けるを、加藤左馬介・須賀太左衛門・佐々市十郎、鎧を以てはさみ討んとせし處へ乗付、味方討ぞと聲を懸、兩人へ斷引連歸り、兩人より後日の證據の爲、人を付越ければ、菅若狭、其由を聞て、鼻紙に伊丹半左衛門と、姓名を書て遣しける。後に聞は徳左衛門は、味方を離れ、一人進みけるが、埋堀にて、乗ける馬つまづき、泥の中へ落けるが、あわて、馬等乗けるを見て、大阪方の落武者ならんと、左馬之介衆討んとせしや。此時鎧にて忍の緒を突切られ、冑は泥の中へ沈みけるとぞ。齋藤織部は城兵三人、西國海道を心掛て落行を見付、追掛鎧付んとす。彼武者立歸り助命有て給り候へと云。織部不便に思ひ、何方へ行るゝことと問ふ。播州へ趣き候と云。齋藤家來に刺せたる相印の腰刺を與へ、道にて答る者あらば、武藏守内、齋藤織部がものなりと、答よと教へて助けたり。彼者は忝しと一禮して別れしが、歸陣の後に、此恩謝を深く述しとぞ。湯屋藤左衛門は、中島にて、城際にて詰けるに、船場にて武者一人、侍家に籠りければ、大勢戸口に詰けるに、彼武者、戸口を拂ひ切て出るを、藤左衛門出しもやらす切伏て、首を取る。此時彼もの横なぐりに、藤左衛門が腰車を切て、少し疵を蒙る。彼者冑を着ざりけり。小手を取て添、本陣へ持行ける。かくて利隆朝臣の旗本、城へ押詰らるゝ時分は、はや落城にて有ければ、船場に陣し給ふ。扱、城中より落人共、崩れ出るを、三四町程追討して首少々討取。人數を治んとせしを、内藤平六郎見て申けるは、他家の手は、粉骨を盡し働て、高名さまゝなるに、此手は手後れしたるのみならず、首數迄すくなく、何を以、上様への申譯か有べきや。此平六郎は息の續く程は追討して雜人原にても、討取て、首數にせんとて、二十人の足輕を左右に進めて乗出す。此詞に勵まされて、我もくゝと追討しける。平六郎自身足輕家來共に、討取首九つなり。此日所々にて首を取者共には、梶浦大隅家頼共に首十三。堀金覺大夫首一つ、生捕一人。梶浦兵右衛門後奎・門田喜左衛門・富田庄兵衛・那須半兵衛・中村四郎兵衛・中村忠左衛門・惠藤彦左衛門・河口三右衛門・岩根九郎四郎・佐々善左衛門・岡田莊兵衛・須賀與八郎・杉浦治左衛門・山脇市大夫・山脇三郎兵衛・山脇藤右衛門・山脇又右衛門・上島彦兵衛・西村小四兵衛・福島市兵衛・土澤源兵衛等、各々首を取、富田







備前岡山七英士讚話

全



備前岡山七英士讚話 目次

一、千石	中牟田三十郎話	(一頁)
二、千石	市森彦三郎話	(四頁)
三、八百石	丸茂元右衛門話	(七頁)
四、四百五十石	松本淺右衛門話	(九頁)
五、千五百石	茨木佐大夫話	(一一頁)
六、九百石	中野半助話	(一五頁)
七、七百石	石黒後藤兵衛話	(一七頁)

備前岡山七英士讚話 目次終



## 備前岡山七英士讃話

### 一、千石 中牟田三十郎話

往古頼光の四天王、義經の十二人奥州下り、義貞の十六騎杯云は、今時の小兒も是を知る所なり。又中興にては尼子氏の十英士、其外諸家に剛強の兵、是等は、戦國の折からなれば、自然と高名末世に止る道理なり。有難も治國太平の代は、往古に増る勇士有りても、互に表に顯はさぬを武勇の士と云つべし。爰に寛文の頃、備前岡山の太守松平新太郎殿は、名高き剛強の勇將なりしとやら。古めかしき事ながら、世上のたとへに、勇將の下には弱兵なしと云へり。彼備前の家士に剛勇の七英傑有。所謂、其姓名は、中牟田三十郎・市森彦三郎・丸茂元右衛門・茨木佐太夫・松本淺右衛門・中野半助・石黒後藤兵衛と云。此七英文武兼備し、就中一藝づゝ妙手を得たり。此讃を擧げて、少童のもて遊びに、書きつくりし雑話なり。新太郎殿には、此七人を、殊外寵愛にて、武江御在勤の節は、不殘御供仕。御道中にても二三人づゝ御乗物を不離。江戸にて御登城、又は外々へ御出興有之砌、七人の内四人づゝ御乗物脇に供を仕。平日は二三人づゝ御側に相詰め、晝夜不離の寵臣なり。或時東武御在勤の砌、細川越中守殿へ、振舞御出の節、七人の内五人御供仕り、未の下刻頃御門前へ出で、何れも下座敷の上に並居て、往來を詠咄し居ける所。其丈六尺餘りなる大男、まことに渡り徒士とも云つべき人柄、ながき大小を差し、はをりも着せず、きりの下駄をはき、のつさゝと、歩行く事、いかさま男自慢と見へ、右並居るまいを下座敷をふまぬ計りに、はなさを摺りこすりて通りける。いづれもおもひけるは、さてく存外なるやつかな、御國元ならば、能料理ものなれど、御城下といひ、主人のとも先故、そのぶんにさし置くなり。身のほどしらぬ大たはけとおもひ居ける所。かのも、如何仕たりけん、下駄の緒ふみ切て、横にどうと倒れける。中野半助こらへかねて手を打つて大きに笑ふ。かの者立ち上りながらふり歸り、刀にそりをかけて見へければ、中牟田三十郎氣のどくがり、草り取を呼で、かの物方へ遣り申けるは、見申せば下駄の緒切て



思ひよらざる御事、まのあたり氣の毒千萬なり。依て持ち替の草り新敷候ま、慮外ながら進め申し候。是を召れ候得と、懇に申遣ければ、かの者いたみ入りけるにや。刀のそりを直して、思召千萬忝存候、左候はと申請候半と、一禮述て行き過る。跡にて三十郎半助へ申様。扱々貴所は忽卒なる御事哉。今日は主人の供先、あの如くの人非人を相手にして口論に及、事に寄、其分にも不<sub>レ</sub>成時は、主君より給はる俸祿、私の爲に捨るに似たり。か様に恩愛に召仕ひ給ふも、主君の用に立んとの御爲なり。然るを由なき馬鹿物に大事の身上、果しなどする様に成まじき物ならず。尤かの者存外なる不届と申ながら、虫同前、我々が片腕にも足ぬやつなれど、夫を堪忍すること武道のたしなみなり。以後は卒忽なき様に、急度慎たまへと申ければ、半助承り委細御身忝く存じ候、向後急度慎み申べし。かの者餘り存外いたし候故、こきみ能存じ候て、思はず兎相、至極御尤忝存候、朋友のむつまじさ、あるまじき人品なり。其後御在國の砌、中牟田三十郎隣屋敷、五味十兵衛と申仁の方へ、盗人入りて、家來の物を、盗取出けるを見出し、門を打て其盗人を捕んとしけるを、かの盗人奪ひ取りて、人質として。向成る長屋の内へはいり、内より戸をしめ、脇指を抜持つて。も抱きて居けるを、かの盗人奪ひ取りて、人質として。向成る長屋の内へはいり、内より戸をしめ、脇指を抜持つて。もし此内へ入るならば、此子を忽差し殺すといふ。うばは大聲を上げてなきさけぶ故、主人十兵衛夫婦も支關へ出て、是を見る。家來大勢有りけれ共、内へ入らば差殺と申すにおどろき、何れも當惑して、表口に控、とりくくのぞき、評議するといへども、是を救ふ手だてなし。小兒はかなしくなきけるを、外にて聞居ける兩親見るに堪かね、妻女は涙を流し、わけて乳母は、かなしさに堪えかねて、人目をはずす、大聲上て泣さけぶ。其子を此方へかへしたらば、命別條なくたくすべしと、度々申しけれ共、盗人聞入す。猶更むたけ高になり、其手はくはぬと、猶小兒をすくめ、若し込入ば唯一差しと、八方へ眼をくばる。十兵衛必々卒忽するな、小兒にけが有ては歸らぬ事なりとて、家來を止めせしけれ共、すべき様こそなかりけり。皆々、あきれ果てたる事共なり。隣家の中牟田氏は、此そどう、泣聲をき、付て、家長を呼で、隣には何事有て、彼そどう愁傷の聲すると、尋ねければ、右のあらましを申けるを、つくくんと聞て。さりとて笑止なる事なり。隣家にて、此事聞捨おかれまじ、十兵衛夫婦の心底もいたまし。若黨召連れ、隣へ

案内し、十兵衛に逢て右の次第を承り、去りとは氣毒成る事なり、拙者一通りなだめて見ん、あら立てはけつく悪かるべしと。かの戸口へ立寄、中牟田氏申されけるは、いかに其方其小兒を質と仕たりとて、其方が命はのがるまじ去りとはさもしき仕形なり。しんめやうに其小兒を渡すならば、それがしいかやうとも申なし、汝が命たすくべし。それがしは隣家の中牟田三十郎なり。此事聞に不<sub>レ</sub>忍して罷越したり、自分へ其小兒相渡べしと申ける。盗人聞て申には、成程仰聞らるゝ通り、人質を取と申事、比興（鼻）に候へ共、追詰られて詮方なく如<sub>レ</sub>是なり。もはや叶はぬ命なれば此子を差殺し相果候心底なり、此内へ入ものあらば直に差殺と。眼をいら、け、今殺さんす有様なり。三十郎此問答の内、明き身をねらひ、いつの間にか手裏劍を取り出して、はつしと打より、早く飛込たり。其手裏劍、盗人が脇差持たる握りこぶしへ打たりければ、持たる脇差を落したる所を、三十郎飛込み、首筋をとらへて引倒す、小兒を左の手へ取て家來に渡、盗人をば、猫を提たる如く表へ引出し申様、神妙に小兒を渡すなら、命をたすけいたすべしと思ひしに、せういんせず、去りながら、其事を申たる故少し油斷の明身へ仕過て、如<sub>レ</sub>是捕へたれば、小兒もけがなくして此上や有べきと。申されければ、十兵衛夫婦は手を合て、是を悦び、全く貴公の御出なくば、小兒の命もなく、外聞共に面目なき事、ひとへに、御かけ故と。詞を盡して拜謝しける。十兵衛大きに立腹して、かの盗人をがいせんといふ。三十郎押しめて申すには、成程御立腹至極せり。乍去此しかいしたり共いきなき事なり。小兒の危難まぬかれ給ひし事なれば、此悦に、此者命は拙者へ給り候へかし。然らば小兒のおいさきの吉事にも成べきなり。ひたすら所望と有ければ、十兵衛申に、委細承り届たり、とかく貴公の思召次第、御かけ故、悴が命もたすかりし事なれば、いか様とも申ければ、千萬忝とかの盗人を近付、汝助からざる命なれ共、我一たん助べしと申たる一言有、夫故に其方も少し油斷したる事なれば、命を自分もらひ請て助け遣し、如<sub>レ</sub>斯有間敷わざを致すは人非人なり、夫に幼少なる者をとらへ人質とする事、言語同斷、此以後は、急度心底を改、かゝる非道を働く事なかれ。何事をいたしても、獨身を立ん面魂なるに、不仁なり。此教を胸にこめて、向後心底を改べし、命みやうがのやつかなと。追拂して遣りければ、盗人涙を流し、扱々難有御言葉かな、向後心を改め本心に身のとり行ひ仕るべしと。禮拜して立去けるとなり。此事國



中に評判しけるとかや。此中牟田三十郎は七英士の内にして、年かさにて、此時二十七歳なりしとかや。其丈五尺九寸餘、面體桃色にして柔和、目の内光り有、力量十人を越て、文武兩道才智兼備の勇士なり。劍術は新陰流にて、松本淺右衛門と同流極意を究、其外天文、地理、易學に達し、慈悲心深く隨分やさしき生にて、物體言葉少く、慢する事少しもなければ、諸人尊敬して七英士の其長たりとや、承り傳べし。

## 二、千石 市森彦三郎話

大守御在城の砌、或時御領國の内、御鷹野に御出有し所に、彼の七英士を初として、近臣の面々何れも御供に召れ候所、終日御遊び有けるに、思ひくの出立して、美々敷かりし事共なり。折節、諸鳥多く群り居けるを、近士に命じて是を射さしめ給ふ。十人にして七八人射損じける所、大守市森彦三郎に命じて、仕れとの御事なり。不斷弓術名譽なりしか共、隠し居ける所に雁、ひしくひの大鳥を、またたくうちに九羽迄射留て御覽に入れしかば、大守殊の外御機嫌能、御供の面々、是を美賞し、殊に強力故強弓を好しに、借り弓の弱き弓を以て、如斯の手たれかれも奇異の思ひをなせり。大守喜悅まし／＼と、しばらく御休息有りて、御酒宴に成ける。然る所に、御休息所より、凡二十六七間をへだて、梢に白鳥二羽とまり居たり、大守御覽ありて、あの白鳥射べき者有やとある、何れも間數伸たれば御請申者なし。依てかの彦三郎を召て、あの、白鳥可仕哉と問ひ給ふに、彦三郎申上けるは、何れも言上の通り間數へだたり候へば、如何可有御座候哉、殊に自分弓矢を持參不仕と有。御側の衆申されけるは、成程、御尤に候へ共、貴公の御修練にてはいとやすかるべし、早々仕れとの御意、止事を得ず、然らば奉畏候、仕見候半と。以前の弓を又借受て矢取て打つがひ、暫し引絞り切つて放つ。弦音につれてかの白鳥は、こづへより大地に落る。御供の面々射たりや／＼と、聲上て、是を譽る聲おびただし。扱かの白鳥を射留し所へ人をはしらせけるに凡四五間計の川ありて、向ふへ渡る橋なし、勢子の者共是をとらんとするに叶はず、殊に十一月の末、寒風に水中へ入事をいとひて、兎や角評議して、猶豫する。彦三郎、是を見て、某罷越ととらへ來るべしと。兼て祕藏せし紅栗毛の馬を引きよせ、ゆらりと打乗

手づなかいくり、半町計乗り出して、取つてかへし、あぶみをあて、右の川を何のくもなく、向ふへ飛越けるは、乗ても乗て、馬も名馬と。大守を始として、同音にとつと譽る聲夥し。其儘乗付て、かの白鳥をとらふ、其内に勢子の者共駈廻りて、橋板を才覺して來りける故打渡しける、其は一尺計有ける故、一騎渡りにて、殊に中程にてはたゆみける故、馬のかよいならざりけり。彦三郎、是を見て、かの一尺計有は、の板を、聲をかけて乗渡るに、橋板はたゆみて、今や川中へ落入らんと、人々危難を思ひける所に、橋の中程にして、一聲さけんで鞭をあてれば、此馬三尺計飛上りて、此方の岸へ飛越ければ、ゆらりと飛おり、口とりに渡し、かの白鳥を御前へ差上る。かゝる弓馬に秀逸なれば古今の名人、人間業ならずと、稱感しけれ共、かつて自慢する事なく、誠にすきける道故、自然と覺たるてうれん成とて、挨拶しけるとなり。又其後、東武御在勤の砌、新太郎殿をあたご無量院へ招請じける。御相容有馬中務太輔殿・御醫師半井數仙院御坊主四五輩參上なり。色々御咄の内半井氏申されけるは、御家士の内武術に達し給ひける衆中大勢有、之由ほど承及たり。此間蜂須賀殿にて承り候へば、別て馬術に名を得給ふ仁有之候と、承り申候と、申されければ、中務太輔殿申されけるは、其事に候。拙者も承り及たり。折もあらば御所望申度心懸に罷在候と申されければ。新太郎殿、なる程市森彦三郎と申て未壯年に候へ共、弓馬に粗達し罷在候と挨拶あり。御坊主のとんてき坊が御酒機嫌の出ほうだいに、然ば此坂を馬にて、乗上給はん哉と言を。新太郎殿申されけるは、未其事はなく候へ共いかさまなり申べき事なり。と申されけるに依て、半井氏を初、残りの坊主是は奇異の御事、奉願候間何卒其仁へ、被仰付かしとすむ。有馬殿にも所望ありければ。新太郎殿、よしなき事を申したりとは思ひ給ひけれど、剛強の勇將故、心得候とて。さつそく彦三郎を呼で、右の段々を御申聞、我よしなき事を申今更是非なし、可罷成哉と、御尋ね給ひければ。承り成ほど畏り奉候。是迄仕たる事は無御座候得共、主命をかうべにいたゞき、乗上可申と、御請申上ければ。新太郎殿殊の外悦び給ひて、然ば支度仕候へとありければ。彦三郎は、御召替の御馬を拜借仕んとて南部の逸物、青毛八寸七分の三歳成を、腹帶其外念入。扱袴のも、立高く取て、菅笠を御免なし被下べしと被りて、門内にて地道を四五へん乘廻す内に、新太郎殿・有馬殿を初として、無量院其外の衆中、坂上へ上りて、是を見



物ある。其外供廻りの面々坂上にて見物す。折節參詣の男女はせあつまり、よき時節參詣したりと悦、是を見物する事夥し。又門前を通る往來の人、又は、御旗本衆も馬を止め、見居たる方あり。近所の屋敷よりは聞き傳へて、我も我もとより來る人夥し。扱彦三郎は地乗四五へんし、坂の上へのりかゝりけるに、平地を歩行が如くにして、しづくと乗上り、坂の上二間計にして、かの菅笠を取てひらりと投げ、一聲さげんで、あぶみを合せければ、馬は進で、なんなく、坂の上へ乗り上り、身振ひして立たりければ、ひらりと飛び下り、平伏して、扱馬には息合杯用ひて引入ける内に、口取二人來りけるへ相渡す。見物の諸人思はずあつと感じて、是を響る聲天地をうごかし、震動するかとうたがふ計。此聲を聞て近所の屋敷々々よりは、愛宕に何事かあると、追々にかけ來る人引も切らず。去ながら乗上たる跡にて、おくれればせにはせ來る面々は、ほいなくぞ思ひける。扱又有馬殿初何れも膽を消したまひ、かゝる妙手も有物哉と御稱美有つて、古今無双の馬術の達人とかんしんなり。新太郎殿にも殊の外悦喜し給ひ、扇子を給りて風を入る。是より坂を下つて御覽に入べきと申しければ、有馬殿申されけるは、其手際にてはいと安かるべし、去ながら、見物の諸人、大勢あまりそうくしければ、是にて今日は無用候へかしと、達てとめられければ、然ば休息候へとて、彦三郎は下りて、無量院にて休息せり。其後皆々歸り給ふ。此事大評判にて、半井氏登城の砌、將軍家の御耳に達し、御坊主の面々、諸家へ參上しける時、此馬術の咄して、誠に市森彦三郎は、凡人ならぬ達人なりと、大評判ありしとなり。是彦三郎が一世の譽なりしとかや。此時生年二十三歳なり、然共少も慢する事なく、主命故是非なく仕りたりと、誠に無心にして乗上り終始覺へず、弓矢神のおうご故にや、我仕合なりと申けるとなり。其後、有馬中務太輔殿下屋敷にて、彦三郎が射藝有し事、蜂須賀の館にて、くらべ馬有し事、度々の名譽有しとかや。略之、彦三郎其丈六尺餘にして、顔柔和にして色白く、眼中白黒はつきりとして、中肉至つてりつば好にして、衣類其外終に衣紋くづさず美男なり。力量は終に知りたる者なし。弓勢は不斷九分の弓を引、一寸の弓を二張素引する事餘人になし。備前の家士に其時代、彦三郎に續く弓勢なしと申傳るなり。然ば一國の弓取成るべし。又馬を好きて既の前に居間をしつらい、朝夕をも其所にして食し、又は折に馬のすそ扱も、自身是を取行ひけるとなり。至て弓馬の好嗜勇士なりと申傳べし。

## 三、八百石 丸茂元右衛門話

讃州金刀比羅大權現は、高松領、丸龜領へまたがりし御山なり。高松領は松、柏生ひ繁りて、誠に、ときはの色をあらはす。又丸龜領ははげ山にして、小木一本もなく、皆土砂なり。不思議なる御山なり。若盜賊杯入込で、少しの物なり共、かすめ盜取心がけ有る時は、其出所をうしなひまよへあるく。勿論山中に住居する者は、少もはだかまる事ある時は、其たたりすさまじく、誠に、戸ささぬ御山と申べし。此別當金剛院と申すは、近國に名を觸し力量成り。其身少しも慢心なく、力あり共思ひ給はず、近國より聞及び力ためしに來るもの、其力に依て住僧の力倍するよしなり。其時の金剛院はわけて力量ありしよしなり。又永々浪人して、若相應の身の上に有付候時分は、金剛院へ來りて、金銀借用の事を願ふに、一度も對談したる事無<sup>と</sup>逆。其者の、ぞみ程、金銀をかし遣すなり。其時申すには、此金銀はまつたく、權現の御金なり。身上振廻り能候は、必ず返済可有候。此方より、いつまでもさいそくはいたさず、若打すておかるゝ時は、たゞりありて、御身の爲になるべからずとしめして、利金とても少も取らずして、心安くかし遣すとの事なり。若かりて、いつはり申して來る時は、是又御山を下る事あたはず、誠にれいけんあらたかなる御山なり。扱備前七英士の内、丸茂元右衛門、金刀比羅へ參詣して、與<sup>と</sup>風思ひけるは、序に別當の力量をためし見んと、案内する所に、折節金剛院留守の由申、元右衛門唯歸るも、是迄來りしかひなしと、玄關の入口に、高さ五尺計、横一間計の石の手水鉢ありしを、兩手をかけてぐつとおしければ、地のそこへ三尺餘りくほみ入つて、上の方一尺計残りけり。取次の者、大きに氣をつぶしけるに、又玄關のへり取のおさへに、長さ九尺計あつた二寸四分程の、鐵の棒二本有けるを、左右の手に取て立ながら、かの鐵の棒を、くわんぜよりを、なふ如くして、兩方の小口と小口を引寄、輪にして、本の所に差置、金剛院様御歸り候は、宜頼入候と申て歸る。取次の者御名は何と申と問けるに、いや名をば申間敷其内御見廻申べしとて歸りける。跡にて寺内の者共より集り、扱々、世上にすさまじき力量も有ものかな。是はまつたく人間には有まじとて、きもをつぶしける。かゝる如き大力量の男なれ共、其志やさしき事はん方なし。殊に子



供すきにて、中野氏と此仁は、家中にて、子供頭と異名せし程なり。七つ八つ十三迄の子供を、不斷呼あつめて、すまふ杯とりてなくさみけるとなり。又鎗術の妙を得たり。誰を師とする事もなく、八九歳の頃より竹刀をこしらひ父存生の時よりも、夫を不斷のなくさみとして、おきるよりねる迄、相手なしにいろ／＼と工夫を廻らし、自然と修練しける妙術なり。先づまりを糸にてつるし、夫を飛掛りてつきけるに、しぜんと手の内かゝるゝ覺へ。又二寸計の輪を拵へて中に釣し、是を七八間あいだをへだて、走り來て、竹刀にて突に、十に八九は其輪を通す。又十五六歳の頃、鐵にて鍋の様なる物を拵、夫を三枚或五枚重ね是を突き通し、又八寸角くらの柱を立置て、是を突に向へ突抜、自然と妙手になりしなり。或時伊豫國より浪人に、吉元彈右衛門と云者、岡山へ來て逗留し、鎗の名人なる事を咄しけるに、右元右衛門が手練を聞及で、何卒其手練を試度由申故、元右衛門知る人になりて申けるは、拙者鎗術の義御懇望の段、委細承知候共、元來、拙者は師はんともなく、父存生の時より、手遊びに自然と覺たる藝にて候へば、何流と申かたもなく、猪狩杯には用にも立申さんか、家流の事なれば、御目にかける藝ならずと申ける。彈右衛門去ながら、態々伺ひいたしたれば、御手練の程拜見いたしたしと達て申。然ば御相手に成申候はんと、例の八尺計の竹刀を以て立向ふ。彈右衛門は二間一尺の直鎗をもち立むかひ、聲をかけて突き出すを、元右衛門飛鳥の如く、かの鎗をはらひのけて、彈右衛門の頭の上を、たんぼの先にて突ける事、三度なり。彈右衛門大きに恐れて、誠に凡人ならず、我事も、生國にては手に立物もなく、隣國にても上越者あるまじと思ひしに、かゝる名人又有べきや、年來ははつくんちがひ候へ共、藝の高下は各別の事なり、今より師弟の約束をなし、其業を請んといふ。元右衛門いふやう、近頃めいわく至極せり、先刻も申述候通、某事幼少より鎗術すきて、自然となくさみに覺たる事なれば、何を取りて夫と指南する事をわきまへず、是迄家中の子供も師弟の望有けれ共、其譯を辨ざる事なれば、誠に一心無心にして、突き出すのみなりと答ふ。此上某手馴し手段の一通り御目かけ申さんと。釣しまり、輪の術、鐵鍋、柱の業を残らず、いたし見せければ、彈右衛門三拜して稱美し、某も一寸心み申度とかのまりを突に、ふら／＼として通る事なし。竹輪を突に、十五六本にて輪の内へ入事、やう／＼二つ三つならでは突入事なし。扱暇乞して歸りけり。或時扶持方を車

につみて、元右衛門方へ來りて門内へ入。元右衛門淋しさのまゝ、座敷を出で見居たりしに、例の子供五六人來りける。元右衛門悦で能き所へ來りけり、面白き事いたし見せんとて、かのあき車へ子供を乗せて、車のはなを兩手にて持、膳かぼんを持たる如く、そこらうちを持廻りける。かゝる力量、鎗術の妙を得たりけれ共、かうまもなく、天晴成勇士なり。此元右衛門其時二十三歳、丈は六尺一寸計、薄赤く人相うるはしく、力量は右の如なり。

#### 四、四百五拾石 松本淺右衛門話

此淺右衛門は、七人の内にて小身なりければ、物體不勝手に付、城下より三里餘りへだてたる所領知なりければ、願を立領知の内に住宅いたしける。妻子もなかりしかば、獨暮しのさびしさに、唐犬の子を求て、其名を獅子と名付て、是をかひけるに、殊の外馴て、何方へ行にも、上下共に付まとひ、勿論一物なれば、外の犬とても遠くにて吠る計にて、近寄事ならず、走る事の早さ、矢を射る如くなり。淺右衛門在宅の節は、えんの上に居て下へおりる事なく、側近くにて祕藏して飼ひける。當番の日は、城迄付參りて、供の者と一所にかへり、翌日迄は何方へも不出して、又迎の人と一所に參り、同様に供致、其なつかしき事、人間と云共不及ほどなり。其外朋友の方へ參るにも、往來共同様付まとひ、主人を見ると尾をふり、身をすり付、悦びけり。或時九月中旬の頃、彼のしゝ女犬に付て出行、其日はいつもの如く側に居ず、淺右衛門も伽もなく、家來共は不殘ふせり、淋さのまゝ、軍書を取出して獨つくゑにかゝりて、是を見居ける所。もはや亥刻過とおぼしき頃、何方よりか入けん、座敷のえんさきにて、松本淺右衛門殿宅は是なるかと云ふ。勿論、淺右衛門居宅は領分なれば、屋敷の内廣く、表口二十間ほど、奥行は三十間餘りも有て、よし垣致置たる計なり。淺右衛門案内を聞て、誰成ぞ淺右衛門是にあり、用事あらばそこ明て入給へと答ふ。夜陰に及で來るにぞ曲者なりと、油斷せず。然るに御免あれと入來る男を見れば、一人は惣髮にして其丈六尺餘に見へ、三尺計の刀を指。今一人も六尺近く色赤く。誠に二人ともに夜叉羅せつの如く、或者、山賊強盜のたぐひと見へ、遠慮なくえんより上りて、立膝して淺右衛門殿には御自分に候哉と問。成程拙者淺右衛門なり、各方夜分に至、いづくより來りけるぞ



其名は何といふと問。惣髮の男申には、四國邊の者なるが、兩人共浪々の今日を送りかね、依て米成共金子なりとも借して給れかしと、ぼろじやく無人に申し。浅右衛門つくづく思ふに、是曲者なりとおもひ。成程安き事なれ共、自分小身者にて、城下をはなれて、領知に住居する程なれば、當時暮方さへめいわくすれば、少しもよけひなし。外にて福者の者に借請給へ。折角來られ共、此通り故歸られ候へと申す。兩人口を揃て申には、拙者共侍なり、侍が侍を見かけて、無心申かけ、ならぬとて、すごくと歸るべきや、借さずとも、借り請ん。隱便(隠)に早く借れよと申ければ。浅右衛門打笑ひて、其方共は此浅右衛門を何者と思ひて、左様成大言を吐や、刀をも指たる故に、めいしん侍の禮法に挨拶すれば、付上りての言分、士ならば侍の禮式有べきに、借さず共借んとは舌ながし、借まじきかいかど致や、今一言返で見よ、其座は立せじと申、兩人もからりと打笑ひ、やさしき事を云ふ男哉。然ば、太刀先にて借り申さん、おもしろしと。浅右衛門刀押取、しづくと立てば、惣髮の男申には、御自分一人を、此方兩人して勝負するもおとなげなし、先拙者が太刀先に借り請んといふ。浅右衛門申には、いやめんどろなれば、二人共いざまいれと大庭へ飛下りて立むかふ。一人は、すは共いはと、刀にそりを掛て待居たり。惣髮刀を抜ておがみ打に打てかゝるを、刀のつかにて丁と請留、しばし付廻る所を引はづして、すそをはらふを飛上りて丁と切、惣髮ひらりと脇へはづし打てかゝるを、浅右衛門受留、互に火花をちらして戦ひけり。浅右衛門、少もゆるまず、ふみこみく、えん先より段々と追つめて、庭の泉水の脇より二町計も切て廻る。惣髮もてあつかひて請太刀になり、危く見へしかば。今一人の男石に腰かけ詠居たりしが、もはやこらへかねて、刀を抜てうしろの方より切てかゝる。月かけに、浅右衛門是を見付て、ひらりとびのき、兩人を相手にして、うけつ、ひらきつ、八方へ目をくばりて戦ひけるが、兩人共に打物達者にて、明身をねらひ切込ける故、さすがの浅右衛門なれ共、二人を相手にしてもあつかひ、請太刀になりければ左りの手に脇差を抜き、兩刀にてあいしらひけれ共、大の男二人、しかも、打物達者にて、少もたるみなく、すき間をねらひ打込ければ、すでに浅右衛門も危く成にける。然る所へ何よりか來りけん、彼し、飛が如くに走り來りて、大聲にてほえかゝる。浅右衛門是に力を得て打込、刀惣髮がひたいへ切込ける。またし、惣髮が膝のかどみを、うしろ

よりかつしりとくひ切。惣髮ふりかへりて、犬を切らんとするを、飛しざりて大にいかりて、吠かゝり飛付んいきほひなれば、惣髮此犬を切らんとふりかへる内に、浅右衛門は得たりと、今一人の男の眞甲を、あごの下迄切割ければ、ふか手故ひるむ所を、惣髮はつと思ひ、心おくれけるに。彼のし、五尺計飛上りて、惣髮が肩先をくわへて一ふりふる。浅右衛門は今一人の男をすかさず横にはらへば、兩段となる。惣髮は犬の胴中を切らんとするを、うしろの方へ飛越て、襟首へ喰付てはなさずふりける故、浅右衛門得たりと、惣髮が右のうでを切りおとしければ、しりいにとりと引たほされけるを、彼し、其儘惣髮の顔へくらひ付て、目よりひたひへかけて、ほつかりと喰切てとり、大聲上て吠へける故、家來共おどろきさはぎ、かけ來る内に、惣髮が首打落ければ、彼のし、悦なきして尾をふりて、浅右衛門へ身をすり付て歡びける。浅右衛門ためいきほつとつき、側なる水を一口のんで、扱々かゝる骨おりたる事覺えず、誠にし、なかりせば我いのち危かるべきに、誠に主の危難をすくひしと、首をなでさすりければ、猶々悦飛上りて尾をふり、死骸に吠る事止す。家來も追々來りて、如斯の狼藉ものありし事を不知、不調法の段誤りければ、かつてしからずして。此段訴へければ、役人來り吟味候所、何くの者とも知れざりけり。依て、死骸を取置けり。大守此事を聽召、おどろき給ひ、浅右衛門小身不勝手にて、領分に住居する事、尤なれ共、此後迎も、如斯なる珍事出來すべきも計らず、早々城下へ屋敷遣すべしとて、役人へ被仰付、屋敷町にて居屋敷拜領して、造作金給りければ、早速に普請して引移ける。ちくるいなれ共主君をわすれず、人間迎及ばぬ事共なり。夫よりして彼し、をほう美して、あらじよと呼けるとなり。浅右衛門が丈五尺九寸餘にして、色白く、おんくわにして、威有て不猛共云べし。生年此時二十六歳力量は十人を越へける由なり。文學、軍書等を好て、歌道にも立さはり。惣じて無口にして、禮義正しき生れ故、諸人はをそんきやうせりと申傳へし。

## 五、千五百石 茨木佐大夫話

此茨木佐大夫、父は安大夫とて、鐵砲大將を勤て千石を給りけるが、年寄候に付退役し、惣領佐大夫家督を續て勤



仕す。此佐大夫二十五歳にして、惣體男好にして、美々敷召仕けり。人品骨柄、よう見うるはしき美男なり。劍術は新陰流にして妙を得、十人を越て、其丈五尺九寸餘り、心柔和に、仁心深く、召仕ふ者迄もいたわり、一つとして非難のなき英士なり。或時、美作國より來る由にて、其丈六尺二寸、髭左右にはへて、色赤黒く、力量數人に越て、天晴成男、年は三十二歳の由。鎗持奉公をのぞみ、佐大夫男好成事を聞て、目見えに來りけるを、佐大夫、是を見て、ふるひ付程悦て、早速に召かへけり。家中の評判男なり。此者、竹内流の劍術を自慢して、其上大酒吞にて、おのが力量骨柄を高慢し、人を人共思はず、傍輩共も右體の者故、所詮構はぬがとくとて、誰も隱便に打すて置ける故、猶々高慢し、我より外に人なしと慢じて居ける。家長に太田勘兵衛といふ者、父の代より勤て四十三歳になる。是又、戸田流の劍術免しをとりて、不斷に其事を慢じ一てつ成者なり。是又酒を好て給ける故、佐大夫折々いけんを加へける。父の代より召仕し者故、随分目をかけ少々の<sup>(著)</sup>起度は知らぬ顔して、居られけるが、彼鎗持榎右衛門と、不斷劍術の自慢を言つもの、中惡敷や共すれば、物いゝをせり。佐大夫も氣の毒に思ひて、勘兵衛を呼て、互に武藝をあらそう事は、刀を指者は口外へ出さぬ事なり、嗜候へと異見すれば、奉<sup>(著)</sup>畏候と請ては、兎角、犬と猿との相性なり。有時勘兵衛他出して、黄昏前に宿所へ歸る。榎右衛門は洗湯へ行て、是も歸る。主人の屋敷の門にて行逢、勘兵衛申けるは、今朝申付置し、調物かひ置候哉といふ。榎右衛門是を聞、いや今朝何も不<sup>(著)</sup>承拙者は鎗持計の奉公にて、御當家へ相濟たり、買物使の約束は不<sup>(著)</sup>致、人の使ひやうも知ぬ人に、夫にても家長殿といふべきや。向後家長やめ給ひと、てうろろして、からりと笑ふ。勘兵衛酒きげんに是をき、こいつ、すいさんなる雜言や。主人の目がねを以、二代の家長役、おのがいらぬ存外、今一言いふて見よ、其ほうげた、切さいて、日頃自慢する竹内流とやらの、閉口を見んと云。榎右衛門こらへかね、いやすいさんなる言分。然ば其方戸田流の免しを取たる由、此榎右衛門が竹内流にて、其舌の根を切て取べし。互に抜合て切むすぶ。やれ、けんくわと云ける故、若黨中間はしり出て、是を見るに、勘兵衛・榎右衛門なり。主人佐大夫へ申達しければ、佐大夫、扱々不届なるやつばらかな、日頃劍術の争論度々なり。定めてかんにんならずして、其じきなるべしと、其儘表へ出るに。向屋敷兩隣より棒突のかためを出す。然る所へ、佐大夫門外へ出で、兩人

を招き、門前にて左様のろうぜき、外々のそどう、めいわくなり。早々門内へはいるべしと叱りければ、兩人も理にふくして内へ入。佐大夫近隣の屋敷、かたみに出たる者へ、是は拙者の家來朋輩口論なり。固く御引被<sup>(下)</sup>候へと、挨拶して屋敷へ入。門を打、勘兵衛・榎右衛門を玄關へ呼上、佐大夫申されけるは、其方共承れ。定て日頃劍術争論度々なり。其恨をふくみ、如、斯と覺ゆるなり。夫は兩人共劍術みじゆく故なり。誠に大丈夫ならば、心に慎むてぞ、誠の劍術修練共言べし。夫を口外へ出して慢するは、互にいたらぬ故と覺ゆるなり。此以後急度相憤、今日の義は身がもらふなり。中直りすべしと、盃二つ取寄、勘兵衛・榎右衛門が前に置せて、互に吞せ和談させられける。榎右衛門不合點なれ共、主命故、ぜひなく、しぶく中直りして、其座を濟しぬ。主人如、斯致されける故、外の家來有がたくと、當人よりは悦けり。扱二十日計も過て、又々いかなる口論致けるや。今度は互に申かわせし故にや、佐大夫屋敷裏通りに、榎の馬場とて、長さ百間計の馬場有、跡先と中に、大きな榎三本有、榎の所は兩方三間餘づ、外の道より廣かりしに。此所にて、しかも十二三日の頃なりしか、月も有々として、此所にて、打はたさんと切むすぶ。此家來聞付て、又主人へ申達、佐大夫も今は是非なし。其分にもなるまじと、若黨三人鎗をもたせ、てうちん二張、其身は羽織袴にて、彼所へ行きて、床机に腰をかけ、見物致けるに。勘兵衛は戸田流の免許を受て、二尺七寸の刀を以て戦ふ。榎右衛門は竹内流の印可を取て、刀の長さ三尺一寸、備前水田の新身、鐵の棒を見る如くなるを以て、互に祕術を盡しいどみ戦ふ。榎右衛門は大兵、殊に力十人を越ける大たん者、いらつて打込刀、勘兵衛丁と請けるが、いかよしたりけん、刀のつばへ切込けるに、大力の榎右衛門が力に任せて打ける故、はなれず、捻合けるが、双先五分計かけて放れる。是故少々勘兵衛氣おくれけるや、明身をねらひて榎右衛門が打つ刀、勘兵衛請はつし、肩先より乳下迄、ばらりすと切さげたり。深手なれば横にたはれけるが、倒ながら裾をはらふを、榎右衛門飛のきて、たゞみかけて切ければ、勘兵衛兩段に成にける。其儘立寄、留をさす。主人佐大夫是を見て、天晴榎右衛門修練感じ入たり。去ながら武士の家なれば、人を殺して存命なる事、有べからず。其方修練のほう美に、我手にかけて得さすべし。罷出よ、と申ける。榎右衛門、平伏して、御詞を下し置れ、近頃難、有仕合奉<sup>(下)</sup>存候。殊に御手にかけて被<sup>(下)</sup>候段、めろが至極に奉<sup>(下)</sup>存



候。併拙國は美作國郷士の倅にて候。若年より劍術力業をこのみて、度々諸人と口論仕、惣體不行跡なりとて、親たる者にかんどうを受て、所々流浪仕、詮方なく如斯賤き奉公は仕候得共、武術御勵候段、近國の風聞別して、御主人様には劍術の妙手との段、隠れ無御座候に付、依之御奉公かせぎながら罷越候。拙者賤き御奉公をば仕候得共、折を以て御家中様方、武藝の御太刀筋をも拜見仕度、わざ／＼當國へ罷越候。尤、國にては誰恐敷者も無之存候が、此上の願に、めいどの暇乞に逆、事見事御主人様の、御太刀筋をちと拜見仕、相果申度と廣言を吐く。佐大夫につこ打笑ひ、いしくも申たるものや、成程心得たり、自分太刀筋をも見すべしと。若黨を呼で、樫右衛門が請狀を取寄、樫右衛門へ申けるは、勝負は時の運なり。主従のやく有ては、其方仕勝ても遁なし。依之其方請狀を呉候間、是にて心安く勝負すべし。と有りければ、樫右衛門はおどり上り。難有仕合哉、かゝる主人に召つかはるゝは本望の至りと申。其後酒を取寄、佐大夫大盃を引受、すつとほして樫右衛門此酒を給て、神妙に働べしと、遣しければ、めうが至極難有と盃にて二三杯のんでければ、佐大夫言けるは、支度能くば、いざ參れと。袴のもゝ立取て立上る。樫右衛門彼の血まぶれに成し太刀を、八そうにかまひて、互に聲をかけて、樫右衛門打込太刀を、佐大夫刀の柄にて、是を受、付廻す。樫右衛門、其刀を引かうとすれ共、糸を以て結びたるが如く、はなれず。やゝしばらく引かんとすれ共、佐大夫付廻りてはなれず。さすがの樫右衛門もあきれはて、祕術を盡といへ共、不叶して、つかれたる體なり。佐大夫聲をかけて、樫右衛門よほどつかれたると見えたり、しばらく暇遣す、やすめと有ければ、いかさましばらく御暇下さるべしと、片脇へ寄てもくねんと休息す。佐大夫申には、もはや休息しつらん、又參れとありければ、畏候と。大刀を眞甲にさしかさして、只一討と、力にまかせて打過る。此度も又佐大夫は少も違はず、以前の如く刀のつかにて請留て、同じ様に付廻す。樫右衛門大きにせきて、無念に思ひ、おに髭左右へ立て、刀を引んとあせれ共、不叶。大にいかり一聲さけんで、其刀を漸々と引はづして、横にはらふを、佐大夫は飛上りて、其刀をふみをとし、不便ながら暇を遣すと。ぬくより早く、樫右衛門が首は、前へぞ落にけり。此事を聞付て、近所より追々見物に來りて、佐大夫の早業修練の事を感じんす。右のわけを、早速に役所へ通し、見分を請て、事濟ければ、兩人の死骸を片付候様に、家來へ申付

て歸宅致しける。此事國中評判にて、佐大夫劍術の妙手なり、人間業ならずと、稱美せり。

## 六、九百石 中野半助話

此中野半助は、其男ぶり、七英の内にて、大きにおとりて、丈五尺六寸計、色黒くやせ形にて、不器量なり。力も漸々と一人に對すくらひなりけれ共、陳鎌、分銅に妙を得て、柔術、捕手は國中に及者なき名人なり。殊に身の輕き事は、左右につばさあるが如し。走る事矢をはなつが如し。早道達者にして、十餘里の行程を日高に行戻り、少もくたびれたる體なし。又木杯へ登るに猿も及ばぬ程なり。いかなる木へも登り、又竹へ登るにたゆむ事なく、身の輕き事誠にかる石の如し。又なぐさみにかるわざを覚えて、幼少よりなくさみにするは、はゞ三寸貫、長さ五間餘、高さ一尺五寸程にして、橋の如くに致し、其上を一文字に走る事妙なり。又高さ一丈五尺計上にて、細引にて横一尺計にして、丸き棒を眞中にて、彼細引にて是をゆひ、下へぶらさげ、大地にかゞみて飛上り、彼の棒へ取付てぶらさがり、其横棒の上に安座などするかるわざ、自然と覺へたり。又鳥羽繪といふ物を書ならひ、其かたち古今珍ら敷、いるいぎように、かきわけて、是をなぐさみとする事、幼年よりのわざなり。母一人有て、是に孝行成事、西土の二十四孝も及まじき孝心なり。惣體おどけ人にて、輕口とんさく、辯舌清らかにして、人の笑へをなす、終に、はらたちし事を聞見す。家來杯をしかる事なく、つねに子供好にて、朋友の子供を大勢呼で、すまふをとり。又はくるひ遊で、鳥羽繪の内杯あたへ。其外望みのものあれば、筆をおします、いくらなり共、其心に任す。夫故子供なじみて、早朝より入集り、夜陰迄も附まどふ。當番の節は大手の近所迄、子供大勢引まどひ、又翌日むかひの節は、われがちに大手近所迄、むかひに參る子供、雲霞の如し。太守にも此事聞召、御笑ひなされし程の子供すきに、色々わるさをするをどがむる事なく、誠に異人なり。夫故に人遣ひよくて、召つかふものも、すむと暇取事をわきまへず、國中のほめものなり。殊に茶湯を好みて、折々心易き仁を招て會席あり。或時、茶湯有ける時に、江戸詰の節、南京のさら五枚にて、金四兩二分にて調、殊外秘藏せられける。其皿を披に茶湯あり。右の皿をあらひければ、若黨如何せしにや、取落して、五枚



の内三枚打くだけければ、大きききもをつぶして、其かけを繼合見れ共詮なし。如何せんとあんどわづらひ、十方に暮てもくぜんとなる。家長、是を聞付て走り來り、大きにいかりて、是は其分に成まじ、且那御秘藏にて江戸より、わざ／＼御求ありて、初て會席へ出したる器物なり。又其方一年の給金を出しても、此かはりをとゝのへられず、言語同斷定て御手討と存るなり。先々引込居候様にと、長屋へ押込、番を付、皆々打寄如何せんと、手にあせをにぎる。彼若黨も長屋へ押込てかんねんす。此事母公も聞給ひ、去りては氣の毒なる事なり。大體の事は、とんぢやくせぬ生れなれ共、此事は如何あるべきや、もしも立腹せば、我等共々そしやうすべし、折をうかどひ、半助へ聞せる様にと、家長へ申されける。扱客來歸られて後、家長は主人の前へ出で、扱々申上るも恐あり、如何可仕哉、又申上ぬも不調法なれば、御立腹の程は奉察、是非／＼言上仕なりと申ける。半助是を聞て、是はあらたまりたる言分、如何成事の出來せしぞ、其譯を申せといふ。家長申は、今日の御客來に出候南京の皿、御大切成もの故、早々あらひ候て、取仕廻候様に申付、何某にあらはせし所。取落し、右皿三枚打わり申候。依之彼者長屋へ押込、急度きうめい致させ置候と申、半助打笑び、夫計に候や。何事が出來せしと、大きにおどろきしに。扱々それしきの事を大そうに言事哉、夫はまつたく怪家(毒)なり。瀬戸物類は、一寸したる事にて、損じ安し。其かけを集め置べし、漆にて繼合、結局風雅にてよかるべし。假用に立す共、又調候はど、望候器物買求ん。夫に何ぞや、きうめいさするといふは非道なり。其者早々呼出すべしと、存の外なる事故、彼若黨を呼出し候所。右の通申され、以後は入念候様にと申付られ。相濟、何れも案じたるとはちがひ、ほつきといきをつき、若黨は難有涙を流し、かゝる慈悲成御主人又と有まじ、命の程もおしからじと。其後は別て實體に勤けりとなり。此時半助二十四歳、易學、天文に通じ、雨風、日和を見るに、數年なれたる舟長よりも功者なり。何事も慢心なく、天晴の英士なり。或時、七人の内第一番の剛力、石黒後藤兵衛所へ寄集り、物語しける時。中牟田三十郎・松本淺右衛門は當番にて、殘る三人外兩人集會して、色々力量、武術の咄に成て。市森彦三郎申は拙者共の内、御ていしゆに上こす力量なし。併、金剛院の力は、其限りを知らずと申せば、後藤兵衛申は、成程あの坊主には、上をこす者なしと申。其來る者に依て一字倍するとの噂なりと、何れも物語しければ、丸茂元右衛門申には、

何と慰なれば、御てい衆(主)の力業と、中野氏の早業と、何れか甲乙可有哉、何とためし見給んやといふ。亭主いかさまよかるべしと申せば、側より申には、中野氏を捕へてなげ給へ。又中野氏は、例の早業にて捕へられぬ様に仕給へと言。是は一興と皆々申せば、半助にこゝわらひて、いらぬ事、よしに被成と、笑ひ居けるを。是非とすゝめければ、辭退も如何なり、然ば某を如何様にもしてなげ給ひ、夫を某はづして御目にかけん、是靜にしてよろしからんと言。後藤兵衛尤なりと、半助を片手にて差上さまになげいたす。半助は中にて飛歸りて、本の座になほる。後藤兵衛は其身の力にて、けつくえんより下へ落にけり。扱々おどろき入たるはやわざ哉と、笑へながら上へ上りければ、皆々きもをけしにけり。半助申には全く慰事なり。去ながら左の目ふちを見給へとある。燈にすかし見れば、黒豆ほどの墨のあと有。是はいかゞと尋れば、もしろうぜき者扱ならば、彼分銅修練の場なりと申ける。一座の面々大きにあきれ扱々、すさまじき事や、中野氏に及早業やあるべきと稱美せり。半助申は、是は全く時興御慰に、御目にかけん、どなたなり共、某をなげ給へと。縁よりおりて立ければ、今度は丸茂元右衛門立寄て、半助を目より高く指上、只今なげ申と、はたとなげる。いづくへ行けん其姿見えす。各々ふしぎと尋る所に、庭前の桃の木一丈餘の所に、安座して、是に罷在と答ふ。人々立出て、是はきみやう／＼と稱美せり。其時に半助陳鎌のくさをたくりて、猿のさがる様に、する／＼とさがりて、中途にして、彼のくさを一捻ねぢければ、くる／＼と廻り／＼ながら、下へおりて、分銅を打ければ、鎌木の枝よりはづれて、下へ落るを取持て、にこ／＼と笑ひながら座敷へ通りて、是は幼少カより慰のかる業なり。時の興に御目にかけしと、打笑ひければ、何れも興に入、中野氏の修練、かる業とは申されず。おそろしく／＼、昔の筒井淨妙も是程にはあらじと、稱美して。早亥の刻過にも成ければ、我家／＼へ歸りける。かゝる早業、太守も聞召て、御前にても其事を行ひしとなり。

七、七百石 石黒後藤兵衛話

此、石黒後藤兵衛は、東軍流の劍術に妙を得、殊に七英士の内にしては、第一番の力量なり。其上に水練を得て、其



丈六尺二寸餘、色薄赤く、髭左右にはひ上り、びん付油を以て、是をいため付、髪はくりびんにして、後下りに髪をゆひ、すさまじき風俗なり。され共心柔和にして子供の如し。或時、すねにかんそう吹いだし、なんぎ仕、數年是をめいわくし、美作國に名湯あり。依之入室湯カのため暇願ひ、彼所へ趣く。頃は二十四歳、供人多くつれてもめんどうなりとて、草り取一人を召連行けるが、右湯本の手前に、御坂とて大難所あり。登り二里、下り一里餘、都合三里餘の山道なり。其道はせまく三尺餘り、ひろき所にて五尺計、様々一人摺違ひて通る程なり。依之牛馬の通ひのため、十町程づゝ置て、山のかたはらを、一間程づゝ切開きて人溜りとす。此山より清水出で、不斷なめらかなり、岩石山なり。かた／＼は數百丈の谷なり。其中に松、柏おひしげりて、谷のそこ見へず。耳をそばたてて聞ば、かすかに、水の流るゝ音あり。此山道を通るには、上より下る者は、大音上てうたなり共、心任せにうたひて下る。又登る者も左の如し。山の麓と峠に三ヶ所に高札あり。是は古代、浮田中納言殿より建置れし通、當國主も是を用ひ、其文には。

登り下りの者大聲に、其事を互に告知らせ、近からんものは、登り下りを致し、遠からんものは、人溜りに控へて、互にけがなき様に、往來すべしとなり。

此山牛馬の通ひ有るなれば、登り下りに、牛飼、馬士聲はり上てうたふ事なり。後藤兵衛は此山道へ登りかゝりける所に、山の上より大聲にて、うたをうたひて、牛にくれ木を付て下りけるが、眞中にてはたと行合。牛飼共申には、御侍様、此山道は、上下麓、山上に、高札有て、古代よりの掟なり、御存有るべし、依之下り候事を、つけ申爲に、大音にてうたひ、つれて下り候。近頃御不肖ながら、是より跡の人溜迄、御歸り有りて、此牛を御下げ被下べし。左も無之候ては、一向跡へも先へも參りがたしと申ければ、後藤兵衛が跡より、四十歳計の僧一人、是も草り取一人をつれて、同じく登りける。出家へも牛飼共聲して、下山の事をなげきける。後藤兵衛申には、成程心得たるが、跡へもどるは八九町もあるべし、又其内に下山の者あらば、いつ迄か相待ん。然る時は、道はかゆかず、めいわくなれば、しかたある可れとて。我身を山のはたへしかと付て、彼草り取と牛飼とを、帶仕を左右の手にて、しかと取て上下へくりおろし。扱、牛にくれ木四本付たるを、四そくを取て下の方へ、そつとくりおろしければ、跡より來る僧是を見て、是又

後藤兵衛が致したる通にくり下す。扱残り五匹の牛をも、前々の如くに、順々にくり下しければ、彼僧も同じ様にくりおろしける。牛飼共大きにおどろき、其時、後藤申には、是にてよろしからんと、打笑つて上りければ、牛飼共あきれはて、かゝるすさまじき力量、今日見たる事、物のはなしなり、其上一人ならず、御出家迄かゝる御事は、此山初ての奇異なりとて下りける。跡より彼の僧聲をかけて、旅人扱々すさまじき御力量哉、拙僧も自然と力量備たるが、かゝる業を試しは初てなり。貴公の仰の如く、跡より來る者有時は、何れ迄か時をうつさん事計りがたし、此所に手聞取事をいとひて、いらざる僧のうでたてなれ共、貴公のまねを仕り、如斯は、御さげすみも心外なり。近頃卒忽の事なれど、貴公には備前の七英士の内にては、おはさずやと尋ねける。拙僧は、讃州金刀比羅山の別當、金剛院なり。數年かんそろに迷惑仕、湯本へ罷越候なりと、詞をかける。後藤兵衛立とまり、扱々左様に候や、拙者義は備前の家臣、石黒後藤兵衛と申者なり。能所にて得御意候と挨拶す。金剛院申けるは、成程兼々御噂を承及たり。扱々すさまじき御力量かな、御壯年に候へば、此上如何程か御力量増候べきと。ほめられける。後藤兵衛申様、拙者義も、湯治に罷越候なり。貴僧様の御事は、御噂兼々承り候が、おどろき入たる御力量、我々が及所に非、然ば能御つれなり、湯本迄御一所に參るべしと、同道しけり。湯本の庄屋、平左衛門と申者の所に、旅宿して、湯治しけり。折節、雨降てさびしかりければ、金剛院・後藤兵衛、碁を打て慰ける。兩人の小者勝手にて、是又互に咄合居けるが、彼の御坂にての事互に咄、兩旦那の力、凡日本にも一人とは有まじなんど、言ける。てい主平左衛門聞て申けるは、扱々、夫はすさまじき御力量哉、某も餘程力自慢にて、當國には、あまりおそろしき者なく存る所、夫は凡人ならずと、座敷へ出て。今日は御淋しく候はん、圍碁遊し候は、拜見仕らんと、側へ寄て詠ける。又隣座敷に書寫山より、湯治に來りし出家、三十歳計と二十七八歳と見へて、兩僧居たりけるが。是も、雨中つれ／＼成まゝに、案内こひて、かゝる御出合も御互に、他生のえんならめ、御免あれかしと、碁を見物する。後藤兵衛先にて打終て、作りける所、持碁なり。何れも是は／＼御互に御上手なり、いざ御勝負見仕らんと申。金剛院申されるは、殊外勞れ申候、御兩僧被遊候へと申所、てい主平左衛門申けるは、御兩所様には、殊外なる御力量の由、家來衆の咄にて承及しと言。後藤兵衛申には、いやく左様



成義、誠に時のてうれんと申物なりといふ。金剛院も同様に申されけるを、彼書寫の僧はも力自慢にて申は、夫は殊外なる剛力哉と、空うそ吹て申ける。てい主申に、播磨には大量の物有の由、殊に書寫の御出家方にも、殊外力有之段承及たりと申。成程力量備たる者も有、拙僧抔も、少しは力量有と覺申候と答ける。折節てい主より大きな桃をちそうに出しける。其桃をわりて、何れも給けるが、實有けるを、てい主右の手に取て、指四つにてひしぎければ、くだけたり。何れもおどろきて、扱々御力量哉とほめけるを。彼の書寫の僧、是は成べき事なりとて、彼實を取て、三つ指にて、二つつとけてくだけける。今一人も同様にくだけけり。てい主おどろき、御力量拜見おどろき入たる御事なり。我も當國にては少々自慢の力成が、是には及ばじ、閉口仕と挨拶す。御二人様にも及し承し御力量拜見仕度と望ければ。後藤兵衛は辭退しけれ共、たつて所望する故。然は心得たり、しかし横にしてくだく事、いと易かるべし。たてにしては成らぬ様に承及しが、是迄終に心見し事なければ、可成哉、ためし見んと。彼の實をたてにして、さし指と大指と二本にてひしぎければ、ぞうさもなくひしげたり。彼僧むねんにや思ひけん、彼實を取てたてにして、三つ指を以てひしぎけれ共叶す。惣身の力を出して四つ指をかけ、顔を赤くして、漸々とひしぎけり。今一人は色々としけれ共、終につぶれず、むねんそうに赤面す。後藤兵衛は残りし實を取て、又々ひしぎけり。扱又後藤兵衛・金剛院様には叶申さね共、此實を残し置もさんねんなりと。咄しながら、十三迄ひしぎたれば、何れもきもつぶしける。かゝる強力なる事、前代未聞とおどろき、てい主金剛院様にも何卒、御力の程御見せ可被下と望ければ。致し見んと、側成基石の白を取て、碁ばんの九目へ二指にて押込けるに、とうふなどへ、おしこむやうに、九つ目へ、盤のつらと同じ様に、おしこまれける。何れも、大きにおどろきたる所。書寫の僧一人、石を取て、惣身の力をふるひ、おし込けるに、漸々と石のあと計少々付たり。てい主申には、是は後藤兵衛様には、成べきと奉存と無理にすゝめければ。然ば試候はんと、黒石を取ては星目の間々へ、數六つ、是も二つ指にて押込けるに、金剛院の如く、盤の面と同じく、削りし如くに押込けり。てい主、彼僧も平伏して、誠に御兩所様には、凡人ならず、人間業には有まじと申ける。則此碁盤、金剛院・石黒の力石とて、湯本の平左衛門方に、秘藏して、所持仕けるとなり。如斯成る大量なれ共、少しも高

慢なし。右の兩僧書寫へ歸りて、此事を咄ければ、右兩人は、人間には有まじと、近國に其かくれなき、強力なりしとかや。

## 備前岡山七英士讚話 終



墮淚口碑

全

墮淚口碑



### 墮涙口碑に就て

墮涙口碑は、津山藩の明君と云はれた越後守松平康哉・康人兩公の言行を集録したものであるが、始め、此の記述に染手したものは、小納戸役の太田昭景であつた。太田氏は執務繁忙の爲めに、同藩の稻垣茂松に委囑し、文政十二年に完成したものであると云ふ。

此書の原本には、本書録載の『目次』序を欠いてゐるが、岡山縣立圖書館司書河本一夫氏が、嘗て故矢吹金一郎氏の示點により同氏の宅にて筆寫せしものを、河本氏の手記「蠹魚の魚」より轉載したものであるから、墮涙口碑も、本書によつて完璧のものになつたことと思ふ。

昭和六年二月下浣

森田無適

### 墮涙口碑序

古者左史記事、右史記言、人君之進退言動、無一焉不載之乎書。蓋古先聖王、德之篤、仁之至、神化及庶物、萬世不磨、豈俟下記史冊、而後傳上之耶。然其機務之暇、一言一行、可爲後世人主之龜鑑者、不必盡出宮闈、當時人臣之情、不能任之天保、其久而不朽也。夫此以堯舜君臣之吁喩揖讓、湯武之誓、伊周之訓、召公之語、成王之命、委曲詳悉、記在典籍、雖虞夏商周之邈焉、如彼其炳如。其後漢晉唐宋元明、無世不設史官。於是起居注、實錄、時政記之屬、記人君之言行者、累々相臨、德音仁聞、存而不朽、使後人若視乎眉睫、非史臣用心、豈能如此哉。我日本王朝之盛、有史官久矣、觀三部本書六國史可見、降及中葉、武人執柄、干戈紛擾、王道夷、皇綱弛、朝廷百司徒備員爾、雖有史官、其責不過簿書賤役、故其間英哲言行、湮沒十八九、其僅存者、特野史家乘、而駁襍殺亂、莫所取信焉。烈祖龍興、尊天子、令諸侯風化行百職舉、但創業多故、不遑制作史官之弊、因仍不革矣。蓋霸朝數世、用湯武之征伐、不失周召之臣道、仁德隆盛、實邁漢唐、懸諸日月、赫々有光、而至于記其言行者、則各家異同紛然難裁、實爲邦家之一大闕典矣。霸朝尙如是、矧於其下乎。藩家有志士、私憾之、有據其主之遺事、爲書者、水戸之西山遺事、備前之有斐錄、肥後之銀臺遺事、米澤之翹楚編、此其最赫著者。第其爲書、文辭不加修飾、雖不得史官之三體、要之其事實而其證的、足使後人有上、所徵、則何病於其鄙俚乎。我顯德、嚴恭二公、英明仁厚、政化德澤、浸淫斯民、百世不可護者、無愧于夫數諸侯。恨當時藩臣、無書遺事者、此以其宮中坐作言動、可垂範後世者、不能無湮沒、然二公薨未甚久、大夫士之逮事者、尙多存脫就之人、而記其聞見、倘可得什壹於仟佰也。東宮見任小納戸臣太田景昭、夙有志此、公餘之暇、問二三遺老、將爲一書、以獻于世子、而事務鞅掌、未卒業、以屬臣茂松、令畢其事、茂松螻蟻末臣、齒少德薄、豈任代之、既而以謂此事遷延更經數年、今之遺老墓木拱矣、雖欲徵之、恐有文獻不足之歎、宜斷然執簡、上鼓國家之盛、下繼朋友之志也、迺自去歲十二月、至今年六月、周旋仕兩朝者、所聞凡如于件集錄爲卷、以儆諸藩之私史。蓋桂林



一枝、崑山片玉、謂盡二公之靈光、則未也、然觀水必觀其瀾、此書雖簡也不亦二公德海之一瀾乎。此臣景昭臣茂松、所以惓々不能已也。昔者羊祜鎮襄陽、有惠政、性樂山水、每置酒硯山、卒後、鳩民建石游憩、所以記其惠、後人想其人、而不得見、親記其惠者、泣杜預、名之墮淚碑。夫石無情頑物也、而記仁人君子之事、尙足下令後人泣、而況臣茂松所記、即存士大夫之口碑者、其令泣人也固矣、因題墮淚口碑、謹寫一本、以贈景昭、景昭其必有其所獻。

文政十二年歲次己丑冬十二月七日

臣稻垣茂松再拜謹撰

「蠶魚の香」より

### 墮淚口碑 目次

顯徳公遺事

(1)	此書百年の後に知る者あらば九泉に瞑目す	(一頁)
(2)	言路開通	(一頁)
(3)	諫言を入れて猿樂中止	(二頁)
(4)	河豚魚菜食	(二頁)
(5)	時觸に過を改む	(二頁)
(6)	下戸の臣	(二頁)
(7)	茸狩に侍醫の言を謝す	(二頁)
(8)	神宗和尙曰く聰明を止め	(三頁)
(9)	お籌殿の木櫛	(三頁)
(10)	雲助の言ふ鶴籠の踏出	(三頁)
(11)	寵婦の媚武士の言に代へ難し	(三頁)
(12)	役筋心付の段格別	(四頁)
(13)	諫言を賞美す	(四頁)
(14)	役立つ言も聽いて士氣を落さず	(四頁)
(15)	武士の世のきり耳や岩つつじ	(四頁)
(16)	死刑人ある日には御精進	(五頁)

墮淚口碑 目次



(17)	上下のどぢひだ	(五頁)
(18)	箕作丈庵の孝心を勵ます	(五頁)
(19)	罪人にも父子の情	(五頁)
(20)	武器の質は御藏預り	(五頁)
(21)	家中は水主人は魚	(五頁)
(22)	歳忘宴半にして囚人に賜酒	(六頁)
(23)	寒夜囚人に賜粥	(六頁)
(24)	極寒對面所御遊の節囚人に賜酒	(六頁)
(25)	津山の白梅香	(六頁)
(26)	郷飲酒の禮	(六頁)
(27)	長壽者に賜酒引出物	(六頁)
(28)	中間越前仁兵衛の御目見	(七頁)
(29)	家中の大臣老年の病氣見舞	(七頁)
(30)	櫻の間の火鉢	(七頁)
(31)	國に杖つく	(七頁)
(32)	名蹟御立	(七頁)
(33)	釜の蜘蛛	(八頁)
(34)	四十二の御賀御祝儀	(八頁)
(35)	孤獨扶持	(八頁)

(36)	子供養育金	(八頁)
(37)	凍餒死の御吟味	(八頁)
(38)	まびき博突法度	(九頁)
(39)	愛馬うつり	(九頁)
(40)	鮒網御免	(九頁)
(41)	奇藥紫雪	(九頁)
(42)	救濟方調藥書	(九頁)
(43)	めやす箱	(一〇頁)
(44)	衆と樂しむ	(一〇頁)
(45)	冥加米	(一〇頁)
(46)	文化最盛時代	(一〇頁)
(47)	大村庄助奉銀臺侯政蹟書	(一〇頁)
(48)	諸藝獎勵	(一〇頁)
(49)	名臣と遣學生	(一一頁)
(50)	帝範臣軌	(一一頁)
(51)	素讀三十武藝六十	(一一頁)
(52)	御法を守るを賞す	(一一頁)
(53)	町人訓導	(一一頁)
(54)	神主僧侶の道を聽く	(一二頁)



(55) 鐵砲の備立……………(一二頁)

(56) 年齢外の武を賞す……………(一二頁)

(57) 古谷嘉左衛門學問御免……………(一二頁)

(58) 豪力の御試し……………(一二頁)

(59) 鯉膽の鍼術……………(一二頁)

(60) 儒者皆川文藏御信仰……………(一三頁)

(61) 學問の要……………(一三頁)

(62) 易經を別して御好み……………(一三頁)

(63) 御用場日記……………(一三頁)

(64) 御役に立ぬ人とは一向に無御座……………(一三頁)

(65) 債鬼を殿中に避く……………(一四頁)

(66) 才氣自慢せぬを大役に……………(一四頁)

(67) 諸役向委任……………(一四頁)

(68) 人才の取立は長所のみ……………(一四頁)

(69) 國法は黙止難し……………(一五頁)

(70) 御經濟筋御重用……………(一五頁)

(71) 無くてはならぬ男……………(一五頁)

(72) 律に背くもの無據罰す……………(一五頁)

(73) 關十治に御召を停止……………(一六頁)

(74) 御英明に一意地を出す……………(一六頁)

(75) 人材登庸……………(一六頁)

(76) 此輩力量相應に……………(一六頁)

(77) 出頭なし……………(一六頁)

(78) 御召物の縫針……………(一六頁)

(79) 賞罰嚴重士氣引立……………(一六頁)

(80) 父侍に罪ありて其子になし……………(一七頁)

(81) 報恩……………(一七頁)

(82) 鷹山、銀臺二侯との交誼……………(一七頁)

(83) 鷹山の供養……………(一七頁)

(84) 田沼主殿頭に情をかく……………(一七頁)

(85) 石窓和尚、糠味噌の土産……………(一八頁)

(86) 大熊鎗……………(一八頁)

(87) 足の毛をぬき可進……………(一八頁)

(88) 留主居寄合停止……………(一八頁)

(89) 銀臺侯に私淑して重農……………(一九頁)

(90) 銀臺侯に經濟を質す……………(一九頁)

(91) 忌日の謹慎……………(一九頁)

(92) 子に寝ねて寅に起く……………(一九頁)



(111)(110)(109)(108)(107)(106)(105)(104)(103)(102)(101)(100)(99)(98)(97)(96)(95)(94)(93)

酒は好むも公務不闕……………(一九頁)

威儀不亂……………(一九頁)

重役を尊敬す……………(二〇頁)

懐中には筆と紙……………(二〇頁)

諸事實素……………(二〇頁)

輕き御鎧……………(二〇頁)

木綿服眞鍮煙管……………(二〇頁)

御召物異狀のものなし……………(二〇頁)

駿河打の下緒……………(二〇頁)

三文目の料理……………(二〇頁)

さし鯖の簡略……………(二〇頁)

鳴物は御子様御寢後……………(二一頁)

總て御用日は表御座敷……………(二一頁)

書翰は必ず下書……………(二一頁)

従前出精相勤者を賞す……………(二一頁)

御胎教……………(二一頁)

女中男子の取沙汰禁止……………(二一頁)

育児の注意……………(二一頁)

四十七義士評……………(二一頁)

(130)(129)(128)(127)(126)(125)(124)(123)(122)(121)(120)(119)(118)(117)(116)(115)(114)(113)(112)

自由せば際限なし物事内場に……………(二二頁)

書式は無用……………(二二頁)

佛事に酒用ゐず……………(二二頁)

勤向手扣帳検査……………(二二頁)

綿實油(勸業)……………(二二頁)

嚴重なる格式……………(二二頁)

神社佛閣の崇敬……………(二二頁)

古參新參……………(二二頁)

敬稱の制度……………(二三頁)

借金の必要なし……………(二三頁)

町人逝去を惜む……………(二三頁)

政事の善惡取沙汰せず……………(二三頁)

二十四孝書に感ず(以下秋香院様篇)……………(二三頁)

手荒く相育て申可……………(二三頁)

過にても假初ならず……………(二三頁)

土人形……………(二四頁)

七歳より婦人の手を放す……………(二四頁)

剛直の御守役……………(二四頁)

滔々洪水壘山囊……………(二四頁)

墮涙口碑目次……………(二四頁)



嚴恭公遺事

(134)(133)(132)(131)

大名は何事でも成るものとの心得違……………(二五頁)

不憫には存ぜずや……………(二五頁)

棺中には木太刀……………(二五頁)

御看病出精殘情減す……………(二五頁)

多病なれども五萬石の備立……………(二六頁)

潜龍待時……………(二六頁)

一を聞て十を悟る……………(二六頁)

上下安樂に暮す様苦勞す……………(二六頁)

養老……………(二七頁)

糲と粉米許りに御座候……………(二七頁)

御進學……………(二七頁)

御取次なく役人より直々被聞召……………(二七頁)

御書翰下書なし……………(二七頁)

百姓大切慈悲を専らとすべし……………(二八頁)

公儀への御奉公……………(二八頁)

洪水は下々難澁許り……………(二八頁)

増地杯は思もよらぬ事……………(二八頁)

勸農所……………(二九頁)

(167)(166)(165)(164)(163)(162)(161)(160)(159)(158)(157)(156)(155)(154)(153)(152)(151)(150)(149)

牛見物はやめ申候……………(二九頁)

救米出來ず儉約專一……………(二九頁)

中島井手の殺生……………(三〇頁)

道をさけ脇へ寄り候……………(三〇頁)

一羽の鳥にて他方懸合は……………(三〇頁)

槍術御稽古大雪に變らず……………(三一頁)

往來勝手次第……………(三一頁)

御獵は名のみ……………(三一頁)

有合せの湯漬……………(三一頁)

肥後の麒麟出雲の鳳凰……………(三一頁)

國の輕重は文武の政事……………(三二頁)

引米……………(三二頁)

御野行……………(三三頁)

臣を使ふに無差別……………(三三頁)

駕籠の遊山はあまりに異様……………(三三頁)

深信院様と御懇意……………(三三頁)

下民稼穡の艱難を知る……………(三三頁)

御會讀無缺席……………(三三頁)

天意雖難度其如禾黍何……………(三四頁)

墮淚口碑目次……………(三四頁)



(186)(185)(184)(183)(182)(181)(180)(179)(178)(177)(176)(175)(174)(173)(172)(171)(170)(169)(168)

庭中梅……………(三四頁)

山の如き望……………(三四頁)

麥小豆の煎じがら……………(三四頁)

着古し……………(三四頁)

綿服着用……………(三五頁)

御櫛揚の砌……………(三五頁)

遊興酒騒不仕……………(三五頁)

極寒と雖平常の御茶漬……………(三五頁)

御近習被下物なし……………(三五頁)

喪中重き御愼み……………(三五頁)

民の君たるもの……………(三五頁)

府内は御供を減す……………(三六頁)

さりと結構過ぐ……………(三六頁)

御眼力の明、敏才の臣を罰す……………(三六頁)

御名如き御若年にて……………(三六頁)

御家柄故身代不相應の規模……………(三六頁)

以來は並大名……………(三六頁)

書院は締切……………(三七頁)

能舞臺取拂……………(三七頁)

(188)(187)

水腫の御養生……………(三七頁)

暗夜に燈火消ゆ……………(三七頁)

「蠶魚の香」より……………(三七頁)

墮淚口碑 目次終



# 墮涙口碑

稻垣武十郎茂松謹撰

夫、顯徳・嚴恭御兩公、御徳の盛なる儀、筆墨に可盡事に無御座候、況や筆墨を以相傳不申共、自ら天地に明らかなる儀に御座候、乍去難有御言行之跡なく、古き人々の口に殘候を、無慙と聞捨候も心なき儀と奉存候、且は年月を経候後には、右嘶傳へる人も死失て、後人難有儀を承度奉存候へ共、仕方無之様に可相成、彼是相考候より、私風情、若齡卑賤の身も不顧、聞に任て書載る事に御座候、併し御政事に預候儀は勿論、其外御側御奥向の事、外臣の可知方無御座候へば、其内取捨損益可仕儀も可有御座候へ共、夫は却て批判仕候に相當り、恐多奉存候に付、嫌疑を不避、有様相記す事に御座候、假令、是を以、罪する人御座候共、是は微臣一つの御奉公と奉存、僭妄之咎を甘し罷在候、若又百年之後、智人有て此書の世に知る事も御座候はば、九泉に瞑目仕、難有可奉存候。

## 顯徳公遺事

公諱康哉、初康政、任越後守、叙從四位、寛政六甲寅年八月十九日卒、四十三歳、葬于江戸天徳寺。

一、公、御座候御座候の内不寄誰人、其言を能く御用ひ被遊、水の流るる如く奉存候、夫故御家來不顧身、存寄を申上、御徳義の萬一を御助け申上候儀多分御座候。ある時河内志津馬卜右衛門父事に躑躅被仰付、村上清太夫に御見せ被遊度、思召に付、既に今夕と相極り候、古谷嘉左衛門源太其頃御小納戸役に當番に罷在、右様子を承り、直に御前に出候て、御側向御内分の御酒宴には御戯に遊藝被仰付候共、強て御留不申上候へ共、村上清太夫杯は、左様之事を御見せ被遊候人物に無御座候、何卒御止被遊度奉存候と申上候處、少し御考の上、御意に、是は身共が過なり、相止可申、とて其儘御遊は無御座候、惣て不寄何事、御諫言申上御合點被遊候と直に、御意に大に龜相いたし又々差控と被仰出、末々の

墮涙口碑

康哉 幼名  
光丸、寶  
曆十二年  
壬午四月  
二十九日  
長孝卒、  
家督十一  
歳



者罪科にて差控被仰付候通に、二三日又は四五日諸事御慎被遊候、斯様に人の言をよく御用ひ被遊候故誰しも一言なりとも御役に相立候事を申上度相勵み、自然言路相開け、上下親敷御座候様奉伺候。

一 ある日御遊宴の砌り、中奥女中に猿樂被仰付、最早支度出来候、鈴木由仁作罷出、是は御不似合之御遊び不宜奉存候、早々御止被遊候様御諫言申上候處、至極尤の申分也との御意にて、御止被遊候由儀、生涯此事を語り難有奉存候。

一 御對面所へ、被御出の節、御供の女中一人、河豚魚菜食に仕度旨、願候所、即ち村尾彦左衛門に被仰付、御膳所に料理仕、古谷嘉左衛門罷出申上候には、河豚魚は殊の外、毒にて御座候ものに承り候、夫を御膳所にて被扱候事甚以不宜奉存候、乍併、女中の給候は勝手次第に御座候、若御上りの鍋などで、烹申候儀は、縦令、如何様の儀に御座候とも、決て相成不申、と申上候所、何の御氣色も無御座、其儘御延引被仰出候由。

一 常々朝六ツ時、夜四ツ時に御太鼓鳴り申すと直に御小納戸のものより知らせ候様に、との御意に付當番御小納戸より不斷右の刻限申上候處、夜分御酒宴の最中にて、唯今四ツ時に御座候と申上候へ共、御頓着無御座故、おして、二三度も申上候ては、却て御不興にも可被爲在、と差控候ものも御座候、古谷嘉左衛門のいつにても御返答の御座候迄とふか折ふしは御邪魔にも可被爲在、以來は御酒宴中には時觸相控へさせ可申哉、と伺候處御意にいや、是は身共の過なり、以來はいかやうの節にても是迄の通り心得候て知らせ呉れ候様にと、被仰付候、其後は時觸申上候と直に御返答被遊候由。

一 古谷嘉左衛門性質酒を一向たべ不申、始終素面に候故、御遊宴中にも、物事幾重も、推かへし強く申上候に付終には存寄も相立、御聞届被遊候、兎角御側向は、酒好物のもの御座候ては、酔中杯は、心外の己をまげて、上の思召に従ひ、自ら詔諛の風に移り易きものに御座候、嘉左衛門一人下戸の臣にて、左様の事無御座候。

一 或御在國の年、御城南山に、御茸狩御出被遊、御辨當御開の節、佐藤國四郎御前にて、松茸を焼き差上候、其内虫喰茸も御構なく召上り候に付、松山樹軒御側に罷在候て、たけは御料理に被仰付、御調進可被遊候、虫喰たけを召

イニヨリ此  
條補ス

(4)

(5)

イニヨリ此  
條補ス

(6)

(7)

(8)

(9)

イニヨリ此  
條補ス

(10)

(11)

上り候て、もし如何様の儀御座候共難計存候間、何卒御止可被遊旨、申上候處、御意に又小坊主差出候も御頓着不  
被遊候、樹軒おし返し、假令思召に叶ひ不申共、是は御供に罷在候醫師の役目に御座候間、何分御止被遊度と申上  
候、其日は相濟み、翌日樹軒拜診に罷出候砌、御意に、昨日は深切に氣を付け呉れ忝く今日より決して右様の事致  
し不申候間、以來又々氣の付候事あらば、無遠慮折檻いたし呉れ候へ、と被仰候、其頃樹軒いまだ若年に御座候へ  
共、其事御懇に御聞被遊候事難有奉存候。

一 本源寺御佛詣の砌、神宗和尚、御目見仕候序に、我等身分心得に相成候有之候はば無遠慮申聞せ候様に、と御意  
につき、神宗、御答申上候は、上御盛徳の至、中々愚僧杯の萬分一をも可申上儀無御座候、併下の風説を承り候に、  
上には殊の外聰明に被爲入と申候、愚僧存寄を考候處、乍恐此御聰明を御止め、被遊候様にと申上候處、最至極の  
申分と御感心被遊候、御歸城後、村上清大夫罷出、今日神宗御目見の砌、いかがの御囃申上候哉と、奉伺候へば、御  
意に、今日神宗斯様々と申聞、我等生れて以來の驚入たる事に逢候と被仰候由。

一 井岡道安、生れつき正直にて、飾なきものに御座候て、御奥相勤候砌、今の深信院様、其頃はお籌殿と申して、中  
奥被勤、或時御前に被罷出候砌、道安も罷出御話の序に、お籌事近來御出生様御座候より大分威勢強く相成、頭に  
鼈甲杯の櫛さし候様に相見へ申候、乍併最初被召出候砌、木櫛をさし罷在候時の事を忘却不仕様仕度ものに御座  
候旨、憚る所なく申上候よし、斯様御寵愛の女中を折檻仕候位の眞直成る、人物故、上にも能被思召始終御側近く  
被召仕、度々御役に相立候事御座候。

一 御道中御召の御駕籠には、御踏出と申すもの御座候て、御休の砌、御平臥被遊候ても、御自由に被爲在候様に相  
成候、一年御道中、或驛に雲助ども、御駕籠拜見仕、さてさて大名程我儘なものなし、永の道中駕籠にのる上に、  
又足を延して寝る事迄拵、自由を致し候、とささやき候を、如何してか、御耳に入り、成程と御感心被遊候にや、其  
翌年より、右の御踏出、相止申候由、蜀蕘の言も聖人をとるとは、か様の事を申候にや。

一 中奥女中に千鶴殿と申す婦人御座候處自然威勢強く御側の衆もへつろふ様に相見え申候、或御近習罷出、斯様

墮涙口碑

三



御内寵つよく候へば、御爲に不宜奉存候、何卒事之無御座候内、早々御暇被下置候様申上候處、早速聞届候との御意にて、翌日無事故、御暇被下候由、如何様御寵愛の婦人にて、武士の言には御かへ不被遊、直に御暇被下候事、再拜三昌言の思召、古今難有儀に奉伺候。

一 秋元三左衛門、御藏目附、相勉め候節、御藏内の數ヶ條相記し申出候處、早々御聞届に相成り、御勘定奉行、植木左士に御達し御座候て、右申立の旨、御藏奉行に、取行ひ申候様、被仰付候、三左衛門は役筋心付の段、格別に思召候て御賞詞被遊候、賤官の申立候儀も御懇に御聞被遊候儀、難有奉存候。

一 古谷嘉左衛門儀、毎度御諫言申上候に付、御氣色に思召とて、御褒美被下置候、嘉左衛門、申し候には、上に御過御座候故、御諫言申上候、上にも御ぬけ目と思召、早々御改被遊候、併し人情過をば、包み飾り度きものを、上には其思召無御座候、其上御諫言申上候處を御賞美被遊候事、難有儀に奉存候。

一 人の申上候事を、能く御用ひ被遊候故、存寄一杯言上仕り、其内に邪正利害得と御判断被遊、能事は直に御取用ひ、御賞美被遊候、又役に立ぬ事をも、夫、相應に御譽被遊候て、人の氣を落ぬ様に被遊候、今泉五郎左衛門は一方向の士にて、ある時御前にて、瀧の山の風穴に石を打込み、風を起し、南方より攻め候、敵を防の手立として、大川を掘ぬき、備前の海を通し度候と、迂濶無用の事を申上、御側衆杯も御氣色いかかと伺ひ候處、御笑被遊候計にて相濟候よし、斯様言路御開被遊候故、誰しも智恵才覺を盡し少なりとも御役に相立度事を一統出精いたし相勉め申候。

一 天明の頃、凶作饑饉につき、人氣荒立、訴訟人多き様に被聞召、若直訴のもの、御座候はば可被聞召とて、一ノ宮御參詣と御觸にて、其邊に御出、鐘樓の側にて、御質素の御酒宴に、時を移させられ候、下々のもの共難有思召に、かんじ自然と靜謐に相治り候、但し非常の事も御座候はばとて、物頭村上清太夫御預の足輕、召連出張被仰付候、即清太夫を近く被爲召、御酒被下候、清太夫つつじの花を手折り差上候しかば、直に御發句に

武士の世のきり耳や岩つつじ

(16)

斯様に被遊下被置候、右短冊は同人家に珍藏仕候由。

(17)

一 御國許にて、死刑人御座候節は、終日御精進諸事御慎被遊、思召に假令罪人に候とも、かりそめにも天下の生靈を御殺被遊候事故、御慎み被遊候。

(18)

一 御代に上下の、とぢひたと申候もの、着用仕候事、世上に専ら流行仕候、村山平學、御近習の砌、右の仕立の上下着用、御前に罷出候處、御意に、其方も最早流行の上下を相用ひ候と相見え申候、扱は、我等政事の行届候儀、此流行の移り易き様に早く行れ候はば、おもしろき事に候、と被仰候、僅かに衣服の流行を御覽被遊候ても、直ちに御政事に御心付被遊候、斯様の御意難有奉存候。

(19)

一 御紋服拜領のともがらは、嫡男女妻へは拜領願候ても相濟申候へ共、親へは相濟不申、箕作丈庵御七代被仰付、御奥勤に相成り、御納戸拂の節、御召、古の御紋服被下置、丈庵元來孝心のものにて、老母に能くつかへ候、今度難有頂戴物仕り候に付、何卒老母に拜着爲仕爲歡度く存し、此段内々願出申候處、孝心の至り御感心被遊、早々御免被成候、尤以後の御例には相成申候へ共、格別の思召にて斯様に被仰付候由、此類毎々の事に御座候に付、自然と

(20)

下々孝道に相勵み風俗厚きに歸する様奉存候。

(21)

一 牧廷藏、御前坊主にて、江戸に相詰候節、出奔仕、被召捕、直に江戸表にて御罪可被仰付候處、御國表に老親罷在候に付、老人の情不憫に被思召、一度御返しに相成り、老親に對面、暇乞御免被成、其上にて永の御暇被下置、御領分被追出候、斯様不届ものに御座候へ共、父子の情御推察被遊候儀、あつき思召と奉恐察候。

(22)

一 御家中貧窮もの難澁に逼り候ては、武器賣拂、又は質物とし、渡世仕段々年月を経候に従ひ、武器所持の面々少く相成候様に、被聞召、歎敷被思召、以來勝手向、不如意に付、無餘儀武器質物にいたし候節は、御勘定所御金を夫相應に、無利足にて御貸被下、右の武器は御藏に御預りに相成候、斯様御世話被下置候に付、今に極貧のもの共も具足等所持いたし候。

(23)

一 御初入以前は、御家中絹服に御座候、諸事はに準し華麗に相くらし、自然一統困窮仕り候、御入國早々深き思召

(24)

墮涙口碑

(25)

五

(26)

五

(27)

五

(28)

五

(29)

五

(30)

五

(31)

五



有之、殿重の御儉約被仰出候、其節の被仰出に家中の面々、困窮に及び候儀、不覺悟故と可申候へ共、困窮の儀は、上下一緒にて、我等とても同様逼塞いたし、赤面の至りに候、依之我等今日より綿服に相改め、少しも勘辨に相成候様、相考へ取續候間、家中の面々も左様可心得、但し、至つて難澁のものは如何様とも取計可遣候間、可申出候、譬は家中は水なり、主人は魚也、水さへ有之候はば、魚は活き申す事故、家來を苦しめ申、存寄毛頭無之旨、御意御座候いづれも感涙仕候て、思召の通、儉約相守り風俗よろしく相成り候由。

一 或年極月の末、御歳忘の御宴被遊、いろいろの御たのしみの砌、風と、思召事御座候て、其頃の町奉行、増兒右門を被爲召、我等此寒中に暖に着て、飽迄くらひ、年忘杯とてたのしみ候へ共、熟々考へ候へば、獄囚のもの共、自身の罪業とは申しながら、此寒をば難堪存すべし、餘り不憫に付、牢舎人に、酒を吞せ申度存じ、其方を呼出し申候、相計候様にとの御意に付、右門難有奉存、即ち思召の通り相計ひ候處、牢舎人いづれも感涙仕り候。

一 寒夜には折々牢舎人に粥被下置候。

一 御對面所御遊の節も、衆と樂しく樂しむとの思召にて、坊主以上御酒御肴被下、或時同所御遊の砌、寒強く御酒中風と愁然として、御樂不被遊、御意に我等斯様に寒天にも心の儘に相娛み候へ共、圍圍のもの共、嘸や難澁致し可申、不憫に被思召に付、御酒被下候様、被仰出候、御仁心の厚き事、斯様に御座候て誰しも、此君の御義には命も不惜と感涙仕候。

一 御櫛揚の節、御側衆申上候には、御油は江戸の某製に無之は、御用に立兼候様、申上候處、御意に、いや矢張り津山に出來候白梅香にてよろしく覺候、と被仰候、是全く御國産を被爲重遠物を御好不被遊、厚き思召と奉察候一 公老人御尊敬、殊の外、被爲行届候、折々被爲召、御酒御菓子等、被下置候、或時大澤無三、細江童也被爲召、兩人に、望候もの可被遣、御意に付、無三は晝を仕候に付、晝筆御願申上、童也は御鏝御願申上、何れも夫々のもの被下置候、古昔郷飲酒之禮もかくやと奉存候。

一 御家中長壽のもの、折々被爲召、御酒御飯被下置候て、御懇命を賜り候、又老婦は、其家々に御引出物被下置候、

イニヨリ此條補ス

(27) (26) (25) (24) (23) (22)

市郷長生のものにも夫れ相應に被下物御座候、其内百歳に及び候ものは御對面所御庭に被爲召、御酒御飯御引出物被下置候。

一 仁兵衛と申す御中間御座候、年久敷相勤め、八十餘歳にて死去仕候、此もの越前の産にて、父祖何某御當家の足輕相勤、御轉封後、浪人に罷成り、仁兵衛に至り、何卒御家に御奉公仕度相願、はる／＼津山に罷越し、いろいろ御願申上候所、御中間株被下、御奉公被仰付、夫故越前仁兵衛とあさな仕候由、此もの、平生一生に一度は是非、御目見可仕、と申候しが、或年御出の節、御城内の坂に御待申、最早御歸りと申砌、御駕籠の方に向ひ蹲踞候、御先拂ひもの、制し候へ共、一向立去り不申、いろいろと申内、はや御駕籠所に相成り、何か御耳に入り、御簾より御視被遊候と、仁兵衛直に、御機嫌よろしく恐悦存奉と、申平伏仕候、御歸城後、彼は、いか様のものに哉と、御尋ねに付、夫々より斯様の御中間にて、平常御目見願罷在、今日此儀に及候段、申上候處、多年、上を大切に奉存候義、格別に被思召候哉、御咎もなく御酒代として、金子被下置、以來は罷出申間敷、可申付旨、被仰出候、いづれも御仁恵に感じ難有奉存候。

一 御家中の大臣、又は老年のもの格別に御尊敬被遊候、大熊勘解由殿、詰江戸大病の砌、御見舞の爲め長屋に被爲入、御懇の御意など御座候由。

一 殿中に役所御座候、面々は寒中に火鉢御座候得共、表の御座敷に罷在候輩は、火鉢無御座候、隅田旗老年におよび登城、櫻の間に相詰候に、火鉢無御座候ては、寒氣難凌存すべし、と思召格別の義にて、同人登城の節は、火鉢被仰付候、其例相残り今に櫻の間には無役の輩にも、火鉢差出申候、老人御憐愍の御仁心難有奉存候。

一 御家老佐久間上總殿、博聞達識の人に御座候所、悴兵右衛門殿、不首尾の義に付、御役御免後、年八十を躰えて、又々歸役、被仰付候、尤御懇の御意段々御座候由、且又極老の事故、御本丸中乘輿御免、中の口へ下乗、殿中常絹服杖御免、被成候、國に杖つくのむかし眼前に見る如くに候。

一 御劍術御好被遊候、御師範は宇田四郎兵衛に御座候、四郎兵衛舊師、白井利左衛門歿後、娘孀に相成り女人一人

墮涙口碑

(32) (31) (30) (29) (28)



相携候處、世話仕候もの無御座、甚難澁仕候趣、被開召、不便の儀に思召、母子共四郎兵衛に引受被仰付、母は即御部屋御守女中に被仰付、娘は、右下女代りに相仕候様に被仰付候、兩人共御蔭にて結構相暮申候處、兩三年之後に老母病死仕、娘たより事無御座候に付、深信院様御節中與女中被勤候に付、御部屋に被置候様被仰出、御扶持被下候、其後年長候て、四郎兵衛に被仰付、右様に娘取、白井家名蹟御立被下候、斯様厚き思召の所、不慮の事にて右養子出奔仕、終に斷絶に及候。

一 御省略に付、一年御納戸老女預り、御膳も與にて仕候様相成候處、或時御膳差上候跡にて、御釜の内に蜘蛛死し候を見付け、掛りの女中、大に驚き、早速老女に訴出候に付、御納戸打寄り様々評議仕り候を、風と御聞に達し、御意に御膳差出候跡、自然蜘蛛落たるにて、可有之、左なくとも毒消相用候得者不苦候、いづれも心遣ひ無之様にとの仰にて、何の咎も無御座候、其翌年御省略も、程過候へば、御備立兼候より、却て迷惑人も出來可申、とて御召物御膳等、元の如くに相成、御奥の方は相止候由。

一 御四十二の御賀祝儀に、市郷人別不殘、一人前に一文目づつ被下置候、いづれも難有奉存、氏神社杯に一村づつ又は一町づつ組合打寄り御酒頂戴仕候。

一 市郷にて年老て子なく、又は幼少にして、父母を失ひ、貧窮にて難澁仕候もの不憫に被思召、孤獨扶持と申て米被下候事に相成り、尤右様のもの御座候節は、其村或は庄屋年寄より申出、一人前に米鹽等若干宛被下置候て、老幼共安く渡世仕候、是等の御仁政は今にも誰も奉伺候事に御座候へ共、御代より相始候義故相記申候。

一 下々貧窮に迫り孕み子をおろし候事杯、間々御座候て、人情薄き様子敷かは敷、被思召候、併し子を愛せぬ父母は無之ものに候得共、凍餒にせまり無據、斯様の惡風に相成候事と被思召、子供養育金として別段、御工面に相成年々御貸付にて、其利息を以つて、貧民出生有之候ものに相應に、御擬作被下、子供養育仕候様、相成申候、難有御仁心に御座候處、間もなく御逝去、其後は如何様に成行候哉、と古老のもの申候。

一 孤獨のもの病死の節は官吏をして、實否を御糺被遊候、是は同村同所のもの手當、不行届にて凍餒に死せしにては無之哉との御吟味と奉存候。

一 貧窮に迫り子を、まびき候と申、惡風行れ候に付、歎かは敷、被思召、嚴敷御制禁被仰出候、若又左様のもの御座候時は、近隣・五人組・庄屋、年寄迄、御咎を蒙候、但孕婦着帯の上は、産後迄、役人又は組合、組頭杯見届候様、被仰渡候、此外博突、賭もの等の御法度、殊の外嚴敷、御座候に付、自然と風俗よろしく相成り、後には御當國御領と接し居候、公領・御代官所・他領、皆々聞および感心仕、御政事を學び候様に相成り、御仁澤おのづから四境に溢れ候様奉伺候。

一 江戸表にて、御馬役、河井三作を以、馬一足御買揚に相成候處、殊の外逸物にて、他家伯樂杯も拜見仕、落涙して三作眼力の精敷を感じ申候由、御買上の後、うつりと御名附被遊、永く御馬屋に罷在候、其後及老衰不便之思召、御國御城内、明屋敷に御放に相成、一生を安穩に送り申候、御仁徳の獸類に迄及申候義、むかし武王の馬を華山之陽に被放候もかくやに奉存候。

一 御領内夏秋の頃、疫病痢疾流行、死人多く御座候を敷けかは敷、被思召御旗本醫師何某殿に御相談被遊、疫病痢疾消除の藥法、御傳授被遊、御手醫師に製藥、被仰付、毎年御國中市郷一人に一貼づつ、被下置候、又痢病に耐を相用ひ候事、妙藥の由、被開召、去りとも時として、魚屋に無之、病家難澁可仕と、被思召、右流行の節は、御對面所御池に、網御免被成、何人にて、自由に耐取り藥用仕候、尤是等は前々より、其掛の役人に御達し有之故、差懸り伺に不及、直に捕候ても御構無御座候、右疫病御藥は今に毎年市郷のもの共頂戴仕候、何も難有奉存候。

一 紫雪と申奇藥、脚氣衝心杯に相用ひ即功御座候、併し黄金を煎し製する藥にて、下々の難叶義被思召、御道具類の金具を以、右藥製法被仰付候、尤病氣にて頂戴相願候者に、夫相應に御拂に相成候に付、下々にても奇藥容易相成り難有奉存候。

一 病犬狼蝮蛇杯の嚙付候節、即功の藥又産婦乳なき時の藥、等いろく御穿鑿被遊、御醫師に製藥被仰付、右病氣にて歎出候ものへ御施藥被仰出候、又救濟方とて御旗本の醫官の選み候書御座候、是は邊鄙打にて醫師の無御座

(38) (39) (40) (41) (42)



節、誰人に不限、急病療治出來候様に藥法書仕、調法の書物に御座候に付、數部御買上に相成り市郷庄屋等に一部づつ被下置候、急病難儀の時、手當仕候様被渡難有奉存候。

一 東西の大番所にめやす箱御持被遊候て、市郷のもの直訴仕度ものは、書付を以、右の箱に入置、月の末に御取寄御手づから御開被遊、御覽候故、下情早く上に通し、途中不被遮候間、冤を含候もの少しも無御座候故御政務も早く捌け、吏人姦曲仕候もの自然無御座候様奉伺候、と古老の嘯に御座候。

一 御對面所、御出無御座候節は、何人にも拜見勝手次第に御免遊被候、併折々は御召船にのり、又は御庭をけがし抔仕候族御座候故、或御役人拜見停止仕度伺候處、御意に左様の義一向苦敷無御座、衆と樂しく、樂しむにはしかず、と被仰出候、伺候御役人赤面仕、退出仕候由。

一 百姓作毛よろしき年は大庄屋一人つつの構にて冥加米とて、若干相定指上申候、又は百姓おもひくりに米綿類よく出來候ものを御初穂に差上申候、御仁政になづき候儀と奉存候。

一 御十三の御時、大村庄助被召出、御近習勤被仰付候、飯室武仲も被召抱候後同様に被仰付候、尤外々の御小性とは違ひ兩人とも學問を以て被召出候事故、御政務御相談の爲斯は御側近く被召仕候義と奉存候、其後庄助は御國へ引越、郡代役被仰付候、庄助津山に引越の後は御城下使者屋敷にて、市郷の者相集め經書講釋被仰付候、其砌りは御領内は不及申、他國の者迄聽聞に罷出候、夫より年過て赤穂の大川良平門人、山下官彌御抱に相成、また東都服部小左衛門、門人名越十郎左衛門御客分にて、御扶持被下、何も御家中學問の世話被仰付候、御藩中に文化の開けまつは此砌りを最中に仕候由承候。

一 大村庄助初て被召抱候砌、肥後銀臺少將殿の御政蹟聞見の儀を、相記し差上可申旨、被仰付候、尤庄助事は熊本出身の人に御座候、此書物今に相殘申候。

一 前々は御家中遊惰のもの多く、惡風にて諸藝向、勵み不申候、たま弓抔仕候へは賭物様の事をいたし、惡風俗に御座候處、御代より嚴重被仰渡候て、文武稽古場の、御條目改り、大目附御使番中、奥目附等出席、吟味仕候様

イニヨリ此  
篠補ス

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

相成、自然風儀相直り、諸藝出精仕候。

一 御代に文武の諸士御取立被遊候儀、殊の外御苦勞被遊候、儒者には大村庄助・飯室武仲・植村庄助・河合憲之九・山下官彌・名起十郎右衛門追々被召抱候、軍法には、正木兵馬被召出候、其外御見出しにて他方に修行被仰付候面々、信澤與左衛門劍術修行の爲、會津に被遣候、御前坊主より坂井善左衛門槍修行に江戸へ被遣候、小坊主より河井十寸茂、儒學修行の爲、京都に被遣候、御次坊主より佐藤八郎左衛門醫術修行京及江戸に被遣候、此輩は皆家業にては、無御座候得共、厚以思召、微賤之内より御見出し被遊、御擬作等過分被下候義、行末御國之器に相成候様、御苦勞被遊候儀と奉存候。

一 或時、帝範臣軌と申候、漢土の君臣の道を記し候書籍、一部づつ御用席の諸役人に被下置候、尤櫻の間に儒臣講釋被仰付、諸役人一統聽聞被仰付候、上には御杉戸の内に御隠れ聞被遊候、其後書中御疑御質問御座候、大村成夫若年の時より、侍講被仰付候、相濟候後御次に、被召宇田川玄隨を以御難問御座候事抔相話申候。

一 御家中一統文武の藝御覽、年々絶不申候、尤、素讀三十歳迄、武藝は六十歳迄、罷出申候、御用又は病氣にて缺申候節は、別の日に此分御覽被遊候、重き御役人御側勤の面々も一同相混じ御試み被遊候、出來、不出來にて御賞詞御叱等被仰付候、其内御賞の方多く御座候。

一 文武御覽表向の事にて相濟候所、已來は、正年にて罷出候様被仰出候砌、海老原助市表面は三十に越候に付、此迄御聽に數度罷出不申候所、正年まだ三十に滿不申候に付、又々素讀に罷出候所、如何様の義にや、讀あやまり多く御座候て奉恐入、差扨伺候處、御意に、未熟の藝を慙と存不申、御法を相守り罷出候段、御氣色に被思召候とて、御賞詞被下候、皆々存外の厚き思召と奉驚嘆候。

一 原何某と申足輕、學才御座候を御見出し被遊、學文修行被仰付、別段、御扶持被下、町人訓導被仰付候、右町人訓導の義は、不明白に候、御家中屋敷へ罷出、子供に素讀世話いたし候事有之、尤も大村庄助方へ入門修行いたし候事有之候。

イニヨリ此  
條補ス

(53)

(52)

(51)

(50)

(49)



イニ此條は必  
「書翰は」  
「下書」  
「次ニ」  
「ア」  
ノ

(56)(55)ア

(57)

一 平生被爲召出候は、文武の士のみには無御座、一ノ宮神主中島東市正イニ此字ナシ、高倉村石松院杯も被爲召、其道を被爲聞候。

一 後世にては、鐵砲程武用に大切成もの無之候、思召にて御家中一統、身代相應に、所持仕候様、被仰出候。

一 武藝御覽は、十五歳以上六十歳以下の處、村上清大夫・大石半治、六十歳を踰候ても、不絶罷出、一向屈する氣なく候を、殊の外奇特に思召、御賞金若干被下置候、又、松島郡平・伊達今右衛門十五歳以下にて、拔群に出精仕候に付、御試の上御賞金被下置候。

一 或時御文學三十日詰て御會業被遊、大村庄助會頭被仰付、御側向不殘、御相手相勤候様被仰付候、古谷嘉左衛門一人御斷り申上候に付、夫々より夫は相成申間敷旨、相達候得共聞入不申候、其譯私風情、貧乏士にて不勝手ノ學問、毎日登城仕候は、却て第一の御奉公相缺、又は家事に一向手とゞき不申、妻子饑寒に及び候義も難計奉存候右の仕合故、御斷申上候、若又是非とも不仕候ては不相叶候ば、私一人は三十日の間、私宅に引籠り修行仕度奉存候間、何卒日勤登城の義は、御免被仰付度旨、申出候に付、御間に達し御笑にて以來、嘉左衛門一人は、學問御免被仰出候由、嘉左衛門事斯様偏屈成ものに御座候得共、性質樸直堅固の人物を御存被遊候故、一向に御咎も無之、其申譯を御立被遊候義と奉存候。

(74)

イニヨリ此  
條補ス

(58)

一 御側の衆に、文武二藝は勿論、角力ちからくらへの類、被仰付、御試被遊候故、自然武力勇壯の士も多く相成候、或時米四斗の俵を、御庭にてさし上げ候様、御意に付、御側の若物、皆相試申候、稻垣惣兵衛も、罷出同様さし揚申候、殊の外見事に御座候に付、御機嫌麗敷奉伺候、其後この俵に、ひそかに米五斗御増被遊候て、亦々、惣兵衛被爲召、此度先頃の通に、首尾能、さし揚候は、此米直に被下候事御意に付、惣兵衛以前の俵と心得指上申候所無程指揚申候、別て御機嫌よろしく、増米被遊候儀、御漸被遊、豪力の御賞美とて、直に其俵を被下置候、此外萬事斯様の事は、才力量いろいろと、御試し被遊候故、何も相勵み相勤申候。

(59)

一 松山樹軒、未だ表醫師に御座候節、京都に鍼術修行に罷出、歸り候砌、被爲召、御意に、東都の名針山田久敬杯は

イニヨリ此  
條補ス

(60)

木のとげを腹にあて申候ても、腹中鳴動致し候由、手前自得の妙はいかがに候哉との、御尋御座候、其後御對面所にて被召爲、猿御抱き被遊候て、此獸被仰付て少しも驚き不申候、又鯉膽にも鍼被仰付候所、膽汁少しも出不申候、御意に、是にて安心致したと、被仰候、其後無程、奥醫師に被仰付候。

(61)

一 他國の儒者學徳備り候へば、御尊敬被遊、御逢御相談杯御座候、其頃、京都にて皆川文藏と申大儒、御信仰被遊、御參府御歸國の度々、必ず伏見迄御迎被成、終夜學問政事の事共、御論議被遊候、御船にて大坂に御下り被遊候砌は、船中に御迎被遊、御ふとん等仰付、御對座御咄御座候、尤始終先生と御呼御敬ひ被遊候、右文藏仰を蒙り、大石内藏論を漢文に相認、差上申候事御座候、此書は于今、官庫に相殘、御書物方の預りなり、誰も拜見仕候。

(62)

一 或時御側詰のものに被仰出候は、總體學問を致し候輩、章句古事杯少し覺へ、自慢顔に取はやし候者、淺はかなる心得なり、但其人夫々の才にて、博覽詩文等に心を懸候義、隨分宜候へども、元來、學問いたし候ものは、忠孝の行を本とし、古を信仰いたし、我身も心にてらし合せ、行べき事を専務と爲べき也、と御意御座候由。

(63)

一 御學文御講釋御輪講杯いろく御座候内、易經を、別て御好被遊候、御意に易は聖人の専らト筮の爲に被仰候ものには候得共、畢竟天人の理を精しく被説候書物に候故、讀み候もの、能く得道して活用いたし候はば、萬事に應じて其用無極ものと被存候、三體詩書の類、同聖經に御座候へ共、其内には、古今宜を異にし、和漢俗を同うせず、仍て只今直に用ひ難き事有り、易は夫と違ひ、天人の理故、和漢古今無差別、其人によりて如何様にも役立可申候間、我等好候と被仰候。

(64)

一 上には人を御遣ひ被遊候に、誰も棄るもの無之様に御心を被爲付候、夫故其節別段、拔群の人物御座候共、不被存候得共、皆々才氣の有たけ申し相働き候故、いづれも御用に相立候様被存候、御用場諸日記、殊の外念入相記し跡役のもの、是を見候へば、其儘勤候様に、被仰付候、仍て新役の面々も、即日より御用を相辨し候様に被存候、と古老申傳候。

一 御側向賢愚利鈍、何人にてても其人相應に被召仕候故にや、御役に立ぬ人とは、一向に無御座候、或定府の御側

墮涙口碑

(75)



「御此條に立(65) 一人とては 座一ノ條ノ御 後部ニ附セ 出シテ此所ニ

吉備群書集成

衆至て貧乏にて、夫婦二人に衣服とては羽二重小袖一つの外は無御座候。在部屋の節は、右一枚の衣を、夫婦して一緒に着用仕り、出仕の砌は、女房を裸に仕、自分のみ衣服着用仕、相勤候位のもの御座候得共、御見處御座候にや、折々金子杯被下置、結構に御仕ひ被遊候處、後々には果して御用に立候事有之候。

一 大晦日何の御用も御座なく候得共、御次に出仕仕候人御座候、此者元來貧窮にて、債取催促に參り候に迷惑仕、無據、殿中にかくれ其難を逃れ候に御座候、同勤の面々、餘り笑止に存、且は思召如何と案いろいろ申候へども、一向退出仕候、此事御聞に達し、御意に、其儘差置可申、時過ぎ候はば、自分から退出いたし可申、とて御構不被遊候、若又御酒宴御座候砌は、右の人も御召被成、御酒被下候、御寛仁の御量感嘆仕候由。

一 三原金太夫御見出しにて、御年寄役、被仰付、其後評に先役大目付の節より存の外、手ぬるき仕方にて物事埒明不申などと批判仕候よし、乍併金太夫存寄には、人の伺届候事を此方より直に差圖仕候と、自然向ふの人、此方を手寄りにして、自分に分別を仕不申、左様にては、人の才智出不申候に付、態と此方よりは、何も不申、推返し可成丈其者に分別爲仕、術計盡候上にて、此方よりは是は斯様くの當りにては無御座候哉と、善惡那正の裁判仕候旨、自ら人々の智慧才覺顯れ候様に被存候、斯様の思召有事故、心あるものに御座候ては、其深長の意味を悟り不申、唯六ヶ敷人の様に存候、才氣を自慢に仕、即座に物事を埒明け候人より、過も少く人の存寄も出て、次第に功蹟御座候様被存候、其處を早く御目鏡にて御覽被遊候、斯家になき御重役を被仰付候にやと故老申候。

一 公御代山岡與左衛門當宰助 祖父 郡代役相勤、役筋の義に付、御用席に毎出、か様くの義、斯様くの義、斯様くの義、可仕哉、と伺書指出の所、御用番の衆、申けるは、其許兼て郡代役の義、御托しに相成候間、役筋の義に付、何事たりとも仕候て宜敷被存候はば、斯様く仕候と、御伺可然可仕哉杯と、きまらぬ事を被申出候段、不心得の至と相叱候を、勘行奉行近藤伊左衛門同席に承給り、其節諸役向委任の至に感じ候よし、故老の嘶傳御座候。

一 人才を取立候には、其人の長ずる處を取り、惡敷を捨て如何様のものにて、一生捨物に成ぬ様に被遊度、御苦勞被遊候由、後藤郷助・藤堂融四郎兩士、頗る學文御座候ものにて、行末は御用に相立可申、と評判の處、兩人共性

イニヨリ此 (67) 條補ス

(68)

質檢束無御座、良もすれば、放埒の聞へ御座候、仍ては御咎も可被仰付哉、とも申合候處、無程兩人共、中奥目付被仰付候、人の善惡監察の役筋故、自分正敷無之では、相叶不申、兩人共、自然行儀宜敷出精相勤申候、是全く人才御取立の一時の權と奉伺候。秋元三左衛門また壯年の節、放蕩に御座候處、其後、中奥目付、被仰付、夫より遂に嚴重の身持に相成候よし、故老相嘶申候。

一 石田平六、御小納戸、被仰付、詰江戸仕候處、勤向思召に叶ひ不申、御役御免被成候、長屋に差扣、恐入罷在候處、或夜御側の當番を以て、御肴一種被下、且又御意被下候には、今般不慮の過にて、國法黙止がたく役儀御免被成候併し、其方別に思召も被爲在候に付、是限りと力を落し不申、隨分心つよく相勤候様、被仰達、罪人だにも、無御見捨、厚思召の段、落涙して奉畏候由、其後歸國仕、間もなく御勘定奉行、被仰付候、御賞罰、臨機應變の至、恐入候と當人直々申候。

一 近藤伊左衛門、勘定奉行大目付格被仰付候、御役に相立候人物の由に候所、性質磊落にて、世評に貪着なく振舞候義多く御座候故、目付役より再三訴奏仕候事御座候由なれども、御取揚無御座候、御意に、伊左衛門事存寄御座候て、被召仕候間、如何様の儀致し候とも、少しも御構不被成候、以來は此男の事とては申出間敷、被仰出候、扱始終御勝手御托し被成候所、殊の外御經濟筋よく相辨、御代の限、何の御差支も無御座候様奉伺候。

一 小島新五右衛門、容貌にがくしき人付不宣候、或時新五右衛門御櫓下を通行仕候を、御覽被遊、さてく惡らしき男也、乍併江口衛助杯の如き手に合ぬ奴を一言も不爲申、押て仕ひ候儀、新五右衛門より外に有之間敷候、無てならぬ男也と、御意被遊候、生涯御小性頭、被仰付候。村山平學、壯年の砌り、身持放埒にて、不宜評判多く、御仕置如何と、人々危候處、無程御使番役、被仰付、此男元來武剛なる性にて、是より斷然として、志をあらため嚴重に相成候よし。是等の事、相考候處、何分にも其人の短き處を御さし置、被遊、長ずる處を御引立被遊候故、人物の才氣相働き何れも御用に立候様被存候。

一 河路衛守壯年の節、淫酒に耽り、放蕩に有之に付、御叱にて小従人組末座、被仰付、恐入罷在候處、ある夜ひそか

墮涙口碑

イニヨリ此 (70) 條補ス

(71)

(72)



衛守ハ下戸也

十治太郎馬實曾祖父 (73)

一學ハ意地ナキ人也 (74)

岸權六或善公御代(75) 小役人迄御取立置相成シヲ顯格マ公成メ御進メ被マ候也 (76)

イニヨリ此條補ス (77)

(79)

(78)

に宮原森治を以て、衛守長屋に、被遣、御意を達し候は、兼て其方一器量あるものと存候、急度被召仕度思召候處、若氣の誤にて律に相背、無據御叱り被成候、しかし全躰世間の外勤は道に無之では勤り兼候得は、其方の通りは、御しるしを付候通故、其處を御叱り被成候、以後は嗜勤候様に、との御内意、御申聞に候、衛守恐入り、夫より放蕩相愼、御奉公仕候、衛守自分相嘶候て、御教訓の程、誠に難有落涙仕候。

一 關十治、御作事惣吞込、被仰付候、毎々被爲召候得共、御役筋繁勤に付、御前に罷出候暇無御座旨、申立、御斷仕、一向出不申候。或時又被爲召候處、例の通にて、出不仕候。備中御櫓より御覽遊候に、十治御目通をも不憚、御櫓下壁杯の破損を見分、數度往來仕候、此様子篤と御覽被遊、御機嫌よく、扱々見處に不違、役に立候人物也、と御意行之、其後は不被爲召候、諸事を御まかせ御仕ひ被遊候よし。

一 小須賀一學、伊達與兵衛兩人御用席重役相勤候處、兩人共一意地ある六ヶ敷人物にて、互に心合不申、しかし御英明に辟易仕り、御代の限りは、事故なく相勤、異論仕候事、相見不申、御逝去被遊候ては、段々思ひ當候儀御座候由、是又御徳の盛なる故と奉存候。

一 才氣御座候人は、不時に御取立被召仕候、岸權六杯は、足輕相勤候ものに御座候、大御番組迄、昇進仕、夫より直に郡代被仰付、大目付格に昇進仕、何分人物さへ御座候はば御頓着なく御引揚被遊候義と奉伺候。渡部勘解由、大目付相勤候も、直に御年寄役、被仰付候處、御果斷の至に奉伺候。

一 御側相勤候ものは、才智もの半分、愚癡もの半分、又一癖あるものも御まぜに御仕ひ被遊候。此輩其器量相應に御斟酌、御使ひ被遊候故、誰も御役に相立候様に被存候。

一 御在世の間、出頭とては一人も無御座、是は御英明御寛大に被爲在、偏僻の御政道無御座故と奉伺候。

一 御召物の内に誤て縫針御座候處、風と御手にさはり、其儘御取捨被遊、一向御沙汰無御座候に付、誰の不調法にも相成不申、其儘穩便に相濟候由。

一 御賞罰嚴重に被遊、士の氣を御引立被遊候、仍ては昨夜まで御召仕被遊候人も、翌朝御役御免杯の事も御座候、

又、一旦御叱御座候後は、古惡を御捨被遊、其人に應じ御役被仰付候、全御生育の思召と奉伺候、或時御出の節、御小納戸北村忠治、御小性廣瀬半助御留守に御酒たへ過、御歸殿御用辨仕兼候、忠治は重役も相勤候て不埒に付、翌朝御役御免被仰付候。

一 或侍の悴、被召出、御近習相勤候處、其親罪御座候て、永の御暇被仰付候、仍て悴も同様相成候に付、被仰渡の前夜、何となく右悴を御側近く被爲召、御酒飯被下御懇命被下置、其父は罪人に御座候得共其子は何の罪も無御座、但御大法にて無御據、御暇被下候事故、御名殘惜く思召され、箇様に御懇に被遊候と奉伺候、其外昵近より外様に轉役仕候もの御座候得ば、其前に何となく被下物等御座候事、相見へ候様奉伺候。

一 鈴木由、御側に被召仕候處、或時其方事愚痴ものに候得共、我等幼少の節、殊の外、世話いたし吳候、其報恩に側近く召仕候、隨分出精相勤候様に、と御意被遊候旨、由儀常に相嘶ありかたく奉存候。

一 其節賢明の聞へ御座候諸侯達と、いづれも御懇意被遊候よし、細川故少將殿(重賢)・上杉故侍從殿(治憲)杯と、御同席にて、別て御交誼深く被爲入、毎々御政務御相談に御往來、又は御文通等御座候、米澤家中淺間金太郎申候には、御名様或時御政事の個條御相談御座候、鷹山其節在國に付、國許にて愚案相記し差上候事御座候、是は國事に掛候事故、當家にて秘して他見爲仕不申候、御家にも定て右の書相殘候儀と被存候、と相話申候、此鷹山と申は上杉治憲殿の御事に御座候。

一 上杉鷹山殿の御母堂の喪に被居、哀毀のあまり外人には被對候儀無御座候處、公には日頃別て御懇に被遊候得ば、御見舞に被爲入候、格別の儀とて、御居間に御對顔被成、御互に御落泪數刻、御話御座候由、其後公御逝去の御は鷹山殿御自分檀那寺に、被仰付、御供養御懇に御座候由、兩君御交情の深き事難有奉存候、于今故老共語り出し感涙仕候。

一 田沼主殿頭殿御不首尾にて、御老中御免、御轉封御滅地、御孫淡路守殿御家督、初て登城の節、是迄は、執政御嫡孫の事故、飛鳥も落る御勢ひの處、御勘氣後は、公儀を憚られ、日頃御懇の御方とてもあまり御挨拶も無御座候に

墮涙口碑



公御一人殊の外、御親敷御嘶被遊、御心付の事迄、いろ／＼御世話被仰達候に付、田沼殿誠に盲龜の浮木に被逢候様被悅候由。

一 前住黄檗石窓和尚、いまだ御國千年寺に住持仕候時、御嘶の爲、初て寺へ被爲入、石窓、門前に御迎に罷出候、御意に老體にて迎に出候事太儀也、と御座候得ば、石窓申候には、私は山坊主にて如何様にも宜敷御座候、千金の御身御大切に奉存候、態々御手をとて御手を取り御招待申上けり。或時千年寺に御出、御嘶の席に、石窓手製のぬか味噌とて下賤のもの食し候物、さし上、山中の御料理は斯様のものより外、無御座候由、申上候、御氣色よろしく御賞翫被遊、別段被仰付候て、御土産に御取歸り被遊候、公候の貴を以て斯様淡泊眞率の御交り被遊候儀、難有奉存候。

一 御同席御大名御懇家の内、松平内藏頭殿へ被爲入候節、内藏頭、御名平常御持在の大熊御槍は、甚以て大なるものに御座候、御持鎗の儀故、定て御手練被成候儀と被存候、と被申候處、公直に右御鎗を拔身にて、御取寄被遊、拙者手練の程御覽可被成、とて御様側の御杉戸を御突拔被成、御英氣盛なる事、難當、さしも不敵と被呼候内藏頭殿も辟易被致候。

一 松平大學頭殿は、其頃御同席での老功口利にて、新しき御方は、萬端御引廻し御頼被成、併少し御氣に入不申と御勤向の儀にて、さま／＼の儀御座候故、いづれも御悚被成候よし、公御家督後の御登城御同席の砌、大學頭殿平常の大名と心得、少し御嘲弄有之候得ば、御休息所にて御出逢の節、公大學殿を御拘被成、責様は殊の外毛深き男也、よつて足の毛をぬき可進、と御力に任せ御むしり被遊候老年の大學頭殿、公の御壯年御力つよき難被當、いろ／＼御斷にて事濟候よし也。是より後、御名は豪邁の御方なりとて被憚御尊恭御座候と承り候。

一 天明の頃、諸家留主居寄合と申事盛にて、同席の留主居共役用に托し、料理屋女郎屋に參會仕、酒宴遊興に莫大の金を費し、主人の迷惑に相成候様に御座候、御家は、御少祿に御座候得ども、御同席とては、みなみな大身故、留主居寄合別して御入用多く、御難澁の様に被伺、廣瀬雲太夫其節御留主居助相勤罷在、心付の儀申上候處、至極尤に思召され、或御老中に御逢の節、留主居寄合の弊を御咄し御座候由にて、御老中も御尤と被存候にや、日ならずして、公儀より留主居會合御停止の段、諸家に御觸有之、是よりして左様の弊無御座候、一統大に省略筋に相成候由古老相嘶申候。

一 御幼年様より肥後銀臺公を御信仰被遊、萬事御學び被遊候、御入國後、御鷹狩の節、田畑にて稻麥御踏被遊候と御自分にて、御引起し、杖杯御立被遊、御くくり被遊候。古語の賢を見ては齊しからん事を思ふ、と申候儀、斯様の儀に御座候哉、心有るもの申候。加茂川邊御獵の節、田中幸助御供仕、御先の田のくろを通り、風と、稻の穂を握り引ぬき、其儘行過候を、後より御覽被遊、御手づから土を御集め、右の稻を元のごとく御植被遊候、幸助は勿論、御供の面々奉恐入候。

一 銀臺少將殿へ、或時御勝手向の儀、御問合御座候處、銀臺少將殿御一存にも分りがたき儀有之、是は家來堀平太左衛門能存罷在候間、此もの差上可申とて、右の人御屋敷に罷出、直々御問合御座候、其内の箇條に同人も難分儀有之、是は私下役の何某能存候、此もの差上可申とて、右の下役指出し、直々御尋ね被遊候、斯様内外御差別なく、御下問被遊候故、事理いよ／＼明白、御會得被遊候。御政務等殊の外、能御捌被遊候様奉存候。

一 御登城並公儀及御自分重き御忌日には、前夜より表居間に御移被遊、御酒宴杯も、御禁じ被遊候。  
一 毎朝御目覺早き時は七つ前、遅くて七つ過に御座候、御手水後、御政事方御用箱、御書類御覽被遊候様被伺候、如何様早く御起被遊候とも、御側のもの御起し被遊候事無御座候。但し、其宜時分に相成候はば、御灰吹御打被遊候て、おのづから目覺候様被遊候よし、公には子に御寢、寅に御起にて御政事御勉被遊候、御次のもの適早く御目覺と心得候處、毎朝不相替、御蠟燭の燈り残りを見て、初ていつも早く御目覺御勉被爲仕候と奉伺候。

一 公御酒御好物に被爲在、折々御宴御座候へども、夜分如何様に遅く御引に相成候共、翌日は、御公務其外御勤向一度も御闕不被遊候。

一 極暑中杯御肩ぬき御涼被遊候砌、御子様方被爲入候と、直に御正座被遊、御丁寧に御挨拶被遊候、總て平常の御墮涙口碑

廣瀬雲太夫  
ハ臺山通稱也

イニ此條(94)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(92)(91)

(93)



- (95) 遊興も第一に威儀不亂候様、嚴重に被遊候、御袴杯御ぬぎ被遊候事一向無御座候。
- 一 總て重役の方をば、殊の外御尊被遊候、女中御側に罷在候節、重役出仕せきはらい仕候と御座御直し被遊候。且又御酒宴の時も、混雜の義は無御座候、御小性頭其外重役の面々退出後に無くては御戲不被遊候。
- 一 諸事御儉約御質素を專一と被遊候。平常御持の御懷中御紙入は、黒琥珀に限り候て、御金物無御座候、其内には御紙と御席筆計に御座候。御意に、いろ／＼の物を懷中致し候へば、殿中又は客前にて人々の慰ものに被致、何の役にも立不申、却て識者の笑ものに相成候よし被仰候。
- 一 家作等、質素に可仕よし、兼々被仰渡候、田中簀助、東の塀白壁塗に拵候處、御察度御座候に付、僅四五間餘塗殘て相止、于今其儘御座候を誰も存候、吉田喜助家宅分限に過、結構に仕、出來立候と、直に江戸引越被仰付候。斯様の儀多く御座候故、諸事實様に相成候様被存候。
- 一 御武器被遊候處、元來御肥滿に被爲入候に付、重き御鎧御厭被遊、御體に相叶候様、輕き御鎧御製作被仰付候。
- 一 御衣服も人の目に立不申候様の、染色御好被遊候、御肩衣は黒、御上下は花色あられ小紋、御地は仙臺麻に御座候。但御常服には、他へ御用ひがたき古き方を御召被遊候。夜分の御召物其外御國にての内外御召物は、いづれも木綿に被仰付候。且又平常御持の御煙管は眞鍮の源家張、御煙草入は淺黃琥珀、御平常持は羊羹紙に御座候。
- 一 江戸にては御召物は、黒羽二重の内不被爲召。御下は白無垢に限り候。異様のもの被爲召候儀少しも無御座候様奉伺候。
- 一 駿河打の下緒と申ものは、至て粗品にて、下々さへ唯今はつけ不申、公には御指の御刀に御付被遊候にや、于今御道具に右の御下緒相殘居候よし、御質素の至、何とも恐入候。
- 一 御酒御好被遊候得共、分量御定被遊候。魚鳥野菜の類御有合せの品にて、三文目位の御料理被仰付候。夫も晩方御用被遊候品は、朝より被仰付候。御好物にて、俄に被仰付候事、少も無御座候。
- 一 公御代世間一統質樸の義にて御座候由。或年の中元十五日御精進差上、御魚差上可申所、御膳所にて、いろ／＼

- (104)(105)(106) 穿鑿仕候得共、何も無御座、魚町魚屋へ被仰付候所、是又何も無御座候。御料理人、甚心配仕候所、其節之流行醫師に川崎桃庵と申もの有之、是豪家故、何ぞ儲可有之哉と存、ひそかに問合候所、幸、さし鯖一枚所持仕候間、指上可申、申出、御料理人大に喜、即刻この鯖を調理仕、御膳差上申候由、唯々古樸簡略の風相知れ申候。
- 一 御慰の爲、女中折々鳴物仕候へ共、御子様方御聞不被成様、いつも御寢後相始候様被仰付候。
- 一 御政事所に被爲入候事勿論の儀に御座候、總て御用日には御表御座敷にて、諸事被聞召候御様子に被伺候。
- 一 他方御書翰は、必御下書被仰付候上、御受書被遊候、御文筆御勝被遊候儀に候へ共、物事御慎密に御念被爲入候儀と奉存候。
- 一 御役人の面々、從前出精相動候ものは、時々被召、御酒又は御品物被下置候て御賞美御座候故、何れも感涙仕候て相勵精勤仕候。
- 一 妊娠の婦人にはただ讀書被仰付候、講釋等御聞せ被遊候事に御座候。總じて斯様の婦人には、假初にも姪聲杯御聞せ被遊候様無御座候。御胎教被遊候思召と奉伺候。
- 一 御側にて女中杯御近習向、男子の善惡取沙汰仕候儀、決て致問敷旨、常々堅く御制し被遊候。
- 一 御子様方附女中に毎月一度づつ御附の士をして、御養育方心得の儀、御條目御達し御座候。其内に御子様方御遊事にて御互に御争ひ被遊候共、女中の身分差出御取りさへ申候事、決て相成不申候、縱令如何様御争被成候共、無程御直り被成候事故、強て御間に甲乙を立候ては却て往々の御不和に相成候。又其御附の女中御方様をひいき仕候て、いろ／＼の事を仕出候事も御座候故、此儀御制し被遊候。
- 一 御平常御嘶に、赤穂義士四十七人敵討の事、御賞美被遊候事無御座、其譯は御意に、當家に於て萬一斯様不慮の災有之候はば、家來一統何れも四十七人の業はいたし候ものと相頼、心強く存候、堂々たる一藩の諸侯として、僅に四十七の義士有之候は、さまで可賞事共不被存候、夫を強て譽候ては、我等家來に力を落させ候様に被存候。何分にも我等家中は上下不殘、四十七人の義士と相心得候と被仰候。



一 御側の衆へ御意に、兎角大名は物すきをすれば大抵出来ぬ事はなきものなり、夫を我一己の欲にまかせ自由に致候ては、際限もなきものに御座候。夫ゆへ可成丈は、物事内場にいたし相こらへ候様致ものに候、と被仰候。

一 御代は御家中願書伺書其外、上に差出候文類如何様に御座候共、相納候て兼て御意に、人は筆蹟の善悪、文言の巧拙あるもの故、何分其人の趣意存寄さへ、能く上に通じ候はば文筆は其人次第にて、如何様にも不苦候、文例書様いろ／＼穿鑿いたし六ヶ敷申候ては、文筆に拘り其人の心、一向届き不申、左様にては、上も下情を知る事、忽に相成候様存候間かまひ不申様、心得申度、と被仰出候由。

一 御家中は不及申、町在不殘佛事に酒取扱候儀、堅御制禁被仰出候。

一 或時諸役人衆に、今日中に銘々勤向心得手扣帳差出候様被仰付候。是は諸官吏日頃の心懸如何と御試被遊候儀と奉伺候。

一 御國中魚鹽の利なく、御國産少きを敷敷思召候。併木綿わた澤山出来候に付、思召にて一方村に水車御建被遊、右綿實にて油取扱候様被仰付、仍ては農民は出精仕、綿相作り、町家貧敷ものは問屋に買込候綿を賃繰仕り、實を分申候て渡世仕候。右油は直段安く、御家中上下に御拂被成候、仍て士農工商共其利を得難有奉存候。イニ御用瓦杯付格別下直に御家中に御拂に相成候義今に誰も存罷在候。と申澤山被仰

一 御家中上下格式の差別、嚴重に被仰付候。諸士以上は刀脇指の下緒を延し申候、大役人以下は下緒を巻申候、足輕は革下緒澁染袴に限り候、陪臣は眞田打の下緒を付申候、于今一統相守申候。

一 神社佛閣の破壊を御敷被遊、修覆料毎々被下置候、就中東照宮様御別當寺は、別て麗敷御修造被仰付候、相續き御宮御再建に事極り御繪圖まで出来立、御志願不被爲、遂中道にして御逝去被遊候。併乍御當代様其思召を被爲繼無程御普請出来に付、公在天之御尊靈、御満足可被遊奉存候。

一 御家中、御譜代古參新參と立、段々相守り候、しかし源泉院様御代に被召出候ものは、其家既に百餘年も御奉公仕候得共、矢張近來新に被召出候家と、同様新參の士に、御取扱被遊候義、御氣の毒に被思召、新參の内にて、又々

階級御立被遊度、被思召立、いろ／＼御評議御座候由に御座候所、幾程なく御逝去被遊見榮ぬ夢と相成申候。惣じて斯様厚き思召數々に御座候由なれ共、御代短く御意不被爲遂御逝去被遊候。故老の嘶傳に御座候。

一 御家老、御年寄、番頭、物頭、頭分、平士、役人等、公私文通様殿の書様、諸名片名の制度、精々御吟味に相成、相當に相極候處、御達無御座内、御逝去に及び遺憾の至に奉存候。

一 御末年に至り大阪表御用達町人共金子御入用に候はば、如何計にても御調達可仕旨願候處、先當時は御用無之又々御差支候はば御用御頼可被成旨、御返答御座候由、竹内休左衛門其節、大阪御藏屋敷御金方勤罷在、此御意承り後に話し候は、當時世、上一統困窮の砌、此方より吳々頼候共、容易には貸不申を、向より御用相願候事、難有御代と被伺候、何分御徳政御行届被遊候故と奉存候と申候。

一 竹内休左衛門大阪御藏屋敷役人相勤候節、御逝去に相成、其砌、御用達町人相寄御惜申上候事、暗夜に燈火を失ひ候様に御座候由、他國のものすら、斯様御徳を慕ひ申候事故、御領内は勿論の事に奉存候。

一 世間何方にても兎角自分勝手に、上の政事を批判誹謗仕候風俗に御座候處、御代の限りは只難有かる計りにて只一人も御かけにて、御政事の善悪を取沙汰仕候もの無御座候、御仁徳、于今相殘候故、一箇條にても御盛徳を推て知られ可申と感心仕候。

一 或時、御側の衆二十四孝の行状を書候書物を讀申候。秋香院様被聞召、熟々御考被成候御様子にて、御落涙數行に及候に付、如何被遊候哉と伺候へば、いや何事も無之、と御返答被成候。若、御機嫌不宜候はば、讀書相止可申哉と、又伺候處。氣分至て宜敷候間、其次を讀可申、と御意御座候由。御年御五六に被爲入候時の事に候。

一 秋香院様に古谷嘉左衛門御附被遊候節、直に嘉左衛門に、御意に、仙千代幼年の儀に候へば、守立の儀御托し被遊候、隨分手荒く相育、あまりいたわり不申候様可仕と被仰付候。

一 古谷嘉左衛門儀深き思召を以て、御幼年様御托し被遊候儀故、殊の外正直に相勤候由、或時、秋香院様備中御禮にて、御遊の節、御過に公の御手を御障子にて御たて込被成候、嘉左衛門、直に御斷被遊候様申上候處、公御意に、



過也不及其儀と被仰候得共、嘉左衛門、いや〜御過にても、假初ならぬ儀に御座候間、是非共御斷被仰上候様に  
と申上、秋香院様は御平伏御斷被遊候との事。

一 秋香院様、御火鉢にて土人形御焼被遊候、嘉左衛門御側に罷在、御止め申上候處、なせ止めよと申ぞ、と御尋故。  
假にも、人の形を拵候ものを、火に御くべ被成候儀、勿體なく奉存候、必御止め可被遊旨、申上候得共、御幼年様の  
事故、御氣色不宜候故、左様ならば御相談の上、如何様とも可被遊、と申上、即ち赤見類助に申達候處、同人も嘉左  
衛門と同意の段、申上候に付、御止被遊候。斯様御幼年様より直諫の士を御選、御附被遊候故、行末頼母敷奉存候。

一 秋香院様御七歳に被爲成候年より御表住居に相成候。公御意に、仙千代段々成長致候に付、婦人の手を相放申  
候、此上は、金銀米類直段の事も爲知、經濟の道も追々心付候様育立可申旨、被仰出候由。尤是より前は、米錢其外  
卑敷事は忌み申候て、御耳に入ぬ様に仕候處、最早餘程御成人の事故、行末御政務の爲、斯様思召と奉存候。

一 秋香院様御存生中、御遊に如何様の儀被遊候共、嘉左衛門儀は一向御取合不申候、夫故同人御側に罷在候砌は、  
却て御危き事不被遊、御行儀よろしく奉伺候、同役のもの、罷出候節は、始終御側より御あぶない御あぶないと氣  
をあせり候故、夫に御からかひ被遊、いつも危き御遊事被遊候よし、嘉左衛門勤方深思慮ある事と被存候。又御遊  
に御角力被遊候、總ての御附は、御子様の御事故、御機嫌よき様、態と負申候得共、嘉左衛門は少しも御會釋不仕、  
御投申上候故、嘉左衛門一人は殊の外強き男と御悚被遊候。嘉左衛門趣意は、人君と申者は物事自由過、自然驕慢  
の心出來易きものに候故、終には老人長者をも物の敷とも不思、我儘をふるまひ候ものに御座候、御幼年様より、  
大人を容易に御投被遊候は、終には大人でも御自分より弱きものと御心得被遊、御我慢つゝの御恭敬の御心薄く  
相成候、私は夫を氣遣ひ、縦令御機嫌あしく御座候共、御投申候、左候得ば、自分御家來たり共、大人長者には勝れ  
ぬものと御承知被遊候て、御成長の後迄も、御自分を省み、御謙恭の心失不申様奉存候。

一 秋香院様御五六の時、備中御櫓より大川の洪水を御覽被遊、滔々洪水壞山、襄陵下民昏墊と御意被遊候由。總て  
御物覺、殊の外よろしく被爲渡、三才圖繪杯は始終御くわしく御記憶被遊候。女中杯いろ〜の生魯御覽に入、是

(130)

は圖繪の内何部に有、何と云魚也と御意被遊候に、少しも間違無御座候。

一 秋香院様、或時蛙御飼被遊度、御願被遊候處、公御許容無御座。御側の衆、御幼年様の事故、僅の虫御飼被遊候は  
御許容被遊候ても宜と奉存候旨、申上候處、公御意に、いや〜蛙杯は勿論、僅の虫に候得共、無用のもの也、幼年  
の時より大名は何事でも、なるものと心得候と、後には驕奢の出るものに候故、無用のもの、縦令、僅の虫にても、  
飼れぬと心得、幼年より慎み候得ば、成長の後、萬事に付て徳に相成候故、つれなく申て相止申候、と被仰候。

一 秋香院様、御五つ許の砌、御庭に御遊被遊候節、蛇、石垣に這入かけ候を、御側衆、手にて無理に引出候を御覽被  
遊、其方は斯様の事をいたし候ても不憫には存不申哉、と御意被遊候に付、其もの大に恐入候。

一 秋香院様、御逝去の砌、公御意に棺中に入る太刀麗しく相飾候様、是迄致來候得共、今般より木太刀計り殉葬可  
致旨、被仰出候。天物を無慘に地中に埋候は、天道に懼ある儀と、被思召候て、斯様の御意御座候と奉伺候。

一 秋香院様御逝去後、古谷嘉左衛門、御病中前後、御看病出精相勤、公御殘情も減じ、思召旨にて御褒美被下置候。  
其後も御幼年様方、御守り立御托し被遊度思召にて、江戸御屋敷へ急に御呼寄被遊候處、最早其頃は、重き御煩に  
て、無程御逝去被遊、是又別て御殘多く奉存候旨同人申候。

(134) (133) (132) (131)

顯徳公遺事 終



### 嚴恭公遺事

公諱康人、任越後守、稱松平越後守、叙從四位幼名仙千代、  
文化二年乙丑七月十三日卒、二十歲、葬于江戸天徳寺。

康人九歳家督

(135)

一 公御初政より御政務に御心配被遊候得共、御多病にて、御志の萬分一も不被爲遂、と奉恐察候、大抵御性質御嚴格御慎密に、被爲在候、物事被遊方、至て木地にて、かざり無御座候様奉伺候、御政事は勿論、萬事根本を御執り被遊、内場にして動かぬ様被遊候。愚意を以て恐察仕候處、第一の思召に御國の御經濟を被遊、御高五萬石の御備立公務御軍用及び私の御暮向に至る迄、疚敷御事無御座候様被遊度、御願望と奉存候。行末頼母敷奉存候處、不幸御中道にして、御大故におよび、御殘多く奉存候由、心有る故老相嘶、落泪仕候事に御座候。

一 御幼年様の御内は、御内氣に被爲入、恐ながら御愚痴被爲在候敷と奉伺候ものも御座候處、御初入後より、誠に別段の儀に奉伺候。總て物事御決斷御捌被遊候事、水の流るる様に奉伺候、兼て御意被遊候には、我等今迄は人に阿房に被取扱候故、左様に相成打過候得共、最早今日よりは國政を仕候身分に相成候上は、夫にては事濟不申、一分別不致候ては不叶候、と被仰出候よし。是全、潜龍待時の思召にて、斯様深く御韜晦被遊候と奉伺候。夫故、眼力無御座、愚昧の者、御愚痴被爲在候扱と申事、恐多儀に御座候。

一 御幼年様にて早く御家督被遊候故、何も少し成共、早く御成長被遊候をのみ、いのり奉り、御心苦敷思召候事はさらに御耳に入不申候。御くらし方、御召物、御食物其外萬事、御身代御不相應、莫大の御入用にて、美麗を盡し差上候よし。御初入の御扱、別て御手重き事にて、江戸より御菓子師海老屋作助と申もの、御供仕り罷下り御用の御菓子を仕候、諸事はに準じ候御くらし方に御座候故、中々以て農民の艱苦、御身の御難澁扱、誰一人も申上るもの無御座候、御優に御くらし被遊候。御入國の冬より、風と思召立事の出候様奉伺候、全く御天性御聰明被爲在候處より、一つを開候ては、十の事をも御悟り被遊候事に奉察候。

一 御初入後、御家中の有様民百姓のくらし方を、熟々御覽被遊、ふかく御感敷被遊候儀御座候、何分にも御家の御

享和二年御初壬戌年御初(138)

(137)

(136)

( 88 )

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

備相立、御家中文武の道盛に相成、下民は水火の難を免れ上下安樂に相くらし候様、被遊度、御苦勞被遊候儀と奉伺候。是は御年御十七にて、御初入の冬よりの儀に御座候。

一 御入國の砌、養老の思召にや、九月重陽、御家中坊主格以上、七十歳以上のものを、御對面所に被爲召、御酒御料理被下置、御側近く御招、御物がたり御座候。婦人長生のものへは、御看代として金子被下候、足輕以下、市郷のものには八十歳以上の男女に銘々賜物御座候。

一 御獵の節、加茂村と申處へ被爲入、貧敷百姓の家に御立より被遊候所。其百姓申候には、一年中精力を盡し、作り米は、皆以御年貢に差出し、私共の給候ものは、糠と粉米許に御座候よし、申上候を、篤と被聞召、殊の外御不憫に被思召、此時より別て、御仁政被遊、百姓の艱難御救被遊度、思召深く被爲成候様奉伺候。

一 御入國後、大村成夫御讀書相手に罷出候處、始は漸くに、禮記御素讀被遊候位の事に御座候、半年許過候と俄に御進み被遊、史記等の書物をすら、御讀み被遊候様被爲成候。御才氣御盛に被爲入候處より不日に御進學被遊候。

一 總て、御政務御苦勞被遊、御用日は勿論、其外の日にても、御用席諸役人御呼出し、直々御相談の儀、毎々御座候様被伺候。大抵何事にても其役々の面々申上候儀は、直々被聞召御様子にて、御用取次の儀は、通例瑣細の事許に御座候様被伺候。今人々申候には御用日に、御用席へ被爲入候と、一日中に金子壹兩づつ御儉約筋に相成候由、斯様の儀、下々外臣の可存知儀にては無御座候得共、何分御政務御出精被遊候處より、御經濟も程能參り、如斯風説仕候様儀と奉存候。

一 御初政の頃、諸伺事は、何の御辭も無御座、下々の存寄通に御任せ被遊候よし、僅兩三月相立候と俄に思召出候様に奉伺候由、江戸諸方御書翰等、初は御下書を差上、是を御手本にして、御清書被遊候位の處、暫時の間に、いか様六ヶ敷御文面にて、すらすら御認被遊候事、中々大人の文筆に勝れ候ものも、難及様御行届被遊候。是又御聰明故と奉恐察候旨、故老の嘶に候。

鹽涙口碑

二七

( 89 )



(144)

一 御儉約御幕方第一の思召にや、御漁獵、御遊山等に、あまり不被爲入候、外々よりは、御病氣故に候哉と、いろいろ心配仕候。ある時御城南の野に鶴下り、見物群集仕候に付、深信院様、公にも御慰のため御出覽被遊候様御すすめ被申上候處、御意に、我等左様の處に參候と邪魔に相成候故、百姓共態と追去り可申、と被仰候、深信院様、又候御前に被爲入候はば百姓共番を付け候間、返し候抔仕候事は無御座候旨、被申出候得共、御意に、左様ならば猶さら百姓、農作の妨に相成候間參り申間敷と御答被遊候由、思召に御領内の百姓は、我々の百姓にて無御座、何も公儀より御預け被下候百姓に候へば、大切にいたし不申ては、相叶不申候、役人共其心得にて、政事向慈悲を専らとて、下々の爲めに相成候様いたし可申旨、被仰候。難有御仁心何れも感心仕候。

(145)

一 江戸御參勤の前には、三奉行一同被爲召、御嘶御座候御例に御座候、又高は誰のものなる哉と御尋に付、何も御高は皆御前の御高と奉存候旨、申上候處、いや／＼高は、公儀の御高なり、夫を預り申上、御名代に相治め申候、我々故、いかにも町噂に相治、百姓の爲に相成候様いたし度候。是は則、公儀への御奉公に存候と被仰聞候事毎々御座候。

(146)

一 或時大川筋洪水の砌、備中御櫓より御覽被遊候、太田太郎八御側に罷在、此水向の山まで、はびこり申候はば面白き見物に可有御座、と申上候處、御意に、夫は下々の難澁計にて、何の面白き事も無之、と被仰。太郎八大に忍入候段相かたり申候。

(147)

一 或時、御意に、當家は前に大祿被下置候得ども、前代不慮の災難にて、減知被仰付、當時は僅に五萬石に相成候、併人々は、何卒舊祿に相復し候様に手入仕度抔と、いろいろ勤め候得共。我等に於て一向合てん參り不申候、其譯は日本國中、手廣き事なれば、公儀の御手も行届兼候に付、諸大名の器量相應、地面百姓御分被下相治候様被仰付左候はば大名は、いづれも公儀の御名代として、百姓を治申、役人に候間、いか様にも苦勞仕、公儀の思召に叶ひ候様に仕度候。仍ては、領分にても、狭き方が手行届き、存よりも立易く、百姓も恩澤にうるふ様に被存候。夫をみだりに増地を望むものは、唯日分勝手計り思ふ故也。其故は祿多ければ、くらし方も自由に相成、外勤のはぶり立派

に相見へ、萬事、自分の榮花と相成候間、夫許り望て、斯様勤め申候事と存じられ候。是識者より見る時は、何の役にも立ぬ事にて、我等は左様の外見を飾る所存、毛頭無之候間、幾重にも政事の能行渡り、百姓の安樂に渡世いたし度、願望に候。左すれば、今の領分にても心に思ふ程は、仁政行届不申候に付、いまだ廣き様に被存候間、増地抔は思もよらぬ事に候と、被仰候由。

(148)

一 御初政に、小田中村の南に勸農所と申もの御建被遊、郷中遊食無頼放蕩の百姓を、此内に御入被成、大川向の荒地を開發爲仕候様被仰付候。尤も附々の役人御座候て、いろいろ訓導仕、農業相勵身持相改候ものは、夫相應に御擬作被下、村々へ御返し被遊候。其頃掛りの役人佐藤郷左衛門被仰付、教諭方には佐藤八郎左衛門被仰付候、或年御發駕前八郎左衛門被爲召、何角御親敷御相談被遊候哉の趣に御座候。

イニヨリ此  
條補ス

(150)

(149)

一 加茂村と申候所、六本足の牛生れ候段、郡代まで届出候。井岡道貞御側に罷在、右の義承り、物産吟味の爲、御城に御取寄せ、御覽被遊候てはと奉伺候。御聞届に相成り、即刻郡代に可被仰付に極り候所、松田樹軒罷出、乍恐、御國に寸尺のびる御馬など出来候はば、御飼立被遊、江戸表御同席杯の御咄に被遊候とも宜敷義と存奉候、併六本足の牛などは、かたわものにて、町辻の見せもの仕候怪敷ものに御座候、夫をはるばる御取寄御覽被遊御事、決して不宜奉存候、と申上候所。得と御考の上にて、御返答可被爲在旨とて、退出被仰付候、其翌日、樹軒御前に罷出候所、御意に、此間の牛見物はやめ申候、と被仰候由。

一 一年早水大風の災の上、秋の末より北風打つづき、作物殊の外不熟にて、下々一統難澁仕、今日の渡世も出来兼ね候もの多きよし被聞召、安からぬ事に思召、いろ／＼と御評議御座候得共、御初入以來數度莫大の御入用有之、公邊御動向さへ無覺束、被思召候時なれば、御救米の儀御心外に六ヶ敷、思召、一方ならず御心痛被遊候。よつては御身分を成たけ御質素に御取締被遊候を第一と思召、此時よりして御衣服、御膳所、其外萬事、格外に御切締に相成候。其思召、次第に下々迄および、何れも儉約專一、渡世いたし候故、くらし方も却て宜敷相成、質朴の風俗に相成候。



一 秋彼岸中日に、中島井手、于申候に付、御殺生に被爲入候事、御先代様よりの御例に御座候。或年の彼岸前、郡代三浦十郎左衛門を被爲召。御意に、中島井手殺生に參候には、村方にも入可有之、存候、いか程の儀に候哉、と御尋によつて、十郎左衛門、大抵一度の御出に、米一石程、御入用御座候由、御答申上候處、夫は何故の費に候哉と御尋被遊候に付、十郎左衛門御出の當日には百姓人足に辨當代を遣し、彼是取集、斯程の入用に御座候由申上候處、左様ならば、我等一人のたのしみにて多の費をし、百姓の手間を入れ無用の事に被存候間、以來殺生相止可申、とて其年の御出は、御延引被仰出候。

一 御對面所邊、其外横野一の宮杯に、御殺生の砌、御道案内として、村々より庄屋一人づつ罷出、御先に立申候。是も辨當代とて相應に被下物有之、御費被思召以來、道案内相止申度、郡代に御咄御座候。三浦十郎左衛門申上候は、此儀は御先代様よりの御例とて、村々にて當前の御役と存し罷在候間、強て難澁に相成不申候。且又御野合にて、若し愚民醉狂人杯、罷出不慮の事杯仕、御前の御さし支仕候も不被計候、何分是迄の通被遊度、御答申上候。其後程經て、又々十郎左衛門被爲召、昨日内分にて田邊邊へ殺生に罷出候、村方道案内不申付候、白神宮の後にて糞桶を荷候百姓に行逢候故、我等道をさけ、脇へ寄候へば、彼百姓何心なく、眞直に相通候、斯様になれば、毎度殺生に出候とも、下々の邪魔にも不相成、終日相樂しみ、至て安氣に候旨、御意に付、十郎左衛門恐入、思召難有儀に奉候奉候へば、一人の道案内、村々より罷出候ては、多勢の邪魔に相成候間、以來は村境にて繼候事、相止、村々庄屋申合順番にて相勤、二人終日持切にして、可然旨、被仰出候。是より御出の節、一村一村より庄屋申合順番に罷出、終日御案内申上候事に相成候。

一 三浦十郎左衛門郡代役相勤候節、他領の百姓、御鷹野場内に罷越、鐵砲にて雁を打とり、御獵かたの者見付候得共、取にがし無據、有様の儘訟出候、不輕事故、何れもやまやま評議仕候様子被聞召、十郎左衛門を被爲召。御意に畢竟は此方番の者不行届よりして、斯様の儀にも及候と被存候、僅か一羽の鳥にて、他方懸合に相成候ては、双方

イニヨリ此  
條補ス

の失費不少、迷惑筋相成可申、無益の事と被存候、但し以來は左様の事共無之様、精々申付置、先、今般の義は其儘穩便に相濟し候様致度存候旨仰出候付、十郎左衛門も、上にさへ其思召に御座候はば、何れも何の存寄無御座候。難有義に御受申上、退出仕候由。斯様に厚き思召より、双方共難澁仕候者も出來不申段、全く御仁惠の至り難有奉存候。

一 御鎗術御稽古御定日、大雪にて寒氣甚敷候に付、御相手のもの今朝は、よもや御延引可被遊と、相くつろぎ出仕不仕候處、斯様の寒天少しも御構なく、御側の衆中にて、御修行被爲成候、此旨御相手の面々承り恐入奉存候よし

一 御城内櫻の馬場にて、御乗馬被遊候時、下御屋敷の下往來制しに相成候儀、古來の例に御座候處、人の妨に相成候ては、不可然、との思召、以來は御乗馬の砌も、往來勝手次第にいたし候様被仰出候。

一 總て御殺生の類、御好み不被遊候得共、御鐵砲獵、御鷹狩には折々被爲入候、併し御拳御得物は、一向無御座候。其譯表向御獵と御名付、其實は山川地理の御吟味、又は御駈引の御稽古を専らに被遊候よし。

一 細川越中守殿齊茲卿、當時御隱居と御忘年の御交り深く被爲入、御參府の節は御咄合、殊の外御懇意に被遊候、是全、故銀臺少將殿御賢徳の御餘風を、被爲慕候儀と奉恐察候。尤越中守殿此方様へ御出の時、いつも御側衆御退け被成、御茶杯御手自御立被遊、御安座、御嘶の御様子に御座候。若夜分に及候節は御有合の御湯漬差上候て、外に何の御饗應も無御座候。御淡泊の御交り難有儀に奉存候、尤細川殿へ被爲入候節も、定て御同様と奉存候。

一 御大名御懇意の御方は、細川越中守殿、松平越中守殿忠信卿、大久保加賀守殿宗直卿、松平伊豆守殿信明卿、堀田攝津守殿政教卿、杯は毎に御親敷被爲入候。孰れも御年配、且は御役柄にて、其頃老練英明の譽御座候御方に御座候。或時松平越中守殿へ、御政事御尋被遊候處、越中守殿御答に、肥後の麒麟故銀臺少將殿出雲の鳳凰或説に肥後の鳳凰と申、いづれも劣らぬ世の譽御座候御方といへども、其内出雲候には人材よく被選出、萬事其人に托せられ、御自分は、役人の肘を掣き邪魔せぬ様にして、一生を過され候、尤の儀に御座候。但自分手を下し政事を致候位ならば、肥後殿の如く、一國に叮嚀に信實の政を不被遂候ては、役に立不申候、たとひ始は深切に世話致候ても、途中にて崩れ候はば



上下騒動いたし候て、却て害に相成申候、斯様の人より矢張り出雲鳳凰にいたし候方、はるかに勝れ候間、御學び候て可然哉、と被存候旨御答に付、殊の外御感心被遊候。總て越中守殿杯と御付合の砌も、細川殿同様に御淡泊の御交り御座候よし、御相談に被爲入、御歸殿後の御囃に、今日、白川馳走にて、牡丹もち差出し、又今日は茶計り差出候と被仰候。

一 或時松平越前守様治好 松平越中守殿同道にて、細川殿へ被爲入候。外様方は御年配御高官の事故、公殊の外御恭敬被遊、御末席にて御嘶御座候。越前守様、拙者事近來段々資格取立諸事最早加賀守に劣り不申、但し加賀は歸國後、いつも宿次の鶴拜領いたし、拙者家にては、五ヶ年に一度づつ拜領いたし、是計は、まだ及び不申、との御咄御座候。公被聞召、良久しく御末座より若輩の差出ケ間敷存候へ共、愚意に只今被仰聞候事、一向合點參り不申候、何分國の輕重は、武文の政事に候ものを、鶴の一二羽の多少は何の損益にも相成不申様被存候、と御意被成候に付、御一座御辭無御座候。公には直に御歸殿被遊、越前守様、越中守殿は御内縁に付、御奥へ御通り被成、御三人御話の節、白川殿被申候は、御名は、御若年とは申候得共、殊の外御聰明の事にて、名利外聞の御念少しも無之、萬事御實意の至、當世、珍らしき御方と被存候。先刻被申聞候事、中々若年の人の言とは不被存、感心の至に御座候。もしや斯様の人物、御譜代大名に御座候はば、急度いたし候、役人にて公儀の御用に可被立存候、惜しき事には大廣間にて御座候。乍憚表大名は大抵の人物にて事すみ申ものにて、御名如き人は能過候様に存ぜられ候旨、被語候を、細川殿奥老女何某と申候もの、御側にて承り候御屋敷何某と申ものと内縁に付、逗留罷越し、右の嘶を申聞候。尤此砌江戸の巷説にも、御名様は御聰明の御事故、還からぬ内、從公儀御頼にて御大老職を可被仰蒙杯と申候よし、是又白川殿の御嘶を聞て、斯様に風説仕候哉に被存候。

(167)

一 公御政事何事にても御輕々敷事、少しも無御座候。始終古老に御聞合、理非明白の上御仕置被遊候。或年重き御儉約被仰出、前方御相談相手細川殿の省略筋如何取計可申哉と御尋の處、細川殿御答に、御内處御不如意に付、御儉約被成候事至極御尤に候、乍去、御自分御一己の處、御切締被成、御家中御扶助米御引揚被成候儀は御止可被成

イニヨリ  
此條補ス (161)

(162)

旨に御座候、又候御答を以て松平越中守殿に御話し、御相談御座候へば、越中守殿御存寄には、細川殿被申候處隨分尤に候へども、彼人は、大身の事故、自分の暮方に少し氣を付候へば、莫大の費を省き、經濟に相成可申候、夫故家中扶助米には一向拘り被申間敷様返答被致候と被存候。御互の身代にては、自分の入用は出入、僅の事にて、所詮重き省略には氣の毒に候へども、家中の擬作をも引揚不申候ては、所詮難計被存候。但し其處は人氣に不逆、誰も感心仕候様に、御實意を以て、御取計被成候はば、くるしからず被存候、旨御答に付。是亦至極御尤に被思召、其後御決斷被遊、御引米被仰出候よし。其節御書付杯、于今殘候を拜見仕、誠に御行届被遊、厚き思召に御座候。

(95)

(163)

一 古例に、御社參御佛詣の節は、御小性組中奥組の内にて、御供仕候、御野合御出には、小從人組御供仕候、大御番組は、表御先手の士故、平常の御供は不仕候處、外様とても、同家中の事故、いづれも親敷御使ひ被遊度被思召、以來は、右大御番組も三組同様、順番にて二人づつ御供被仰付候、尤御野合は、銘々わりご飯腰に附け、御供仕候。斯様内外表奥に無差別、目出度御代と奉存候。

(164)

一 或年、仲秋の頃、御水腫にて御心地不例被爲入、御出も餘り無御座候。御側の衆、御氣鬱に可被爲在奉候候て、御駕にて御野行、御氣はらし被遊候様、御すすめ申上候處、駕籠にて遊山は餘り異様に候、時によつては歩行にて野遊可致候間、左様心得候様被仰候、御病氣に被爲入候ても、事々敷儀は少しも不被爲遊、萬事御内場に被爲在候。

(165)

一 御兄君秋香院様御腹は籌子と申候。顯徳院様御逝去後、落髮被致、深信院殿と被唱、御國御城内下御屋敷に御住居御座候。御入國後殊の外御懇意に被遊、其翌冬より御取扱重く被遊候。

(166)

一 總て御會讀等御稽古の儀、如何様御病中にて、餘り御缺席被遊候事無御座、御腫氣にて、御廁に數度被爲入候敷申上候事御座候。

墮涙口碑

三三



(167)

時は、御次に虎子被爲置、御小用被遊、御勤學の御様子に奉伺候。其頃、表向より罷出候御相手の面々御精勵奉齎入候。

(168)

一 御文學の御會毎に絶不申候、御詩會等も不絶御座候。亥年大旱の節、御作に。天意雖難度、其如天黍何。と被遊候よし。其砌御相手に罷出候、鈴木九郎右衛門、此御句相覺、後々迄相嘶、人々右御仁心の至難有奉存候。但し全首記し不申事、遺憾に奉存候。

イニヨリ此條補ス

一 山下友彌御供詰江戸之節、御會に被爲召、庭中梅と申、御題にて、詩作被仰付差出候。

冷羹遺疎影 清標聊自持 含香猶未暢 恐有好風知 雖叨和羹賞 愧非廣廈材 何當鼎實試 待汝稱鹽梅

桃紅兼柳綠 一々媚青春 奈此梅花樹 繁華難作倫

斯君臣相和し目出度御代に御座候。

(169)

一 古谷嘉左衛門・三木角太夫、一度に御小納戸役、被仰付候。直に御意に、我等事山の如き望有之候間、身分に取て如何様儉約いたし候共、くるしからず、決て吝嗇には存し不申、兩人共其心得にて側向切締、心を附吳候様相頼旨被仰出候由、尤御望の山の如きと被仰候は、乍恐御高相應の御備を御立被遊度思召に奉存候。

(170)

一 御膳所杯の御入用一ヶ月に金二歩位にて相濟申候よし。尤朝夕御飯には御汁又は御味噌御香物に限り、御脚氣故、平常、麥茶、小豆茶、被召上候。併麥、小豆の煎しながら御捨不被遊、いつも其儘被召上候。尤夫を御好被遊候には無御座、五穀を無慘と御捨被遊候を嘆敷思召候故と奉存候。嘉左衛門、右の様子を伺ひ恐入、以來は右煎しがらを役筋のものへ、何卒被下置候得ば、頂戴仕給申旨、申上候處、左様に相成、其後は御小納戸中にて戴き申候由。

(171)

一 御召物、至極御質素に被遊候。御道中にて木綿御小袖、御袴は、聖徳點裏附に限り被遊候。御平常御上下は、生麻に御座候。あまり御粗品に奉伺、古谷嘉左衛門存寄にて、米澤麻相調差上申候。夫より是に限り候。しかし、是も田舎向の強地にて、一向麗敷儀無御座候。毎々御意に、我等着用致候事見苦敷は少しも厭ひ不申、只着古しを家來に遣し候ても、永く役に立つ強きものを相調へ差出候様被仰出候。難有思召に奉存候。

(172)

一 御平常御綿服爲被遊候を、外様のものは、一向不奉伺候。御初年冬の十一月御雛子被仰出、御家中の面々子供迄拜見被仰付、其節御仕舞被遊候に、御綿服にて被爲入候を、何も親敷御見上申て、恐入候由。

イニヨリ此條補ス

(173)

一 御櫛揚の砌、此迄油手拭御白紙を勿體なしとて埋め申候。天物を棄て候にて、却て勿體なく奉存候間、殘し置候はば、又々役に立候事も可有御座奉存候旨奉伺候所、尤の申分に候とて、嘉左衛門伺候通りに、相成諸事是に准し御側向の御省略敷敷義と奉伺候。斯様無御座候ては、御願望の通り御高の御備相立候義は御六ヶ敷と奉恐察候。

(174)

一 御酒不被召上、御側向御遊宴杯とて、少しも無御座候上、斯様に被爲在候事故、其風、自然と下々に迄に及び、群聚遊興酒さわぎ仕候もの無御座候。

イニヨリ此條補ス

(175)

一 隅田勇助伯母御與御奉公仕候節、極寒の日、御獵より被爲歸候へ共、御平常の御茶漬被召上候事に御座候。平人にては、温め汁成共、可致候へ共、左様の御好聊無御座候。餘りの事に奉存、何ぞ差上度存候得共、御嫌被遊候に付、黙止候事、毎々御座候由、語り爲聞候。

イニヨリ此條補ス

(176)

一 御近習とて、不時被下物餘り無御座候様奉伺候。是は物を御惜被成候にては無御座、御手元御切締被遊、御備立候様被遊度、深き思召に御座候。

イニヨリ此條補ス

(177)

一 未年三月六日御參勤御發駕、同八日兵庫止宿の處へ、江戸より急飛脚到着、太田原様・千霜院様御逝去被成候旨申來。御伯母様御續にて、御愁傷思召、夫より御喪中にて、御旅行被遊、御駕籠の御簾も御揚被成候儀無御座候。諸事是に准じ、重き御慎み被遊候由。

イニヨリ此條補ス

(178)

一 御道中原吉原の邊にて、因州様御家老鵜殿大隅と申もの歸國仕掛、御出逢に御座候。同人儀大身の事故、行列美々敷、大諸侯の粧に御座候。御供の面々是を見て、御嘶の席に、大隅杯は陪臣に御座候へ共、如斯立派に道中仕候、兎角華美を貴ひ候時節故、御道中杯は餘り御質素に被爲入候と却て御威光も減候様奉存候。今少しは御立派に被遊度奉存候、旨申上候得ば、御意に、されば大隅杯は陪臣とは申候得共、大國の家老故、夫相應に祿も可有之、萬事備立候上にての事と被存候、我等如きは祿不相應に幕方入用多く勝手不如意の上、昨年も早風にて、國中饑饉、下



々迄、難澁致し、救米致度存候へ共、夫さへ心の儘に出来不申、不憚に存候時節なれば、先道具を立申さへ本意に存不申、成丈減少いたし度存候得共、皆々の勸めも、もだしがたく、其意に任せ、斯様の供立致候。元來調度は如何様美々敷候共、外見をかざり、威光を張計りにて何の役にも立不申、人の目を悦せるに國財を費し候は、心有人に被笑候ものに候、民たるものは左様の儀をすべきものは存不申、と被仰候に付、何も難有思召に感心仕候。

一 江戸表御着の日より、御府内御供四十三人に御減じ被遊候、且又御供の衆、暑中と雖、笠相用候事、御制禁の處、迷惑の段被聞召、御曲輪外御出の節は、端午より八月晦日迄、笠御免被仰出候由。

一 御奥御殿、新に御造營有之、華麗を好風俗故、夫々の御役人、如何にも立派に仕、思召に叶可申、と出精仕候に付、殊の外見事に出来立、御待受申候處、一寸御覽の上、さりと結構過る、と許り御意御座候。

一 田中幸助永く御留主居相勤、博識のものにて、公邊は勿論世上の事精しく、御役に立候人物に候由、御着後直に津山へ御返し被遊候。其節幸助事は、才氣高く、急度御役に立役人なるに、如何の思召にや、御嚴罰被仰付候杯と、不審に奉存候。去とも、後々には何も思ひ當り、御眼力の明なるに感服仕候。

一 公御老若方へ御回勤の節、殊の外御慎被遊候。御玄關にお上り被遊候時は、御草履御ぬぎ被遊、其上御足御踏揃被遊、徐々と御通り被遊。或御老中御名如き御若年にて、もの御精密成、御方は未だ見申さず候由。

一 御家柄故、兎角御身代不相應に御規模の事多く御座候得共、上には何事も内場に御減じ被遊度、被思召候得共、御先祖様より被成來候、他家に類なき御家格を、御代に無慘に御止被遊候は如何と御諫申上候族多く、無御據、其意に被任候事多く御座候よし。併如何の異論を申上、思召を拒み申候共、少も御機嫌悪敷事無御座候。

一 御家、御先格にて兩山公儀御靈屋、御拜の節、御席御三家と同様の由に被思召、當家先代は、祿位共、殊の外の儀故、御三家同様勿論の事に候得共、只今にては數度の減知に格式も下り、並大名同前に候、夫を家格とは申ながら高位の席を替し候は、上へ對し無禮に存し恐入候間、以來は並大名の通り、被成候様被仰出。其後は矢張四品の御席にて御拜被遊候由。御家柄御自慢の念少しも無之、上を御敬し被遊候、思召感心仕候。

イニヨリ此條補ス

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

一 江戸御屋敷御殿向甚廣く大なる儀にて、大書院、小書院其他御身代不相應の様に被思召、御破却被遊、御手狭に御くらし被遊度、被思召、其御意折々御座候よしなれども、御先代より被成來りの御座敷を、むざ／＼と御破却被遊候は、却て御物好とも可申、且又御取除にも夫相應に御入用候へば、無益の儀に御座候間、其儘に被成置候様御止申上候事御座候由。先當分は其儘にて御住居可被遊旨、被仰出候由、併御書院は御締切に相成候様、被仰出候に付、夫にては上使杯の節如何と申上候處、夫は空穗の間にて濟可申旨、御意御座候。

一 御庭御舞臺も、御たみ被遊度、思召候。或人猿樂御自分御好不被遊候とも、此後とても御好被遊候御代被爲在候節は、又々御入用御座候間、御遠慮被遊、其儘にて御残し置可然、と奉伺候處、御意、いや／＼斯様舞臺杯の道具有之故、代々の人も思ひ付、猿樂相始候様に相成候、もし道具無之候はば、誰もこらへてせぬもの故、先、無益の道具は取捨候こそ、後の爲に候とて、御取拂に相成候。

一 御水腫再發に付、御容體不宜奉伺、何れも心痛仕、御養生の儀、いろ／＼御勧め申上候に付、殊の外、御喜色に思召、皆々へ安堵爲致度思召、御奥に被爲入候事、絶て無御座、朝夕御膳も、麥飯計り被召上、御茶は、長芋、くわい杯にて、假初にも、毒に成候儀は、不被遊候。

一 公御逝去の年は、殘暑別てつよく、難暮御座候。七月十日御老中方御廻勤被遊しに、御水腫にて御歩行御六ヶ敷様奉伺候。戸田殿御玄關杯にては、御上り被遊候事さへ御苦敷様奉伺候。併事故なく御歸殿被遊。其翌十一日去る御老臣被爲召、今日は殘暑別て難凌、奥向甚だ難澁致し、我々居間をかり暑を避け申度願出候に付、即ち明渡し斯様表に罷出候。今日は氣分も宜敷存候間、終日ゆる／＼相嘶申度呼出候と、御意に付、日暮、蚊杯御手に喰付候迄、いろ／＼御相談御座候。尤其頃は重き御役人迎も、御膳の御下り被下候事も無御座、時刻には銘々詰所に引退き、辨當相用ひ、又々御前に罷出、御咄申上候よし。御年若の御事と申、殊更御病中杯は、御奥にて氣樂に被爲入候方、御好可被成管なれ共、御遊惰の儀、少しも無御座、御政事に而已御苦勞被遊候儀と奉伺候。厚き思召に被爲在候處翌々十三日、俄に御病被爲重、終に御逝去被遊候。いづれも嬰兒の慈母を失ひ、暗夜に燈火を消候様存じ奉り候。



嚴恭公遺事 終

壬辰三月二十一日、江戸瀧洲客舎にて、一閱了、少しは改正する所あり。

右安政三丙辰年四月念一日寫畢

原本は、上原氏藏書にて、稻垣先生直筆也。中村高尙より借り寫す。

臣 茂 松

中 島 政 濟

右一卷者、顯徳公、嚴恭公兩聖之遺事、而可謂盛徳美化也。蓋桂林一枝、崑山片玉乎。儒臣稻垣武十郎周旋仕兩朝者之裔戶、而據拾以記之、名曰墮淚口碑焉。謂慣于羊祜故事哉、或曰借佐々木氏所藏之本、以遂得之於机上、冀兩朝徳化布、而聞郊外草茅焉。

維時、嘉永壬子孟春既望日、溪口義賢、賡書之卷尾、稽首百拜。

251926

率 章 錄

全



## 率章錄序

詩の詞に不<sub>レ</sub>愆<sub>不<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub></sub>、率<sub>ニ</sub>由<sub>レ</sub>舊<sub>レ</sub>章<sub>一</sub>といへり。此心は、人に君たる御身としては、國中の人の則となりたまへる御身なれば、一の御言、一の御行よりして、國の政に至る迄、たと露ばかりも、道にたがひ給ふ事あり、ゆるがせにせさせ給ふ事あれば、亂の階<sub>は</sub>をおこして、國危かるべし。たとへば、匠の家を造るに、いかばかり巧にして、魯般を欺むくほどにありとても、規矩をすてゝは成がたし。人に君たる御身も其ごとく、いかばかり智たけさせ、才かしくましましても、古の徳ありし君の行給ひし法を則とし給ひて、それにしたがひて、御身をおさめ給ひ、家國を治め給はざれば、其道成就しかたかるべし。詩に、人の君の身の言行より、國の政に至るまで、道に違はず、ゆるがせになき事をねがひ給はゞ、むかしの世の賢き君の法にしたがふ外はなしとて、かくはいへるなり。爰に我國の先君芳烈公は、世に希なる明君にして、其徳も、其道も、古の聖賢の君といへ共、耻給ふ所なし。其御身を修給ふ道よりして、國の政を行ひ給ふ道まで、いづれ、一つか仁義の理に違へる事はなし。國の君たる御人、御身の上より、國の政に至るまで、道に違ひ給ふ事なく、ゆるがせにせさせ給ふ事、なからん事を願ひて、古のかしこき君の法にしたがひ給はんとならば、我國の芳烈公にしくはなかるべし。臣、故に人の君の御身を治め給ひ、國をおさめ給ふその名目をあつめ、その下に芳烈公の御事をしるして、此書となし、君たる御人の法を、此にとり給はん事を、希ふ耳。



率章錄 目錄

卷 一

一、孝親

二、奉先

三、忠君

四、睦族

五、崇學

六、法古

卷 二

一、正義

二、勸善

三、學能

卷 三

一、施教

二、仁惠

三、恤窮

四、愛士

五、寬容

卷 四

一、剛毅

二、修武

三、慎政

四、節儉

卷 五

一、安命

二、知人

三、近下

四、謙恭

五、改過

六、明罰

七、格物

八、愛物

附 錄

率章錄 目次終

率章錄目錄

一



# 率章錄 卷一

## 一、孝親

孝親は御親に孝ある義なり。孔子も、孝者徳之本也、教之所因生也。と説給へり。孝の道は、人の身に善事具はる基にして、人の上にたち、人を導びきて、道を守らしむる引入れも、此孝の道ある御人にてなく候てはならぬ事なり。人主國臣民に道を守らせ、風俗を正しくし給はんとならば、其御身孝道を盡させ給はざれば、かなふまじき事なり。

○ 公常に、御母公、福照院様へ、事へさせ給ひて、御孝行の數々、溫清・定省等の事勝て數ふべからず。御尊敬、餘といへ共、嚴威・儼恪の御事は、露おはしませず。或は御心を慰めさせ給ひて、御當座の、御おどけごとなどの給ひて御近習の女中までも、笑に不堪など、御平生の御事にして、御側に御座なさるゝ、御容貌・愉色・婉容誠に嬰兒の母にたはむれ、遊ぶがごとし。さて又、福照院様、勝れて禮義正しく、泥塑人のごとくおはせしとなり。或時歌舞妓を御覽有之ての給はく、是婦人の見る物にあらず、客の馳走にも無用の事なりと、御意有し。其後無據御饗應の事あれば、輕き人形遣ひを、御召被成候。寛文十二年冬、福照院様江戸にて、御病氣終に御本復あらせ給はず、公御看病御側を離れさせ給はず、晝夜御帶をも解せられず、御藥を上れば、公、先御試。御膳をすゝむれば、先御風味有て後ならでは、必あげ給はず。御臨終に至らせ給へば、公の御愁感いふばかりなし。數日まで、水漿御口に不入、御尊病備前へ御歸。公も長途の御供を被遊て、御歸國あらせ給ひ、儒法を以て、塹山へ御葬送なり。三年の御心喪、至て嚴密に御勤被爲遊しとなり。

## 二、奉先

奉先とは、御先祖を重んじ給ふ義なり。先祖は人の本にして、恩義至て深し。まして人主におひては、其御先祖よりして、高位



大祿を譲りおかせ給ひて、尊榮を極め給ふも、皆其御先祖の御恩にてましまして、重んじ給はざればかなふまじく。其上に御先祖を忘れ給はず、御恩を報じ給ふ御志あつく、御祭等おこたらせ給はぬは厚き御心にてまします故に、其道備れる時は、下民も其風に移りて、一統に厚き風俗と成べし。曾子、慎終追遠、民德歸厚と、説けるは此心なり。

○ 國清院様興國院様の御墳墓、所々にありしを、皆一所に御改葬有べき御志有しが、先御國中に、墓地たるべき山を撰び給ひしに、三箇所の山を撰び出し、其後、今の整山に定りぬ。公皆巡見せさせ給ふ。整山は、和氣郡和意谷山の事なり。整山とは、公の名付給ふ所なり。御自身、御巡見あらせられて、和意谷に至らせ給ひしとなり。殊に繁茂して有けるを、御指圖有て、御墓所を定め給ふ。整山は、岡山東北にて、十里餘りおよべり。働村より、其谷に入る。溪水一帯に流出、是を左右に渡る事十八度、谷のさま箱根山中に似たり。山に御門を設、夫より道八町の間、鷹木石をならべたり。御門の傍に、公の入れおはしける館あり。道の左右は櫻の木有て、芳野山に似たりと云り第一の高き山、國清院様の御墓にて、馬鬣封有り、御碑に龜趺あり、李唐の禮を用ひ給へり。龜の首高さ三尺餘、龜首西に向ふ、御碑の高さ七尺餘、碑首に天祿辟邪を鐫たり。神道碑東の方に建て、表の文字を彫たり。第二の山は、興國院様の御墓にて、同御前様も、御合葬し給へり。馬鬣封、神道の碑有り、皆石柵有て、青き石をしけり。第三の山は、公を葬給ふ。同御前様も御合葬し給へり。馬鬣封有り、神道碑を立らる。表の文字を彫たり。

(105)

### 三、忠君

忠君は上へ御忠義ある儀なり。國君は上に大君有、國君の御領地は、大君より預給ふ物にして。其御職分は大君より命じ給ふ事なり。大國を預りまし、重き御職に居給ふて、其上に、四海太平に治り、國の四境敵の變の慮もなく、弓を弓袋にする御世に住給ふ事、皆は大君の御恩徳にてましまして。國君は、其御恩徳を重んじ給ひて、大君につかへ給ふに、御二心なく、能への命令にしたがひ給ひて、誠を盡し給ふべき事なり。

○ 公御願有て御隱居、寛文十二年の夏六月、御家督を曹源公様へ御譲り有て、御隱居の後も半年程づ、江戸へ御參府にて、不被爲替、御鷹など御拜領有て、御旅中も御殺生あそばされしといへり。

○ 殿中にて御茶被下候節、御茶入の蓋を疊の縁に御置被遊し所に、外の御方は、皆扇の上に御置被成候を、御覽有て。成なす所、不敬ならんとて、御心にかけてせられ、茶湯者に御尋被遊しかば、扇は腰に指物なり、疊の縁は踏ぬを禮とせり、然ば公の御所作こそ宜敷候へと申上げれば、御安心まししとなり。是外聞の故にあらず、不敬を恐れ給ふの御心厚ければなり。

○ 寛永十年、大猷院様、向井將監様に被仰て、相模國三浦にて、安宅丸と云大船を造らせられ。同十二年六月、江戸の海上にて、御召初の規式有。御大名様方、品川邊へ出給ふべき由、被仰出、狩衣大紋にて出給ひし中に、公は、御母御前様の召させ給ふ御帷子をからせられ緋の小帷子と云。それを召て、猩々緋の御陣羽織を著させ給ひ、御出懸御式臺にて立給ひ、御扇子をひらかせ、さし上給ふに、御陣扇子にて、御衣服の體よりして、あやしき事よと、扈従の人々思ひたり。扱品川にて諸侯方群參し給ひて、いか成御裝束にやと尋らるゝに、いや少し存る旨の候てと、答させ給ふ。程なく、大猷院様、御船にて、御大名方の前を御通り有けるに、あの衆にたがひたる衣服は、備前小將なるべしとて、小船を以て御召あり。公、則安宅丸に乘移らせ給へば、大猷院様御尋あり。公謹で、御祝の規式は御船の内の事、臣等は陸の警固し奉ると存せしなりと、答させ給へば、大猷院様、則其羽織をくられんやと、仰ありければ、脱せ給ひ奉られしかば、御盃を被下、公たち給ひ自然居士の曲舞を舞せられしを、海邊の御大名方見やりて、驚かせ給ふ計なり。それよりして、御大名様方、直に出仕有べしとて、品川表を退出ありけるに、御供の侍雜人ばら、遙の脇にひかへたる故、一時によりあつまれども、主人の有所をしらで、さはがしき事、大方ならず。時に、公彼御扇子をひらき指上給へば、扈従の者ども、是を見て、公の御側へ集りしに、他家の御供は、揃はざりしかば、公御同道被成候て、先づ此方様迄、御歸りなされしとなり。

私に曰。此時伊木長門、御歸りなき内に、御臺所へ申付、百人前の御膳を、仕込置しとなり。其譯は、公今日の、御しやうぞくに、御首尾能時は、御大名様方、御歸懸御悦に御出可被成哉、御首尾惡敷時は、御一門様方、御寄合有か、何れ共、百人前御膳用



意可致由、御臺所へ申付候由なり。公其後、早く手合候由御尋被成候時、長門先達て申付置候由申上候へば、長門を召、如何して先達ては申付候哉と、御尋被遊候時、長門、右の趣を申上候得ば、甚御感悦被遊候となり。

四、陸族

陸族は、御親族をむつまじくし給ふ義なり。帝堯の聖徳をも、親<sup>フス</sup>陸九族<sup>ヲ</sup>と申事を以て讃歎せり。御親族を睦まじくし給ふ事は人主の重き善事なり。御親族に睦しければ、其御家の勢ひも強く、他家より侮どり軽ざる事もなく、御子孫長久の基なるべし。

○松平陸奥守様御家督の節、御知行も少々被召上候趣きに候處。公御登城、陸奥守様も御同道被遊、未被仰渡已前公、被仰候は、陸奥守殿家は格別の義、今日は家督も無相違被仰付候に、究りたる事との、御咄被遊候よし、夫にて其日は外の御用に託せられて、不被仰渡により、翌日とやらん、無相違被仰付候と云り。又一説に少し減し候て被仰渡しを御請に、公被仰候は、陸奥守義未幼年に御座候所、家督無相違被仰付難有段、再三御請被仰上候ともいへり、何分にも、右兩品の御様子にて、今日六十萬石なり。依て、御家老片倉小十郎は、今に備前の方を跡になして不寢といふ説有。又一説に陸奥守様御幼稚たるにより、公御後見なりけり、さるにより御家督被仰出前日、公へ台命あつて、陸奥守様を御同道被成べしとて、御知行減候由、聞へ有之由に候哉。則片倉小十郎を召して、御家督の義、我等に可任哉、其方一言も申間鋪哉と、御意ありしかば、兎も角も、御意次第に可任、と申上けり。翌日御同道にて御登城有て、御抱きながら、被仰候は、其元様の六十萬石は、皆鎗先にて候得ば、相違可有御事にては無之候。幼年とても、夫々の御家老、其外の手揃ひたる御事なれば、今にも事あれば、相應の御奉公に、御立可被成候。夫にて事足り可申候は、此白髪頭に重き物をいたゞき、御後見仕ならば、急度御用に御立可被成となり。此事達上聞ければ、公儀に齟齬しけり。夫故其日は、先御用に託して、今日は下城可任、明日御同道との御事なり。翌日御登城有之しかば、無相違六十萬石相立候となり。

○寛永九年壬申、清泰院様御卒去あり。公の御伯父様なり。殊に御歎き遊されて、

うきにそふ涙ばかりを形見にて

みしおもかけのなきぞかなしき

とよませ給ひける。

○御大老酒井雅樂頭様、御不食の節、御大名方より御贈り物、珍美を參せらるにより。公にも、何ぞ被遺度思召、御膳奉行を召御相談被遊、浮<sup>（歌）</sup>ふ可然に極り、赤小豆をすり、米粉を御前へ御取寄せ、御自身御拵、小重箱に御入、御留守居役御使者にて、遣され候處。餘り少分にて氣毒に思ひながら參り、御口上申入候處、御使者へ御逢可被成候間相待候様に被仰出、暫時にして、段々奥へ通し、御居間の襖障子明候へば、夫に被成御座、新太郎殿御使者、御懇意の御送物、御禮難申謝候、近來決て何も給不申候得共、御深切のほど、難默止候間、御禮に給て見せ可申と仰られ、御快かさ一被召上。御返答に此旨、歸候て宜申上候様に被仰、殊外御感悦被遊、御使者も存知の外の首尾にて罷歸候由。

五、崇學

崇學は、文學を崇め尊ぶ義なり。古き詞にも不學無術、と申事あり。此心は、學問なければ、物毎に能工夫を出す事ならぬとの事なり。人學問なければ、忠孝仁義の重き事をしらず。變に應じて、其事に宜しき道を行ふ事をしらず。まして人主尊大の御身にましますば、一の御言、一の御行ひも道に進へば、其害あり。國中の政は千緒萬端の事なれば、其變に應じて、其事に宜しき道を行ひ給はざれば、人の歸服の心離るゝ物なり。然るゆへに能聖賢の道を辨へ、古今の事に達し給ひて、事を謀し給ふ事宜敷に叶ひ、人の歸服の心を厚くし、家國無事にして長久ならん事は、學問により給はざれば、成就しがたき事なり。

○公御幼かりし御比、夜毎に、御寢所に入らせ給ひても、眠らせ給ふ事もなく、曉に成て、わづかに枕させ給ふ。近侍の人々あやしみ、いか成事にや。又不例ならせ給ふ事もやと、尋ね參らせしに、しかく答させ給はざりしに



或夜より、殊によく御寝ならせ給ひしを、又其故を御尋申上げれば、予父祖の蔭により、かく大國を賜る事分に超たりと思へり。しかれば、此國民を、いかゞして治め養ふべきと、さまざまに心をつくして、思慮せしによりて、久しくねられざりき。おもひよりたる事の有ぞとよ。此日論語をよませて聞しに、予君子の儒となつて、國民を教へ安すべきといふ事をしりぬ。是に決断せし上、別の思慮もなく、能ねられぬ、と仰ありけり。

○寛文六年十月七日。御城内二の廓に、最初、學問所を御建被遊し今の小作事なり。其後同八年十二月二十四日、被仰出有て圓乘院並士屋敷十七軒を合せて、場所を御定被遊、最初の學問所を轉じ、今の學校と被遊、其時參校の諸生、洋宮の橋より、校門に入る。無言綱目の御法書有て、諸生、妄りに一言を不出、左右座の者、東西階より出入す。兩藝に御眼代相詰、諸事を正し、善事帳・惡事帳とて、二帳に記して言上す。或は、惡事三つは、善事一つを以て、是を消す等の御優免加へられ。其法を不免事又嚴屬(重カ)になり、罰するにおよんでは、其父迄罪を得るなり。校内に學房有て、他國の士といへども、無御厭、入房望次第居住して學問せり。

○公、御學問神佛學を被極しが、忽御見破り、我日本の道なりとて、神學に入らせ給ふ。是も國政に便りなきとて、王學を學び給ひしが、親切もつて身を修るに足れりといへども、政事に餘りありとせずとて、朱學米川操軒門人、中村惕齋・市浦毅齋・小原大文軒申上るを、極地なりとて尊信し給ふ。老ひて益々壯なりとは、公の御事ならん。

○公の折節讀せ給ふ十三經注疏、から桑にて作りたる箱二つに入、荷なふ様になりたり。是は、御參府の時も携られたるなり。御朱書所々に有、公君子の儒を以て、自期し給へるにや、心を古の書にひそめさせ給へり。

○元旦の御讀初、御自筆の孝經なり。忠孝の御懸物、御拜有之事、年頭第一の御規式と被遊。

○御書物に、天下泰平、儒道興隆、の文字を、被極候由。

○公の被遊し物に、花園會約と申學則あり。學校の御壁書の由。如左。

一。古人の善をなす、日を足らずとする物は、何事ぞ。良知の人心に有る、其職に居て、其職にまかせざるは、不動なり。爰に我輩、弓馬の家に生候て、武士の名を得る人なれば、武士の徳に昧く、武士の業を勤ざるは、自ら良知

に耻る所なり。夫、武士は民を育む、守護の徳なくては、不可叶。其徳の心に有る仁義といふ。天下の事業にあらはるゝを、文武と云。故に明なるは、武徳なり。良知明らかなれば、此徳素より我に備はれり。是故今諸士の改約致、良知を以宗とす、誠に難得此生を得、難聽聖教を聞、遇ひ難き同志數輩集り、三難の時いかで黙すべきや。三難の福を得るに當て、徒に悠々として、飽飯を安んじ、此生を空せば、天威明かなり。その罪、豈一生のみならんや。可恐可戒の甚敷者なり。それ文武に徳有、徳は尙苗の生意のごとく、藝は猶耕耘の事のごとし、文武を以、耕耘の事として、心の生理を生長養育し、教學相長し、ともに苗を慎む事、何の幸か如之哉。

一。毎日、清旦に盥櫛し、衣服を整へて、聖經賢傳を熟讀すべし。文才拙き者は、或は孝經四書の經文を讀、或は先覺著述の假名書を讀、觸發栽培二字不明の三益を求て、心を冊子上に放在することなかれ。

一。食後には、射を學べし。時過後後鎗太刀等を習ふべし。馬鐵砲は、人により時によりて、習がたき物なれば、勢にまかせて可也。武藝は治平の具、戈を止るの義なれば、相和し、相輔けて、敢て争心殺氣を、たくらぶ事なかられ。

一。書は、文武の藝術におひて、其便少なからず、時を以て是習ふべし。

一。禮樂は、六藝の、最重き物なり。禮は、心の敬を顯し、樂は、心の和を述たり。禮樂を學んと欲する人は、先心を教養すべし。縱禮樂を學ぶ事不能人も、若敬和の徳あらば、事ごとに無體の禮を行ひ、日々に無聲の樂を鼓せん故に、君子は、禮樂其身をはなれず。

一。禮用軍用缺べからず。困窮を恤み、下民を救事、分限に應じてあるべし。家居・飲食・衣服・器物・妻子の私用に おひては、儉約を專とし、ここにおひて儉約ならずんば、禮用を缺ぎ、或は軍用を廢る人か、或は慈悲・利謙の心なき人なるべし。世俗、其恥にあらざるを恥て心亡ぶ、能顧省して、迷ひを辨ふべし。

一。朋友の交り、自他敬讓有て、相和睦し、溫恭自空して、益を得るを本とす。威儀恣にして、言語いやしく争心浮氣を以交候て、下流の凡俗なり。他人の慈悲、世間のあだ言は、あへて口に置事なく、恭敬のまことを盡すべし。



色欲の雜談禁之、況や淫行をや。風は、必心に依て顯れ、言は、心の聲なれば、恥を知るべし。

一。朋友の交り、一體の心を存し、其困窮を相救ひ、其業を相助けて、物我の私意に蔽れ便利にひかるゝ事なかれ若物我の意念發る時、一體の良知を味まし、同胞の親愛を亡す。魔障なりと、ふかく提撕警覺すべし。

一。朋友の交り、過を規し、善を勸るを以、眞實の親とす。過をみて規す事なく、善を知て勸めざるは、同志相切磋するの、本意にあらず。徒に其罪をとがめず、其是を規すに、和を以し、これを勸るに時を以てすべし。猥に語辨をなさざれ。議論稍不叶事あらば、虚にして自反せよ。夫、良知の愛敬は、萬物を以て一體とす、我手足破るゝ時は、是を治ること、かならず、平癒に至らざるは不止、人の心病を療するも、忠言以善導の意案をめぐらすべし。過を聞人も良薬口に苦きをいとせずして、病に利有事を樂むべし。過を規す人に向て、蓋藏して外に慎むは、たとへば病者の醫師に逢て、其病を隠すがごとし。心事光明にして内外無く、自心に恥て、念上に格し去るべし。

六、法古

已上

法古とは、古に法とる義なり。凡萬にわたつて、人の心の淳なるも、事の體の正敷も、古に及ぶ事はなし。古を捨てゝ今の事を用れば、事華美に流れ心とゞけて、風俗もこれよりみだるゝ物なり。凡、その事古を師とすれば、事の體正しくして、諸人上を敬ふ様になるべし。人主の國を治め給ふ事、古に法り給ふなくては、家を作るに石ずへなきに似て、成就して安全の所なかるべきなり。

○ 和氣郡井田村に、井田二箇所被仰付。則村名となり、上井・下井と呼ぶ。出來の後假御小屋を拵、公御覽被遊候由公、國中の淫祠を壞たせ給ひし時。安仁神社は、延喜式に載たり、先王の祀典にありとて、造營有り。夫より年ごとに御同姓の大夫に命じて、拜禮の事初れり。

○ 正保元年、東照宮御宮御造營、同三年丙戌より御祭禮の大禮年々行れしが、明曆二年丙申九月十七日より、流鏑馬十つがひを命せらる。いかなる人かいひ出けん、因幡にて、やぶさめは、伯樂のする事なりといふ説の行れし

を、百犬聲に吠るの習にて、口々に言ければ。これを聞召、諸士をめして、着座せしめ置せられ、公、御出上、泉治部左衛門卷臺に東鑑を載せ持出、鎌倉將軍の時、八幡宮の流鏑馬の規式姓名を高らかに讀、私黨の旗頭熊谷小次郎的持の役たる由に及びてやみ。公御入あれば、何も下城せり。是より彼伯樂の沙汰やみ、年々行はれける。

○ 寛文八年九月十七日、東照宮御祭禮。諸士甲冑にて供奉す。今年、眞田將監士大將にて、公の御前を過けるが、餘人は皆平伏しけるに、將監一人しかせざりしを、外より無禮なりといふ人の有しに。公、將監は軍禮を誰に學びけるや、介者不拜といふ事、周の世の古禮なりと、仰有けり。

率章錄 卷一終



# 率章錄

## 卷二

### 一、正義

正義は、義を正ふするなり。義とは勝手づくに成事を目に懸けず、當り前なる道を行ふて行事なり。義の反は、利なり。利とは勝手づくに能き事なり。義を正ふせんとするは、我勝手づくに能き事を思ふべからず。我事をばかへりみづして、人の方にくらしみあらん事を思ふべきなり。我勝手づくに、よき事をせんとすれば、義はたがふて、人のためには、あしき事必定なり。人主の勝手づくを思ひ給ふ様であれば、下々諸人の上難義になる事出来て、上を怨む心生じて、終は、上の勝手づくにもならずして、害となるべし。元より人主の御職、其勝手づくをもかへり見給はず、諸人の爲によき事を思召さざればならぬ事なれば彼の義を正ふし給ふは、人主道なり。

○ 俣野善内御勘定奉行を勤候時。諸方御藏米扶持方に相渡るを、毎月渡りにして相渡すなり。今一月はきみ、半多俵のはかり残り、御藏に残し候所、三年の間千俵程残り。此由を言上仕候に、御耳に達し、とかう不被仰。米をば善内へ被遣也。善内役義は御免被遊由にて、御勘定奉行御取上なされ候となり。

○ 河村與九郎御賄方相勤候時。前廉より勘定に不立物を吟味し、或は炭俵、或はけし炭などといふ物を、勘定に立候て、一年中に三百兩ほど、勘定の餘計出候時、是も言上仕候に、御耳に達し、とかう不被仰、其金子をば與九郎手前に御預け被遊候なり。同人役義は御免被遊由にて、御賄方御免なされしとなり。

○ 山川十郎左衛門、御小納戸を相勤、甚入御意、御重寶に思召、被召遣しが、十郎左衛門義貧者にて、度々御心付も被成下、漸々取續き勤しが、夫にても取續き仕兼。又或時、御直に御役介の事御願申せしかば、先得と考へ見可申、又頭共までも願出見申せと被遊御意候間、頭まで相願、御年寄ども承届、御親申候は、十郎左衛門義は格別御重寶に被思召、江戸などへも不被召連候御事、欠も多可有御座候間、御銀も外置を御離し、御借も可被下哉と申上し



に、公、我も左様に存候得共、自分重寶におもひ候は一分の事、家中の士共に對し候は、一統の事なり。士共の心持も違ふ事なれば、十郎左衛門一人に限り左様に得すまじく候間、在宅申付候間在中へ引込、隨分簡略いたし、何とぞ早く勝手相凌ぎ罷出奉公いたせと、申付候様、被仰出。

○ 或御目付へ、御書被成下、被仰聞候は、其方共、用老共が非なる事をば、終に我に告聞せず、其趣意は如何したる事にや。思ふに、彼等が職録の重きを恐るか、但し銘々の身爲にあしからん事をおもふかなり。左様成事ならば不忠の至なり、己後は無遠慮可申上との、御意なりしとなり。

○ 御麻上下をば一度づゝにて、御召下し被遊しとなり。御召被遊候時、前の御ひもを真結に被遊、其たれをば御小刀にて、ふつと御切捨被成しとなり。その御趣意、御祝義の御召物は、御古物を御用ひ不被遊との御事ならんか。

### 二、勸善

勸善とは、善を勸むるなり。善とは、親に孝あり、親族を大切にし、主人に忠あり、人を愛しめぐみ、又は能法を守り、身を慎しみ儉約質素なる類なり。善を勸むるとは、かやうなる善事ある者を褒美し給ひ、恩賞を施し給へば、初に此善事なきものも存付心出來て、又銘々に、か様なる善を行ふなり。國は風俗正しきを以て、善き國とす。世に善をするもの多ければ、風俗自ら正しくなるものなり。然れば、人主は、國中に善をする者の多からん様にし給ふ事肝要なり。然るに、易經にも、小人不見利不勸といふ事あり。末々の者は、上より善事をする者を褒美し恩賞を施し給ふ事なければ、善をする者出來ず。下々に善をする種をまき給ふは、褒美恩賞なり。

○ 或時、丹波守様無患子のしごく丸くして、緒メによろしきを、緒メに被成候て、さげさせ給ひしを御覽じて、扱よき緒メなり、所望し度由、被仰候得ば、畏候とて、直に御指上なされ候得ば、それ代りと被仰、御納戸より珊瑚珠の緒メを御取よせ進ぜられけり。其後又無患子の緒メを御さげ御出なされ候を御覽じて、又無患子をさげ給ひしが、さても澤山に所持かなと被仰し時、御用にして差上可申と被仰候得ば、いやいやとて御手をふりて、笑ひ給ひけるとなり。

○ 或時、御城にて、御並様方御列座にて、新太郎殿儒學尊信にて、士官はいふにおよばず、士民まで學問し、耕の暇田のあぜにて書を讀候由承り候、宜敷事とは申ながら、是は餘り成事にて候と御咄ありしを。池田何某様、遙の所にて聞せ給ひ、その御身の御格式にては、中々御出なされがたき場所なるを、御出被成候所、皆様、御存知なく、其元はと被仰ければ、私は何がしと申て、新太郎一類の者にて御座候、只今、新太郎義、兎や角、評判なされ候を承りつらく御座候間、右御評判御用捨被下候様にと御申被成候得ば、御尤に候、自分共もとより、新太郎殿御爲あしかれとけ不存候故、何も打寄り御噂申候と被仰しかば、左様にては可有御座候得ども、殿中の義にも候得ば、御斷申上候と、御申被成候故、皆々黙し給ひぬ。此事後に、公の御耳へ入、甚御満足し給ひけりとなり。其後、御同人様御長屋損じ居たるをしろしめされ、其元の長屋及破損けりとの給へば、左様にて候得共、當時力に及びかたく、打捨置候段被仰上しかば、用人共に相談し給へと被仰、早速普請なされ被進しとなり。其後御出の節、其元の鬢餘りに薄く候間、のこされ候て可然と被仰しかば、奉畏候段御答有りしが、其後御出の時御覽被成候所、甚厚く残り居給ひし故、夫はいかにと被仰しかば、残り候は御意故、如此に候と、御答有しを。それは又、一度に餘り成事なりと被仰けり。又或時、其元の脇さし餘り長く候、刀劍の義は、銘々存寄有之義に候得共、大躰にて宜可有之候、切被申よと被仰しかば、奉畏と御答有りしが、其後御出の節、脇さしの鑑を切、身を出して帶し給へり。是を御覽ありて、いかにと被仰ければ、急に似合敷物無御座候、併長きと被仰候故、其儘にて指候へば御意を背て候故、先々如斯仕り候と、仰られしかば、扱々と被仰、御脇さしを被進しとなり。

○ 何れの御時にや、江戸の殿中にて、御大名様方御祝を述給ひし事の有し時、公夏目長右衛門が箕方原にて、討死せずば、かゝる國家の泰平は候まじとありけるを。公儀執政の大臣達も、智者の御一言、徳川家に仕ふる士の節義を引立給ふと、いひ傳へ給ひけるとぞ。

○ 公、御隠居被遊候後、或時、山川十郎左衛門相話居申節、十郎左衛門へ御向ひ被遊、自分には最早隠居せし故、甘



き候に、其方は、同じ老人にて居ながら、その如く骨折なる勤を致し候事、笑止に思ひ候間、隠居申付るなり。扱其方は隠居付の者なる間、こゝにて直に申付るなり。悴に其方が知行貳百五拾石、無相違家督申付る筈なり。是は明日従表方可被申付と、被遊御意たり。十郎左衛門、難有奉存とて退出し、直に刺髪刺せり。其後十日餘り經て、御機嫌伺ひとして御前へ罷出しに、御覽被成、此間は遠々敷事なり。さて其方に無心成義あり、承りくわ申や否と御意有て、十郎左衛門奉畏候、仰までも無御座御事、私力に相叶申義に候はば、何にても、被仰付可被下候、命を指上御奉公申上度候得ば、何か御違背可申上やと、申上候得ば、いや、命など捨申義には無く、夫よりは安き事に候へども、大に無心におもひ候なり、其方隠居申付候も己後、納戸用向、殊外指支へこまる故、何卒其方又罷出先役相勤くれ可申や、此間にも申付度おもひ候得共、折角隠居致させ候に、餘り間も無之に付、せめて十日計にても相待可申と思ひ、此節迄漸々相待しなりと、御意、十郎左衛門奉畏候難有仕合奉存候。併、か様成刺髪の體、御役相勤申候義如何と奉存候由奉窺候得ば、少しも不苦事なり、罷出可相勤候。扱其方此間まで相勤候分は隠居切にて、已に家督は悴へ申付しなり。其方へは又新規に知行百石遣すなり。此度再勤申付候へば、又別に家を立候て能候へば、次男何某を嫡子に願可申候との御意にて、次男を嫡子に被仰付候なり。今金左衛門家は、之次男の家にて、則百石の跡式なり。十郎左衛門家は養子に付、貳百五拾石の内百石御減被成、今百五拾石也。

一説に十郎左衛門隠居被仰付候て後、懇と御召被成、其方隠居の身なれども、存寄有之間、留主居役申付るなり。因、之別に五斗俵にて五拾俵遣候間、外に又跡式申付候と御意有之候得ば、十郎左衛門難有奉存候、私儀年寄老衰仕隠居も被仰付候得と、何ぞの時は罷出、せめて、堀中の御埋草にも相成度奉存候得共、左様なる御大役の事は、何とも無心元、得相勤中間敷候間、御斷申上候由申候へば、重て、此度の存寄は外の事にはなし、其方祖父何某も關ヶ原にて勇々敷働ども有之。父何某は大坂御陣の時、武藏守様御馬迫りに居申せしが、御鐵砲御搏遊ばせしに、敵にあたり不申を見て、能御待合せ被成ぢ、があたまのわれ候を、御相圖に被成御搏候へと申上候由、先祖共その通に武功有之者に候。然るに其方も先祖に不相劣器量ある者に候所、一生の間鐵砲も預けず、其段殘多おもひし間、此度の様に申付るなりと、達て御意有之ば、十郎左衛門奉畏候て、隠居の身、殊に

老衰にて續持候事難叶候間、御願申長刀を爲持三年相勤申候後、御役御斷申上候得ば、其方相懇早斷を申かくと計氣遣候所、當年迄相勤候事大慶に思候、願の通に申付るなり、且茶代として貳拾表被下候との被仰付なり。十郎左衛門私儀兩家迄、相續被仰付候得ば、一日づつ參居申候ても自由成暮しも相成申候、右御茶代は御斷申上候由申候得共、達て被仰付拜領仕候となり。

○ 備中大島村の内、柴木の甚介が、孝心厚きに付、爲御褒美、作り來りの田畑子孫まで、永く租税をゆるし給ひ、御感の御判物を被下。其文に曰、

備中國淺口郡大島柴木村内抱分、田方三反、畠二反、都合五反、依レ感レ有レ孝弟之行、永代與レ之。素僻地之民雖レ不知レ有レ孝悌之教、誠天質之靈妙也哉、郡中皆至レ稱レ其美、是又天之靈也、故以レ天祿賞レ之者也。

承應三年十二月十三日

御判

柴木村甚介へ

○ 邑久郡福岡村實教寺の住職、是要と申出家、殊外慈悲善根深く、人の難儀を救ひ、奇特成事ども多かりしとなり。往還筋旅行の者ども、老幼と申か、足不自由と申かにて、しかも、貧窮にて、駕籠などやとひ乗り申事も、成不申者ある事を不便に思ひ、駕籠を拵へ、相肩をやとひ、往還筋へ出申候て、老幼、或は足不自由成もの、貧窮にして駕籠を得やとひのり申事ならぬものを、自身に是をかき候て送り遣はせしなどいふ事どもありしとなり。是等の慈悲善根、達御耳、御褒美被下、御判物相添。其御判物の御文に曰、

夫大慈者、諸佛之本心也。棄捨濟度者、如來之德行也。布レ之名、妙法、覺レ之號、妙覺。修レ之謂、淨業。寫レ之爲、妙典。干レ茲我備前邑久郡福岡村實教寺是要、素有レ慈眼、視レ衆生、好レ布施、而救レ若厄、嗚呼、庶レ幾修レ大乘之妙法、而行レ中無緣之慈、上者乎、可レ謂眞學、佛之徒也、是以頗雖レ有レ季レ于閭里、然實知レ其人、者鮮矣。惟天不レ蔽、頃有レ乞者、來而詳レ顯其誠、也。予於是驚歎深感、之、故以レ米五斛、每歲、供レ養于當住持之慈心、以奉レ行于天之明命、者也。

率章錄



承應三年十二月十三日 御判

○和氣郡八木村の神職八木左衛門孝心なるに付、御褒美被下候節、御判物あり。其御文に曰、  
 備前國和氣郡八木村之土民、淨慶有<sub>二</sub>孝行之聞、亦能刊<sub>一</sub>石造佛像、其巧甚妙。予祖父相公感<sub>二</sub>彼孝行、免<sub>一</sub>其家  
 年貢課役、以養<sub>二</sub>父母、相公辭世之後、淨慶悲歎之餘、自造相公之石像、朝夕禮拜。有<sub>二</sub>子二人、命<sub>一</sub>彼等曰、我蒙  
 國主之恩、最深厚、汝等爲<sub>二</sub>僧守<sub>一</sub>護此石像、是我所願也。二人之子、卽剃髮爲<sub>二</sub>僧、淨慶已死、長子亦號<sub>二</sub>淨慶  
 能守<sub>一</sub>護石像、亦事<sub>二</sub>母孝、年久予彼等爲<sub>二</sub>出家之身、而無<sub>一</sub>子孫之相續、竊召<sub>二</sub>彼等、爲<sub>一</sub>告之曰、祖父相公、免<sub>二</sub>  
 汝年貢課役、依<sub>一</sub>有<sub>二</sub>孝行之譽、也。然今汝等爲<sub>二</sub>僧無<sub>一</sub>子、是不孝之第一也、況又汝等死後無<sub>二</sub>子孫之守<sub>一</sub>護石像、  
 者乎、願改還俗、子子孫孫、永守<sub>二</sub>護石像、誠可<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>達<sub>一</sub>父之本意、歟。淨慶大悔、前非<sub>一</sub>曰、忝承<sub>二</sub>君命、嗚呼復善  
 之速而有<sub>二</sub>忠有<sub>一</sub>孝、不可<sub>一</sub>不加<sub>二</sub>褒賞、依<sub>一</sub>令<sub>二</sub>淨慶還俗、號<sub>一</sub>八木左衛門後善、又舊地六石餘之上、加增十三石餘  
 前後之高都合貳拾石、永可<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>神像之祭田<sub>一</sub>者也。

萬治三年十月二十五日

國司御名御判

○柴木村甚介孝心なるに付、御褒美被下候時、甚介が隣家の民一人、是をうらやみ、俄に甚介に似せて孝養しけれ  
 ば、召して、御褒美を被下。其賢なる事を申上げれば、公の給はく、にせにてもくるしからず、隨分孝を似せよとの  
 御意あり。人の善を取給ふ事かくのごとし。常に御儉約嚴なれども、善を賞し民を恵み給ふ事のごときは、御いと  
 ひあそばされず。

○寛文六年七月十六日、夫々の者善事ある者に、御褒美被下候事あり。其品如左。

牛窓 末廣生安

一 醫術精入、又數年令勤學昌御感に思召候、彌所のたすけに成候様に思召、それ故御扶持拾人被下候、自今以後  
 醫術精出し、學問隨分根に入可相勤。

庄屋 三平

一 三平父治郎大夫所を能治、三平又其職に不懈、學を起し候條、御滿悅なり。彌學術根本に心を入無懈怠可相勤  
 者なり。

井上與左衛門

一 勤學講書神道の興起を希て、奇特に候間、彌無懈怠、牛窓の民俗を善にすましむべし。社領印に致可與。

安左衛門

一 所々仕置を助、すなをに數年相勤、其上志有之由、御満足に被思召候、彌無懈怠可相勤。

傳三郎

一 學問相勤、そしりをかへりみず、兄その和に感じて祭を仕候由、奇特被思召候。

治左衛門

一 速に非を改て儒に歸し、弟に家を譲り善に移りし由、御大悅に被思召候。愈相勤可申候。

清兵衛

一 數年學に志有、商人の仕様、直に人を不欺候由、奇特に思召候。

甚左衛門

一 母を能養ひ、兄弟和睦し、夫婦和して、女房能姑に事へ、色々善行有之由、御感に被思召候。

六右衛門妻

一 夫の子なきを悲み、身を捨て夫を思ふ由、御感に被思召候。

喜兵衛

一 人柄正直にして無慾に、理非を能辨、善行色々有之由、御感に思召候。彌可相勤。

多左衛門



一 學術を存入、姑妻善に引入、職を能勤、學問に不懈候由、御感に思召候彌不可怠。

小左衛門女

一 氣違し夫を養ふ事始にたかはず、其裁判すなを、御感思召候。

長左衛門

一 數年善行色々、御感に思召候。愈不怠可相勤。

庄屋 六左衛門

一 久敷儒學を勤、學術の實を探て外に不移、其友も又夫に順ひ、又公用に心を究して私なく、片上の仕置をすなほに仕條、御感に思召候。彌無懈怠可相勤候也。ある時服二つ被下、又賣拂ふ所の田地、つぐのひ取て被下候也。

右 同人妻

一 父家の富貴を忘れ、夫に順て身を賤鄙に捨て、家業不懈段、奇特至思召候。銀子壹枚被下候。

隼人

一 神職に心を入、朝夕參詣不怠、正直を吉とする條、神慮に相叶候。御感に思召候。依之悴を樂人に被召仕候。

太郎左衛門

一 儒學を心に守、理直なるを旨として勤仕不懈條、御感に被思召候。彌以不懈、時服一つ被下候。

善兵衛

一 右同斷。

新左衛門

一 理直なるを旨として至老年公用不怠條、御感に思召候。又は老て無子年を不便に思召、米二表被下候。

小岸惣右衛門召仕たけ

一 母一女にして母老養の志深く、孝のために不嫁、仕途に身を捨て、主の事をゆるかせにせず、一飯一衣をも母

へ分、又其孝近國にあらはるゝたけが志御感被成候。又其寄所なきを千万不便に思召候、依て母に麥五俵、毎年被下、又たけが嫁求よと奉行に被付仰なり。

庄屋 甚右衛門

一 かまびすしき民家に有りて、其風に不染、自立して、直を旨として公用に心を懸し候條、御感に被思召候。時服一つ被下候。

庄屋 市兵衛

一 老母多年中風を煩候所、常々側をはなれず、母も又、衣食湯藥、市兵衛にあらざれば不請、家富といへども、看病の間馬屋圓並錢三貫文被下候也。

右之條々 寛文六年七月十六日

### 三、學能

學能は、能を擧るなり。能とは才あつて事を仕兼ず、藝術あつて、其業に妙なる類なり。能を擧るとは、か様なる能ある者を拾給はずして、其職に置給へば、其職事、能辨せられて、滞事なく、其職に居て、其業に妙を得たる者多きは、國の光にして、國勢も、堅固になる助ともなるべし。人主は、其下に才あつて事を仕兼ず、藝あつて其業に妙なる者を拾給はず、それをすゝめて、其職に置給へば、人々はげむ心を生じ、其業々に鍛練の功を積で、國中に其妙を得たる者多くなつて、其職に置給ふもの乏からず。國の光、隣國え耀きて、國勢張て堅固になるべし。

○ 或時御涼所へ御出、一森彦右衛門・菅八内に明現の山を馬にて乗あげ乗下すべしと被付仰。兩人無甲乙仕たり。公御覽御賞し、また川入を御覽可被成旨被仰出けり。此時八内は水鍊のころなき故に、少しおとれりといへり。然共、兩人共やすやすとおよがせて、向の河原にあがれば、御徒兩人へ向の河原へ參り、兩人又々渡り歸り候様申聞と被仰ければ、頓ておよぎ參り、御意の趣申傳、何も罷歸れば、御満足の事となり。



○ 谷田嘉介浪人にて、江戸に在ける時、御家へも御出入をしけり。或時御馬役も乗得ざる御馬有けるを、嘉介のせて見よと、御意ありし故、呼に遣し、御意の趣申聞候得ば、奉畏候、併四五日以後に乘可申由、此段被仰上候様といふ。それより三日の内と哉ん、其御馬の前にて様子を得と見すまし、扱、乗可申段申上、乗たり。持道を三四へん乗り、のりに移しけり。御前に、菅八内有りけるが、八内あの足はと、御意有しかば、おろしと相見へ候段申上るを、嘉介聞て、御前ながら、八内おろしとは奇特なりと云。暫して、公、浮足ならんと、仰ければ、途中にて馬より下り、兼て藝を能御覽被遊候とは奉傳承候得共、乍恐、此足を浮足と御覽可被遊とは不奉存候に、御目利の程奉驚入候、中々江戸中に覺無御座と申上て、又乗けり。後外より四百石にて被招、御家よりは、貳百石にて被召候得共、知行はすくなくとも、目の明たる旦那にあらざれば、面白からずとて、御家へ出けり。

○ 半田山御鹿狩の節、勢子を三面に御立、一方網の手の外へぬけ候は、天命未來らされば其儘にぬかせ、左様な猪搏候事を、御禁じ被成けるは、三驅前禽の、御趣意なりけり。其上御家中持道具書出し候處、鐵砲の分は、から筒と被仰出し。其後、御家中役儀の外は、皆鍵弓計持參せり。この御趣意有ける故、皆鍵弓計の働なりけれども、ぬけ猪は唯三疋に不出りしが、一ヶ所勢子の間ぬけ候所有之候時、郷司七右衛門・青地三之丞を被遣けるが、兩人參候ては、一疋もぬかさざりし。若一疋にてもぬけ候は、兩人とも切腹の覺悟なるよし。又草のかけに鹿一疋臥して、兩眼ばかり見へ候を、梶田喜八郎・青地三之丞兩人に被仰付、矢玉一度に發し、まいたまいたと、互に聲をかけ争てやまず。公聞しめし、今あらそふ事なかれ、矢目にて、事分るゝなり。それ取來れと有し故、彼の猪を持ち來りしを、御覽ぜらるゝに、矢玉、兩眼に中れり。公賞し給ひ、召たる御羽織を三之丞に被下、御挾箱なる御羽織を喜八郎に被遣、鐵砲だきこれにて致堪忍候へと、御意。三之丞へ被下候御羽織は、御陣羽織にてありしにや。

○ 公、下濃彌五左衛門を召して、池田伊賀を以て櫛外記に預けし弓足輕の中拾人、彌五左衛門に預くべしと、命ぜさせ給ひしに。彌五左衛門承り、新に御預被下候半には、拾人はさて置、一人なりとも難有と申べし、外記が中を分けて御預被下候は、遙に外記に劣れる事明なり、軍旅の事、外記が下に立べき身にあらすと申。伊賀側に有ける御

横目の高木左近右衛門に向つて、只今、下濃が言尤なれども、先仰を奉じて後こそといひもあへぬに、左近右衛門いや彌五左衛門が言道理に候と、詞すくなにてとりあはず。伊賀やむ事を得ずして、御前に參り、いまだ申出さるに公御明敏ゆへ、はやく察し給ひ、彌五左衛門いかにいひたるやと仰ありければ、さればかく申て候と申す。公笑はせ給ひ、鐵砲足輕貳拾人預けよと、仰ありけり。

○ 又誰にてかありけん、御長柄拾人を御預け被成候に、中々御長柄を司るべき身に非ず、右不肖なるをしつて、命を奉ずるは君を欺くなりと申す。しゆれども聞ざりしかば、公彼には、程なく鐵砲を預候べし、先長柄を強て預けよと、仰あり。伊賀出ですゝむれども、高木左近右衛門側より我心に能すまじき事と知りたるに、君命なればとてろくべきやといふ。伊賀又かく申せば、即御鐵砲を預給へり。

○ 公平生武藝を勵むるため、御家中の鍵太刀何れも、流儀を書出し師の姓名を記す。落合彌左衛門といふ浪客、鍵を傳へて弟子多し。落合は浪人たる故、門弟の内、高弟の者、落合流と書出し、その跡に御家中の姓名を列記す。公仰には、落合流といふ流儀正に聞及ず、誰が傳へたるぞと、御尋ね被遊候へば、則落合彌左衛門といふ浪人の傳受に候と申上る。公聞召、夫は我一分の満足なり。家中の壯年の者、武を專とす、と傳へ聞て、他國より集り來る事幸甚し、此旨可申聞候と仰られ。それ故落合も御許有て、御庭に出で其藝を御覽有。弟子多從學する爲なれば召抱よと仰出され、祿二百石を與へられ、池田伊賀を召され、此度落合を扶持する事、數代の家士の内にも數流の士多きに浪人を呼出すと不審するものあらん、しからず武術はおのれおのが、死生存亡、一所懸命の時に至て、用ふるものゝ儀なれば、少も心に不應の流儀は、習熟するとも無益の事故、好所に不拘落合が流儀も面白おもふ所有之、家中の若輩も弟子多し、然らば此者への爲なれば、譜代の師ばかりにては不足故、是を以扶助するぞ、此旨を譜代の師たる者にいゝまかすべし、と被仰けり。

○ 永田孫右衛門といふ射術の者を召抱らる。尤妙を得て、左にても射、右にても射、後向起臥にも射、百發百中、類ひ希なりと稱す。孫右衛門奉仕するの砌、御鷹野の御供にあり。道の深田の側、雁一連居たり。御輿を居へさせられ



孫右衛門を召、あれを射よと被仰。孫右衛門畏候とて、矢を持って寄る。御輿の内より御覽あり、鳥の寄様悪し、雁は可立と被仰。扈從の士も、初ての御覽に、氣の毒なる寄様なりと、汗を握つて見物す、雁は如案羽づくろいして、はたはたと立上る。一間ばかり立上りたるを射落したり。取歸て献之。能射たりとの、仰にて、鳥の不立内は、何とて射ざりしぞと仰られければ、孫右衛門其儀は已に寄り候節、御輿の内より、寄様あしく鳥は可立と、御意被遊しを承候故、立ざる内に射候ては、御前の御意に違候得ば、態と立せてと申。大きに御感有りけり。

率章録 卷二終

率章録 卷三

一、施教

施教とは、教を施す義なり。教とは、下へ法令を示し、訓戒を垂れて、善に導く事なり。人主を、古は君師と稱せしは、人の君たる御身は、其職は、人の長として民を鎮め、其道は人の師として、民を善にし給ふ故なり。此心を以てみれば、人主たる人の上にあらず、人を使ひ給ふ事のみが其職にあらず。能、御身を修め、能御家を治め給ひて、人の師となり給ひて、人歸服する心を起しつ、法令を示し訓戒をたれて、下を善に導き給ふ事に御心を厚く用ひ給ふべき事なり。

○ 信濃守様御同道にて、江戸往來被成候節、御同人様、天鵝絨の御傘袋を持せられしを見させ給ひ、大國を領する人のからかさや、珍敷事見たと、仰有りければ、其夜卒に障泥を切て縫合せて、御傘袋となし給ひけるとなり

○ 或時御側の者へ、汝等をみるに、衣服に定紋を不附しては、不叶様に覺ゆるとみへたり。紋は何にても濟みたる事なり。又或は懸物の類、家の者の書たるにあらざれば用ひざり、是皆心得違なり。能分限をしれと御意なり。

○ 信濃守様御次男様にて御座候時、御茶をとらせ給ひしに、池田伊賀見請申候て、あなた、様方御茶取上られ申は、餘り御輕き事と奉存由申上しかば、公御意には、あれらが様成輕き者は、あの通りの事いたさせ候が宜敷と、被仰しとなり。伊賀を御仰へ被遊し、御心にもありてにや。

○ 御野廻り被遊し時、何れの川にての事にや、淵ありし所に、石黒後藤兵衛に被仰付、其淵を能のぞき見申せと御意あり、後藤兵衛とくとのぞき見申候て、能見申候得ども、淵の底殊外深く御座候得ば、見へ不申候と申上しかば、公御意には、さればこそ能心得候へ、士たる者の心掛も左様にこそあるべき事なりと被仰聞。

○ 或時御用老中と御密談の時、御茶取の子共、御障子越に立聞をせしかば、其後其者ひとり、御召、其方は盜を仕、二字不届に思ふなりと被仰。御茶取の子共御答に、私共一字て左様の覺へ無御座候、若々左様成事も不覺仕候はば



切腹にても仕度奉存候。其盗申候品被仰聞被下候はば、難有可奉存旨申上候へば。又、御意には、其方密談の事を、盗聞をしたるにはなきか、物こそとられ盗たるは同じ理なり。士の子共として、左様成不法仕候事、大に不届なり。子共の事故に不便に思ふ間、人の聞ざる所にてしかなるなり。以後屹慎しめと被仰聞。

○ 或時御野廻りの節、御草鞋の御紐長ふして御邪魔に相成しゆへ、御供に鹽見玄三罷有しが、玄三へ被仰付、此草鞋の紐を少しきれと御意あり。玄三畏候とて、脇ざしの小刀を抜、それをきらんとせしに、其小刀にて草鞋の紐など切は勿體なし、此にて切れと被仰候て、御小刀を、御拔被遣、玄三此にて切しなり。件の玄三小刀は、金の裏ぐくみの柄ゆへ、如此御意被成しなり。公の御小刀の御柄は、裏ぐくみなき赤銅の、少し彫物したる御柄にてありしとなり。玄三、此事を甚恥入、人に語りしは、惣じて小刀などは、物の入用を叶へん爲にてこそあれ、加様な物を指居て、肝心の御用を欠しは、口惜き事なりといひけり。其後その小刀をば、一生に指ざりしとなり。

○ 或時何國よりか、法橋何某と繪師岡山へ來り。繪を書、世に廣めんとす。近臣の者、彼が繪を以御覽に入しに、公御覽ましまして、此繪さして賞翫すべきほどの物にあらずと被遊御意候て御吹調の御氣式もみへさせ給はず。公左様の御様子故、世上に誰一人として、徒法橋が繪を賞翫して、所望などする者もなければ、早々法橋は岡山を立去りけり。其後凡四五十日餘程經て、公、彼法橋が繪を御覽に入し近臣に向せ給ひて、先日繪師の法橋はいかがしたるや、やはり當所に居や否と問せ給ひけるに。其者その繪師は、早々御當所を立去り申せし由、御返答申上しかば。其時の御意には、彼法橋は、當世、又かれほどの上手の繪師あるべきともみへず、見事なる繪なり。其方が余に彼が繪をみせし時に、余賞翫せば、當世の風儀の事なれば、我もくく繪をかゝせ、華美の長せんもいやなれば先日のごとくにはいひしなりと、被仰けり。

○ 或時蓮昌寺へ御成被遊候時、住持御馳走に、豆腐をくだき山梔子の汁をかけ、鶏の卵のふはふはの様仕候て、指上候へば。一寸御覽被成、御手をふらせ給ひ、いやくと被仰、今日は精進日なりと被遊御意候て、不被召上。御側の者、是は豆腐にて仕候物に候と申上候へば、夫にてもいやと被仰候て、始終御上り不被成。扱跡にて御意被遊しは、余も豆腐といふ事は、とくよりしりたり、しかし、ふはくかに致し候へば、ふはくのかたちあり、寺にては不似合事なりと被仰たり。

二、仁惠

仁惠は、仁あつて下を恵み給ふ義なり。古の教に、人主を民之父母といひしは、人の父母といふ物は、其子を思ふ事深くして、ただ假初の事をも、その子の善からん様になし、其爲の善からぬ事をせず。一時として、其子の爲を忘れず、然るゆへに、其子を養育せぬ親といふ者はなし。人主の國をたもち給ふ其御職は、民の父母となりて、下を養育し給ふ道は、仁の心をわすれ給はずして、恵となる事を施し給ふ事なくては成がたし。

○ 公宣く、國主と成ては、一國の人民は上より御預被成置るゝなり。故に其國の家老と諸士は、主人を助て國中の民を安ぜん事を思ふべし、國民の安ずると安ぜんとは、只我一人に係るなれば、國民を能養ふは、上への我忠義第一なりと思ふなり。されば、若何事ぞあらん時は、忠節をはげまんとおもふはあれども、常に我國民を撫育するに忠ある事をする人なきか。

○ 或年御家中の者數人、不意に江戸へ被遣候事あり。發足の二日前、爲御暇乞御目見被仰付、その明けの日又登城被仰出。右の者何をか被仰付やと不審に存罷出し所。被仰出は明日發足といひ付候得共、明日は四箇の悪日なり、公儀の事にて、我等共が發足の時は無是非事なり。今度は、我等存寄次第なれば、發足を一日延遣すべきなり。各共一年も相詰る事なれば、あしき日に發足仕候は、嗚、家内の者も心にかげんとおもふなり。右故御延被下との被仰出なり。何も感涙仕候て下城せり。

三、恤窮

恤窮は、窮を恤む義なり。窮とは、困窮したる民の事なり。恤とは、心付をする事なり。人の困窮を見ては、隣り故、舊の内の人



の上をも捨置がたく、己が力のおよばんだけは、これを救ふべき道理なり。況や又人主は民の父母となり給ふ御事なれば、其子の困窮するをみ給ひては、捨置給ふはづにてなければ、其財へ給ふ金銀米穀をも惜給ふ御心なくこれを散じて民の間へ施し給ひて、其難を救ひ給ふべき事なり。

○ 或時の被仰出に、僧法師の内、老人或は病者不才文盲なる輩は、取分て不便の事なり。彼等非を知て正しきに歸せんとおもふ者あらば、早々俗にかへすべし。必しゆる事なかれ。

○ 或郡醫者として、在中の療治をする者を、遠在に御指置被成候事。公御世に初て被仰付。

○ 承應三年甲午秋、備前洪水古今の大水にて、御城内二の御丸迄水溢る、御國中の破損田畑の損亡いふ計なし。依之庫廩をひらきて御救ひ有由被仰出、熊澤助右衛門これを司る。米穀、黄金三萬兩におよぶといへども、未滿ざるによつて、公儀へ御拜借あつて、又三萬兩を以て取計ひける程に、悉く御助成濟けり。御役人の中に是を評して曰さのみいたみに不<sub>二</sub>不明<sub>一</sub>ものも、一同の御救ひを蒙るあり、されば綿<sub>三</sub>蜜<sub>三</sub>不明<sub>三</sub>さるに似たり。公被開召ての給<sub>三</sub>不明<sub>三</sub>からじ、如此の大變に臨で、其儀を計る時は事遅に及で、窮難身に迫る者其中に幾許あらん、ただはやく助け救ふにはしかずとなり。去程に田畑修理し、耕耘の手立十分に至つて、翌年の作も常に倍し、六萬兩は忽御藏へ歸りけると明君の御下知、智者の謀、凡慮のおよぶ所にあらず。一説に右洪水の節、百姓の艱難、中々いふ計なき事なり。公御藏米を余が政事の不善なるに依て、天の戒給ふなるべし。罪なき百姓のこの災にかゝる事、かなしむに餘り有とて、枕食更に安させ給はざりしかば、熊澤助右衛門御前へ出で、此事を議しけるが、臣に一つ策の候、江戸に參、天樹院様になげき申なば、捨置せ給ふべきにあらずとて、頓て直に備前を立て江戸へ參り、かくと申せしかば、天樹院様より上様へこはせ給ひ、黄金四萬兩貸賜りしかば、是を錢にかへて御國中にわかちあたへ給へり。

○ 社倉米といふ事、公被仰付候て、御國に出來せり。其元は正しからぬ社を、悉くこぼつて、一社に集め、寄宮と號し其古地田畑に作れる米穀を、別に收めさせて、少しの利息を加へ民に貸<sub>二</sub>貸<sub>一</sub>。是常に窮民の助け給へるの一つ、又年々増益する故に、凶年飢歳の御手當になれり。是宋朝の朱文公の社倉に效ひ給ひし、被思召付となり。

四、愛士

愛士とは、士を愛する義なり。愛するとは、大切にする心なり。士は、格祿ある家に生れ、其心に義理を辨へ、藝術を鍛練して、治世にしては官職を勤め、君を助けて民を治め、亂世に及べば、矢石の難を避けず、命を君に奉る。此等の事、庶人のする事あたはざる事なり。士はただ一人たりとても、俄に得べき物にあらず、故に人主士をあしらひ給ふ御心も、庶人に異ならずんばあるべからず。

○ 青地善左衛門鐵砲殺生を好み、暇日には、必僕に筒を持せ出遊びけり。一日備中松島邊へ殺生に出けるが、得物少く、黄昏に御野郡今村邊へ歸りしに、折節田面に鴻雁あまた居たりしを見て、僕に持せける鐵砲おこせとて、取てねらひけるに、火繩のはせて有とは思ひもよらず、目當のりければ、引おとしけるに、あやまたずひしくひ二羽つなぎに搏ける。おもひよらず驚入て、此御留場にて鳥搏べきとて、鐵砲を乞しにあらぬに、火繩をはせし段いかがしたる事やと、僕をしかりければ、僕は御留場といふ事は不存、鐵砲をこせと仰候へば、鳥御搏被成事と心得口薬も改め、火繩もはせて、例の通りに渡し參らせ候なりといふと。かくなつて此上はせん方なし、あの雁取て參れとて取寄せ、又鐵砲も鳥も僕に持せ歸らんとする所へ、御鳥見の者馳來り、何人にて、かゝる不埒候やと咎むれば、有の儘に語り、誤入候得ば、歸候て早速申上、いか様とも御成敗を待候心得の旨のべければ。夫はともかくも、何分御法に候間、右の鐵砲並鳥御渡し候様にと申ければ。いやそれは存もよらぬ事、成申間敷と申に付、互に言葉もあらく成、御鳥見も是非なく、家來の持たる鐵砲をとらんとしける程に、善左衛門拔討に、彼御鳥見を討果しけり。夫より指急ぎ岡山へ歸り、早速頭へ參り、右の段々申達候處、とかう可申様も無之事共、先、指控居られ候様にと申。直に御年寄共へ參り、申達し候へば、夜中ながら明日迄は延がたしとて、直に登城。右の様子、委細に申上候所、是は急に下知も致しがたき事なれば、明日の沙汰に可致とて、御聞込被成候て、御年寄どもをば御下被成候由。扱翌日も、又翌日も、何の御沙汰もなく、五日目に、彼御年寄罷出、頃日の善左衛門義は、如何可被仰付やと、御尋有ければ。されば其義にて候、色々相考申候得共、如何様に被仰付候て可宜哉。未存寄付申候と、申上候得ば。其時に被遊御意は、あやまちながら鳥を搏たるは不埒にも候得共、鳥見を切しは、我側に近く召仕候て、兼て目がね



に違無之様に存候、然ば目金に違候者と、一樣には參間敷候へば、各にも爰に了簡有之、我目がねに合たる所に宥免候て、此度の罪は指免度候間、左様に心得被申候へと、被仰に付、御意の上は兎角可申様無之候、仰の通、鐵砲は渡され間敷候者カ、無是非右の通に致し候ものと被存候、左候はば、御免のよし可申間候と申候得ば、呼寄直にいひ聞すべしと御意にて、則善左衛門を被爲召候て、御前に罷出候所、扱々不埒の義は致し候。しかし鳥見に鐵砲をとられ候はば、無是非切服申付べく處、兼て身が目金にはづれざる致方故、留場の定に背き候咎も指免候間、只今迄の通相勤候様にと被仰渡。さて御家中へは、留場の義向後堅相守可候旨、たとひ善左衛門がごときの過有之共、聞届申間敷候旨、吃と相觸候様にと、御年寄どもへ被仰渡候由。則、何も退出せんとする時、善左衛門に、扱右の雁は如何仕たると御尋有之ければ、切服間も無之と存、此間に二羽とも料理仕給候旨申上ければ、何様相應と被仰、御笑ひ被成候となり。

○ 或者御使者に行、御口上申入て後、床に楠多門兵衛の繪ありけるをながめ入て居けるに。御取次出候て、御家名今一應と申、與風取込て楠多門兵衛と申。其後彼御先方様より、此段如何にしても、古の名將の名を其儘に附候事定て御心も付御了簡も有之候や、先は遠慮も可有之事と御噂ありけり。公御返答に、左様の者は手前には無之候、定て楠田紋兵衛事にて候半哉と被仰遣。扱々度法もなき事を申候と、被遊御笑ひ事濟しとなり。

○ 渡邊多左衛門と申者渡邊武介の先祖なり。或時御參府の御供せしに、御道中某の所にて、公先年大猷院様御上洛の節、此所にて、か様の事ありき。其時の事、誰かおぼへたるものあらんと、御見まはし被成候て、多左衛門おぼへ可居、尋參れと御意ありし故、多左衛門にかくと申せば、存不申と申す。其段申上れば、いやその時供したり、考見よと、再び御尋ありければ、不平の顔色にて、不存と申故、又如前言上すれば、其通にて止たまひ。江戸へ着せ給ひ、早速御年寄どもへ御談し、新知百五十石被遣、無別條供可仕哉否の事、扱々氣づかひ致し候、今迄、知行延引の義、我過なりと、の給ひし。又或人多左衛門に、いかがして不申上やと問しかば、その時御供にありし者、誰か一人、我つらの者あるや。何の面目ありて、可申上やと、いいしとぞ。

○ 山内權左衛門初百五十石取、數年勤役の内御加増可被遣思召候得共、御趣意有之、最後に一度に三百五拾石取、權左衛門御次の間へ立候節。此者前廉より加増可遣候處、彼生質(性)にては、若奢り出家をも滅し可申かと存知控置候得共、最早あの年來にては、其氣遣もあるまじくとおもひ、數年の勤勞により、此度如斯申付候と御意被遊しかば、別て有がたかり、感涙に堪ざりしなりとなり。

○ 高木左近右衛門、御使番なりし時、御城の東北川を隔て、小性町(姓)といふ所の竹林に鴨多かりしを、家來をやりとらせたり。公御覽ありて、禁制の竹林に網を張る事や有と仰有。此時當番なりけるが、是を聞さらば家來は死刑なるべし、我も腹切べし、戰場にて討死すべき士を、小鳥にかへ給ふは、殿様の過なりといひしを、公聞召、笑はせ給ひて、扱やみ給ひけり。

○ 御意被成候事あり。惣じて人の噂をするに、何某は或は律義には候得共、或は酒をたべ、或は色にふけり候などいふは悪し。同じ事ながら、何某は、或は酒をたべ、或は色にふけり候得共、律義に候などいへば、人がすたらぬと被仰しとなり。

○ 青池三之丞射藝の妙を得たるといふ程の者なり。寒中に的を射けるに、公御覽じて三之丞が放れけふは見苦しきはいかなる事と問せ給ふに。歳暮の近く、勝手の殊の外にあしく候と申ければ、公笑はせ給ひ銀子を給りけり。

五、寛容

寛容は、其心寛厚にして物を受容れて堪忍する義なり。論語に在チ上ニシ不レ寛ナラ何ヲ以テ觀レ之ヲ哉と説けり。上に居給ふ御人は、其御心寛厚にして、堪忍ふかくましますさざれば、下あやぶみうたがふ心あつて、銘々の心を打明ずして、忠言をのべず。事を勤むるに、己が力をつくさず。故に其性直なる者はいみ悪まれて、進む事を得ぬ様になりはて、末は國勢もおとろへ弱くなるなり。人主は寛容にまします時は、國に善士忠臣のおよく成て、用にたつもの乏からじ。

○ 公御國にて朝御膳召上候節は、御番頭一人・御物頭一人御相伴也。極て家内の安否、相組の安否を、御尋被遊。夫



より先祖の軍功など尋給ふ。毎朝兩人づゝ、廻り〱被仰付、中にも眞田將監別して切に召て、毎度御せり合被成候由。一説に、眞田將監毎朝御相伴に罷出、きびしく御せり合申上、折によつては、御機嫌を損じ、退くと被仰。將監もむくと立候由。下城する様の事度々あり。左様の時は、翌日指控に出ざりければ、將監は不出やと御尋あるゆへ、申遣候得ば、罷出、昨日にもこりず、又々御せり合申上候由。將監常々申けるは、殿様は威高にてと申けるとなり。公の御様子甚下ちかき御事なりしに、かく申せしは、亂世へ未問なき節の風なる故にや。

○ 若松市郎兵衛・草加五郎右衛門二人は、大坂にて木村長門守重盛に屬し、鳴野に戦功ありしかば、御知行を被下召出されぬ。其前、齋藤加右衛門も木村に屬して、戦功ありしかば、召出されしが、三人武功を論じて、先陣の前後を争ひ、公事に及びしかば、御判断被成下、加右衛門が先陣せし事分明なりといへども、木村が感状御座候とて出しけるに、木村は、實に其時感状をあたへられざるにより、加右衛門が公事然るべからざるに決し給へり。加右衛門其時に大に酒を飲、無禮悪口多かりし中に、御前を退き出で大音をあげ、目くら成殿に仕へて、公事にまけぬる由を申ける。まのあたり被聞召、加右門が無禮御咎不被成、ただ虚偽の論長すべしとて、御年寄共の中へ御預け被成、御知行所御取上被成ぬ。されど剛の者なれば、御用には立べき者なりとて、甲冑と鎗をば被下て、其悪口には、少しの御怒もおはしまさざりけりとかや。

○ 池田伊賀が母義は、加藤左馬助様の御息女にして、武藏守様の御養女として、伊賀家へ嫁せしめ給へり。公御五つにならせ給ひし時とやらん、伊賀宅へ入らせられ、御扇子を被遣しが、暫時ありて御とり返し給へば、伊賀母義是を見て、その御心にて、大國の大將に御成なされらんやとて、御臂を、したたかに、つめり奉られしを、後に伊賀に被仰候は、そちの御袋はきつき人にて、したたかにつめられしとて、件の御物語ありて笑はせ給へば、伊賀めいわく仕りしとなり。

○ 公御鷹狩して歸らせ給ひ、御輿よりおりさせ、御間の内へ入らせ給ふ時、青地三之丞、今日の御牛房の御得物多かりしやといひしを聞召。おかしき事をいひつる物や、子細あるべきとて問せ給ふに。三之丞うけ給り。過し頃御鷹狩の御歸に、當番の者の退屈せんとて、其日の御得ものを、御吸物にして賜りしを有難き事と思ひしに、牛房のみなりしかば、定て今日も牛房を狩せられしと心得候と、御答申せしかば、御臺所御役人を御呵ありて、其日新に

雁を御吸物にして、當番の侍に賜りけり。

○ 或時御物數寄ども有之に付て、山川十郎左衛門へ被仰付、御硯箱・御料紙箱を上方へ御あつらへ被遊。十郎左衛門承り、上方へ申遣候て後、度々に最早出来はせぬやと御尋に及べり。十郎左衛門奉畏候、併便を以て申遣し候事に候得ば、御使にても被下候とは違ひ、催促も仕難候得ば出来もげにとおそなはり申候と、申上置し所。然程出来候て下りし時、先御前遙なる所にて、御注文に引合見分して居る所に、丹波守様御登城被成、右の御道具を御覽被成。十郎左衛門それはいか仕たる物にやと、御尋被成候間。十郎左衛門是は殿様か様成御物數寄ども御座候て、上方へ申遣候へば、只今罷下り候と御返事申上たり。丹波守様さても能硯箱・料紙箱かな、自分どもかやう成が大に望におもふ事なりと、被仰候得ば。十郎左衛門承り、左様に思召候はば是は私儀指上可申候、御持せ御歸可被成と申上。丹波守様、しかし御前いか可被遊、御意や無覺束思ふと被仰聞候時、左様には候へ共御前向は能様に取計ひ可申候、平に指上可申と申候得ば。丹波守様其意に御任せなされたり。扱其後に御前へ罷出、今日右被仰付候御硯箱・御料紙箱能出来申罷下候得ば、此間待兼居りしなり、早く持出よと御意あり。其御事に御座候、其御硯箱・御料紙箱は、丹波守様御覽被成、殊外御望の御様子と相見え申候間、私指上申候能々相考申候へば、御前には御硯箱なども、様々なるが御納戸に御座候へば、何れを御用ひ被遊候ても、御事かけ申間敷候。丹波守様には御新屋に御座候へば、御道具も御數少に御座被成、その上、御年若成御人様の御望被成候御儀に候得ば、あれは先御ゆつくり被遊候て可然奉存候。物體物は二度めに出来申候が、能ものに御座候得ば、御前には又被仰付たるが、可宜と奉存候て、右の通に取計ひ候と申上候時、成程、左様成がよろし、其硯箱・料紙箱先是へ出せ、一覽すべしと被遊御意に付。十郎左衛門奉畏候、しかしながら、左様に被遊御意、御指留など被遊間鋪候、私義はや右の通に申上候得ば、丹波守様思召も如何に御座候、とかく御譲り可被遊候。先、御覽には入れ可申と申上候得ば、指留む事も程知れずと被遊御意、御笑被成候て、その上にて、右御硯箱・御料紙箱御前へ持出しかば、被遊御一覽候て後、直に丹波守様へ進ぜられしとなり。



○ 或時御鷹野の節御ひろひ被成候て、御輿をばはるか御跡よりつり参候ひしが、御途中にて御輿に可被召由にて御輿つり参候様に被仰出候得ば。御陸尺ども、指急ぎ御輿つり参候とて、内にありし御火入を打返せしを知らず、少し御輿のうちやけぬ。其様子相知候て、御供頭共より、彼御陸尺をしからせ可申や、不埒の義に候と申上しかば公此事屹陸尺ばかりが不念にもなし、野廻りの事なれば急ぐ事にもなし、そろ／＼脇の方より廻り候て成ともつり参候得ばよろしきに、急に申付候間そのこととなり、何分にこれは野中なり、急に爰にて叱り候事無用なり、先叱り候事延引いたし、明後日叱り可申由被仰出。御供頭ども畏り、其通に仕り申せしが、期過候ての事になりしゆへ、其叱り候者ども、初に御輿の内を焼候ひし時の憤りも散し居ければ、叱り候も平和にて事済しとなり。

率章録 卷三終

率章録 卷四

一、剛毅

剛は、心の丈夫成事にて、毅は、義に臨てくじけぬ事なり。惣體義を守り、道をたがへぬ様にせんと思へば、其心丈夫にして強みを張つて、くじけぬ様になくはならぬ事なり。論語にも臨大節而不可奪、といふ様なる人を以て、君子の人といへり。人主の上は、威武といふ事なければ、非道なる隣國あれば侮を取り、國に亂謀を企る者も畏るゝ心なく、國家を鎮護する事あたふまじければ、剛毅の御心なくんばあるべからず。

○ 因州御家中澤間八太夫といふ者、御使名に出途中にて、若黨先へ遣し候所、御旗下衆、野山瀬兵衛様の御供わりしける程に、其儘切捨通られしが。八太夫は跡より行かゝり、驚き辻番にて様子を尋、其儘矢立にて御使者御返答並しかくゝの事書調。家來を御屋敷へ戻し其身は鎗を取乗出、追掛る。瀬兵衛様は跡をも不見、北條何某様の御屋敷へ逃込給ふ。八太夫は右の門へ至り、此内へ只今逃込候者を御出し候へ、得御意度事候と申。北條何某様よりは兎角申て不出。其内に因州御屋敷より、其儘引拂戻り可申と御下知故、無是非乗捨有之馬の片證を、はづし取歸る此由上様御耳へ入り、瀬兵衛様は腰抜の御沙汰に及び、直に御追放。さて御老中方より、因州御屋敷へ御指紙にて何と申ても御直衆の事、殊に相手御追放の上は、八太夫には切服被付可然となり。御返答には、八大夫毛頭落度無之候得ば、切腹可申付様も無御座候と被仰遣。御老中よりは是非々々と被仰付候て、段々持重り候程、公へ御使者にて、御出被下候様に被仰進たり。御一門様方にも御集り候て、御評議の所へ公御出なされ、箇様成次第如何可仕やと、被仰、其時、公大きに御笑ひ被成、扱々、何ぞ六か敷分別も入候事かと存、急ぎ参候所、夫程の事、御相談にも不及事。先それは子供の水掛論といふものなり。彼方より切らせといひ、此方よりは不切といふ、いつまでいふても聞はひらけ申間敷候。此度の返答に覺悟申候とあらば、相濟申事に候。其上にも是非々々と理不盡に被申候は、



御城へ鐵砲を擲懸候迄の事、自分も參掛候、不肖には、後詰可申と被仰。御歸被成。扱此趣早々御老中へ、相聞へければ不安事とて、新太郎か様に申と、被仰ければ、上様にも、新太郎左様に申候は、最早其分にして置候と、上意にて事濟候となり。

○ 丸橋忠彌は由井正雪が腹心の者にして、事を江戸に謀りけり。謀計成るの日、出火に乗して志を遂んとす。此隱謀に同心する人、大身小身あけてかぞうべかちず。然るにかれ思ふには、公は義氣忠誠不可奪の御人なれば、我黨に屬し給ふまじ、彼變に臨では必出馬し給ふべし、其時竹橋にて打奉らん。然共文武の良將にして、士卒心を一にせり、精兵多々なりとも、不可敵、兵をかけ、樋のうちに伏して、鐵砲にてつるべ搏にすべしと、そのおそるゝ事如此。

○ 池田出羽足輕御普請所にて、不法の事あり。御徒目付制しけれども、不用により杖をふり上げり、出羽聞て彼足輕を成敗して御前へ參り。しかくゝの事を申上、御徒目付を被下置候様に願ければ、夫はなるまじと仰けり。又おし返して、彌不被下置候やと申上し時、御聲をはげしふ被成ならぬと仰ければ、はつと云て御前を立、御次に建し御つい立の角を廻らんとせし時、出羽と被遊御意、立返りければ、其方天城へ引込所存とみへたり。引込ば引込れよ、はや討手を申付て白石の橋は越せじと仰有ければ。近頃恐入、迷惑至極仕候と、申上し時、合點參候哉。然らば可申聞、其方足輕不法いたし候故、我命を以徒目付制したり、然るに只今のごとく被申は、我に敵對いたさるゝと申物なり。足輕どもに、兼て法令堅固にて、相守段不申付置候哉、政道に預り候其方、甚不埒なりと被仰聞ければ、出羽平伏して罪を謝し申けり。

○ 惣出仕の日、於下馬、伊木長門歩行猥りに進み出しを、御徒目付制すれ共聞入ず、度々におよんでやむ事を得ず打捨たり。此由長門聞て、彼御徒目付被下候様にと願ければ、長門は、其事見られまじ、折節櫓にて見たりしに、扱々不法の振廻、其分に捨置難き奴なりとおもひし所を、打はなしたれば、我所存に符合せりとの給へば、長門もせんかたなくて其分にてやみぬ。

○ 或時大坂迄御船に召されしが、難風にて皆々眩暈し、御側に居候者無之位なれば、御船奉行殊外迷惑して、覺悟を極めし様子を御覽じて、何も随分と思ひ念を可入なれ共、天變の儀なれば不及力事にて、乗船する上は、いかやうなる難風にて破船に及ぶとも、覺悟の事なり。騒敷不致、隨分心を靜にして可致下知旨被仰、少も御驚き不被遊由。

○ 公十四歳の頃かとよ、御野廻の節、御鷹を被居(遊カ)御休被遊候節、大きな松の木の下に御やすらひ候所、大蛇出、彼松の枝より下り、御拳に被居候御鷹を、ねらひ候ゆへ御鷹すくみ、常ならぬ様子を御覽候て、木の上を御覽候得ば、右の體に付、そと御脇指の御小刀をぬかせられ、御座被成候所。大蛇程なく、つらを下て、彼御鷹をくらはんとする所を、右の御小刀にて、まなこをさし給へば、それに恐れて木の枝に頭を引たり。是によつて其邊を御覽せらるれば、社あり。扱は、此社の主と思召るゝにや、右の社を火を付て焼はらひ候様にと、仰ありければ、宮守と思しき者罷出、此蛇は當社の主に御座候間、何卒御免被下度旨、御供の内へ願出、其趣達御耳にければ、御免有りて、焼うちをのがれしとなり。

○ 松平陸奥守様御家來公儀黒鉄と口論し切殺す。其人を渡候様に申候處、公へ御相談被成候得ば公御出有て被仰候は、此儀は、不及御相談筋に究たる事なり。外に御用も無之候はゞ可罷歸候、其捌きは知たる事なりと、被仰、御歸被遊候。其趣、外へ聞へ、公も御相談に御加り被成候段、黒鉄仲間へも相聞へ候て、早速鎮り候て、打捨にして相濟。當時公をおそるゝ事かくのごとし。

○ 公御道中御泊にて、二條御番衆御出懸り御泊りの事、爭論有之時に、公仰には、開札の内半分明渡候様にと御下知故、則明渡、隨分靜に仕、何様入事有之共、取合申問敷由、御供中へ被仰付、扱御番衆の方末々迄、殊の外おこり、新太郎殿御勢にても、公儀の御用には太刀打不成と云て、無禮の振廻多かりければ、翌朝御立の節、番衆へ御使者にて、皆々には二條御城御用にて京都へ御越、拙者儀も、江戸の御用にて參勤申候。御上の御用にいづれか高下の御座候や。然る所如何御心得被成候や、殊外末々迄法外の體なり。自分開札の内明渡の事は、其元へ對しての事に



は非ず、御互の御用の節指支へ無き様にと、存候ての事にて候所、無筋末々雑言とも聞へ候。是さへ御示しなく重  
き御用無心元存候。此段江戸表へ御沙汰可申候。俄御驚も候半と存、申入事には無之候得共、御心得のため申述候  
と云捨、御使者は歸る。御番衆大に驚き、江戸表へ早使を立、御仲間衆へ此由申遣され候て、御仲間衆、品川迄御出  
向、段々御斷有之。依之公御申候は、此度の儀は、沙汰なしに致し可申候。此已後吃御嗜可被成と被仰、事濟しとか  
や。

○ 或時御道中にて、御茶壺に御行逢被成候時、御茶壺は道の真中に有之を、御供立の内牽馬不圖踏返しぬ。御茶壺  
には別條なし。然る所、御茶壺に付候御役人、大にねたり懸り、色々斷を申といへ共、不承引。兎角主人切服可然と  
申。此由公御聞被遊、少しも不苦其儘打捨置通り可申と被仰。扱彼御役人へ御使者被遊、手前供の内牽馬御茶壺  
を踏返し候由、扱々龜末の事氣の毒に存候。しかし御茶壺に別條無之由、乍此上一段に存候。手前も馬の事可致様  
も無之候。此段東武へ罷越、於彼地御斷可申候。扱左様に大切成御茶壺、馬の踏候様成龜末の所に何として被置候  
や、不届の至に候。此等の趣、致着其儘御老中廻り候間、其砌御沙汰に仕可申候。左様に可被心得と被仰遣、言捨に  
して歸りぬ。此由御役人承り大に迷惑し、却て色々御斷申といへ共御取揚なし。二三宿も御跡より付來り、御斷に  
申によつて、御叱り被成、左様迷惑いたし候は、此度は沙汰なしにして遣し可申、以來龜末のなき様に嗜み可申  
と被仰、事濟候也。

○ 或時、御使者に出候者、松平筑前守様或御屋敷へ御勤被成、右御門外に御駕籠ばかり有之候に行逢申せしが、右  
の者の馬そばへ其御駕籠を踏候時、右の者馬より下り、筑前守様御供頭に立合、段々御斷を述しかば、御咎も不被  
成其儘にて罷通り、右の旨申上迷惑至極に奉存候間、遠慮も可仕やと相窺候所。何の御叱りも無御座、其儘可相動  
由被仰出たり。其後御旗本衆何某様、此方様へ御懇意に御出入の御方有之、此御人筑前守様へも、御懇に御出入被  
成候御方にて、其頃度々此方様へ御出被成、度々何や覽御前へ申上られ度様子にて有之所。其様子御見取被成、其  
元には何や覽自分に御申聞の事有之と相見へ候、何事に候や、可承上被仰。其時何某様御答に、扱々御聰明なる御

事に御座候。成程御推量の通少し申上度事も御座候、しか思召の處いかかと奉存、たやすくは得不申上候所、幸  
御尋被成候。私兼て筑前守殿へも、こなた御同事に、御心易伺ひ候。尤そろいて右御屋敷よりの御頼などには無御  
座候。承候得ば、いつの頃にや御家來の内者の馬、筑前守様の御駕籠を踏申候由、右の者此方にて何卒被仰付も  
候ひしや、筑前守殿御屋敷の用人共の噂には、備前御屋敷には右の者如何被仰付候や、聞きほしく存るなど、度  
々私へ承合申候。就右私儀は双方様へ御心易致伺ひ候者の儀、兎角何卒無聊様にと奉存候間、御窺申上候。右の者  
をば如何なされ候や、筑前守殿へ御挨拶どもは無御座候ても、苦しかるまじくやと奉存候由、申上られしかば、御  
意に、扱、其元には御心不付義に候、自分より筑前守殿へ挨拶ども申進ば、あの方家來のためあしからぬ様にと存  
候て不申遣候。か様に申さば最早御心付可有之やと被仰候。何某様、暫御思案被成、御賢慮の事ゆへか愚案に存付  
無御座候。いかゞの御趣意に御座候やと、御申被成候得ば。又御意に、扱々、御心付遅き事に候、自分より筑前守殿  
へ挨拶も申入候は、あの方家來へ申付の品も可有御座と存候。か様に申さば、最早御合點參可申やと被仰候所、  
何某様猶も御不審の御様子にて、とかく得合點不仕候、何卒被仰聞可被下由被仰しかば、御意には、其事自分家來  
共不調法には候得共、畢竟馬は生物の事、いか様に可致とても、俄成事は可爲様無御座候。筑前守殿の家來は何の  
爲に供致し候や。由斷を致し、主人の駕籠を人の馬に踏し、且又俄成事に無據馬踏候は、何として其馬の足を  
ば打折は不致候や、由斷千萬不届の至なり。筑前守殿被聞候は、其家來は吃可被申付事と存候間、態と挨拶は不  
申遣候由被仰たり。何某様御申方なく御歸被成しとなり。

二、修武

修武は、武備を修する義なり。世の治ると、亂るゝとは、天に晝と夜とあるがごとし。たがへちがへに廻り來るなり。治りし後  
は亂れ、亂れて後は、治るは自然の勢ひなり。然ば何程治る世にも、亂に及時の手當なくては能ふまじきなり。然るに、其亂を  
鎮めて治まれるに反すは、人主の御職なり。故に人主は一日として武備を忘れ給ふべからず。其武備を修むる仕方は、士卒を



勵まし、常に弓馬を習はしめ猪狸を狩りて軍令を明にし、劔戟を磨きて鏑を生ぜぬ様にし、甲冑を修覆して嗜の類なり。

○ 二日市町麥藏川手の御門は御櫓なり。公折々御出此御櫓に御座有て、御舟手被仰付、櫓の推くらへ、御船頭の働を御覽ありし所なり。江戸御上下も一度づゝは、必大坂迄御船に被爲召しなり。

○ 川上に御涼所あり。御出被遊候ては、半田山の太坂を御歩行に走くらへ被仰付、御覽被遊しが、或日かの御涼所へ御出有て、例のごとく、御歩行の者を走らせて御覽じけるに。あの幾番目のは誰なるぞ、甲斐々々敷能走ると被仰しを、渡邊多左衛門にて候と申上る。又重て御出の節も多左衛門走り、御意に入たり。仲間の者共不審して指て何れに替る事はなきに、其方ばかり御意に入候は、いかかと申時、大事候と申、又重て走り候得ば、兎角、多左衛門甲斐々々敷候間、何れもあのごとく馳り候得との御意有之。其時多左衛門笑ひながら、大事の事ながら教へ可申候、もろ手を握てかけり可被申候、外より見申て能ものにて候と教へけり。何れも其通りにかかり候得ば御意に入り、能成候と被仰しとなり。

○ 御國にて大御鹿狩有之以後江戸表にて御老中より御噂にて、御遠慮もなされ候筋に被仰候所此御狩は軍陣の御多し、私儀、去夏以來御影にて休足仕國元にて鹿狩等仕候。今太平の化にふけり候。士民どもに教なく軍におよばんは棄つる、と申古人の訓へ、さる事に覺へ候故、其節人數の驅け引仕見申候へ共、扱々自由にならざる物に候ひしが、いかさま近來は餘程人數の廻りも宜成候て、扱て面白き御事に候。皆様は當時御定府に候へ共、若御歸邑の事あらば、御慰ながら必御試なさるべく候。治るにも亂を不忘の戒にかなひ、公方への忠たるべし、と被仰ければ、皆々御詞なかりけるとなり。

○ 曹源寺様御女中に、積の病のありし者、御寵愛にほこり、次第に榮耀に成、戸障子の明たてにても積にさはり候由にて、たて付に眞綿など付置候やらんを、公聞せ給ひ、城内の女どもは鐵砲の音を聞習ひ居たるがよし、とて御廟の馬場にて種が嶋を御搏せ、早朝より暮頃迄、上覽被遊ければ、其後積の沙汰も相止候となり。

○ 一頃、御家中にて駒を持飼立候事はやりし故、御役人ども申上。あれにては御用に相立申間敷と申ければ、或時於御旅所馬御覽可被遊間、馬持の分、何も乗候て罷出べく旨、被仰。何も罷出候處、於河原御覽可被遊間、杓をとり乗込候へ、と御意に付、不殘乗入し時馬がんせうばかり故なくして、駒の分は不埒なりしかば、夫より駒を持候事止けり。

○ 公は殊更に射法を好ませ給ひ、御居間の傍に巻藁を置給ひ、御弓組の弦音を聞召す。御弓組二十人を撰で、御旗本に備へ給へり。是は、古の新田左中將義貞の十六騎の黨に擬し給へりとなり。或時山川重郎左衛門を召て、百射の賭射被成たり。公九十五筋中せ給ひ、重郎左衛門九十六筋中ければ、公御弓を重郎左衛門に賜りけり。程なく又百射の賭有て、重郎左衛門御相手となりけるに、公九十六筋中せ給ひ、重郎左衛門九十五筋中ければ、公笑せ給ひ今日は弔勝たり、さらば賭の弓出せ、と仰ければ、重郎左衛門先に賜りける弓を出す。公是は頃日其方にあたへたる弓なり。別の弓を出すべしと、被仰ければ、重郎左衛門、いや此外に弓はなし、と申せしかば、さらば返しあたふる、と被仰しとぞ。今に山川金左衛門が家に秘藏の器とせり。

○ かくい嶋公事公裁後、早速御猪狩あらんとて、片上に御止宿被遊、翌曉六時御出船と被仰出ありしが、夜前より雨天になりしかば、伊木長門人を以て明日の御狩御延引被遊や、と御窺ありし時。雨天には軍はならぬかと被仰、長門赤面して下宿へ歸りし。公御寝ならんとて、七つの時計を打候は、早速申上べく段、御側の者共へ被仰付置けるが、七つの時計を打し故、追付御目覺可申上と談居ければ、公先達て、七つを打たらば、申聞せよ、といひしに今の時計は七つにてはなきかと御咎ありしゆへ。御意の通に候、只今御目覺可申上と奉存候處、先達て、御意被遊候段、御答へ申上候所へ、長門身拵して、御次まで來り。殿様は未御拵不被遊候や、長門は御先へ參るとて、大聲にて申ければ、それ長門は參りたりとて御拵、御機嫌直り、被遊御渡海、雨は車軸を流せども、御かさも不被爲召、御鉢巻ばかりなり。餘りに強き降なる故、鹽見玄三御手傘をさしかければ、御見返り被遊、とれとの御意ありし故、其後御傘を上る者なき所に、尾關源次郎あげたりければ、又前のごとく、御意被遊候時、いや、御火繩しめり候、と申上しかば、御黙し給へりとなり。



三、慎政

慎政は、政を慎む義なり。國天下を治る道は、政事より重き事はなし。ただ一法を出し給ふとも、其法道に當れば、人民能是を守り、風俗も是より善く成なり。其法、道に當らざれば、人民是を守る心なく、風俗も是より放逸する様に成なり。一人を賞し給ふとも、其功に相應ぜざれば、人善事に勸まず、一人を罰し給ふとも、其罪に應ぜざれば、人怨の心をおこす。然る故に、人主政道を施し給ふ事、輕じ給ふべからず。古の事を則とし、今の時宜に隨ひ、後に害の出來ぬ様にし給ふべし。是政事を慎給ふといふべし。

○ 宗旨神職請に被仰付候義、江戸表にて御疑有之節被仰上候は、宗旨請は、隨分慥成を第一と存候。坊主は他所より來り、輕く往來いたし候故、一圓不慥。神職は、先祖より其土地に居候得ば、是程請人に慥成者は無御座、夫故申付候と被仰、無聊相濟しとなり。

○ 泉八右衛門は熊澤伊大夫が弟なり。世に稱せられて、有徳の君子といへり。此者を御評定場へ御出し、何事も  
不云、只衆議を聞しむ。諸御役人、無益の事におもひしが、一年も過て、池田伊賀申けるは、八右衛門を御評定所へ御出し被成候事、益なき事と思ひしに、漸、合點參り候。同人居申所にては、公論に非ずばのべがたし。殿様には初より御合點なりとみへたり。殿様だき違ひたる事なり、と申せしなり。一説に、八右衛門を陶器にて作りたらんがよ  
居たらん所にて、假初にも虚妄の事いふ事有べからず。八右衛門がいふといはざるとにはよるまじ、との仰ありけり。

○ 公の御時代は、御代官御郡中へ出張して居たりしが、何となく勢有之、百姓こまり候様に被聞召。或時御野廻りの節、何某と申御代官家へ入らせられ、書て遺す物あり、紙筆を出せと被仰し時、手習筆様の少しましなるを出しければ、一、年貢の事、一、宗門改の事、此外なんにもかまひ申まじくと、御調被遣由、今に其家に傳へしとなり。

○ 公御勘定を重き事として、時々御自身聞召、常に入るをはかつて出させ給ふ。且錢を鑄さしめん事を議せらる。富國の計、是より然るべきはあらじとして、其事定りけるに、錢を鑄る上手を、國主の國へは出されざる由なれば湯淺右馬允を使として、京都の諸司代に御所望有ければ、ゆるされぬ。是よりして御國殊に富たりとなり。むかし

錢を鑄たる所、今の錢屋敷なり。

四、節儉

節儉は、財寶を用ゆる事、節度あつて、儉約なる義なり。人の慾は限なくして、財寶の數は限りあり。限りなき慾を叶へんとて限ある財寶を用ひば、財寶いつとなく乏成て、困窮に堪べからず。然るゆへ、我慾をひかへて、無益の物を求めず、身の分を守て、華麗の事をすべからず。人主は、富一國をたもち給へば、其慾を恣にし給ふ日になつては、何事とても、成ざる事もなかるべし。然れ共、財寶の數は限あり。みだりに用ゆる時は、後には困窮に及び給ひて、下の惠も自然と薄く成て、仁政を行ひ給ふ事も難かるべし。

○ 公、甚御質素にましまして、朝夕の御膳・御衣服等を初、小倉織の御袴を三年被爲召の類、其外御手道具、諸事に至るまで、御質素なりし事なり。其中御指料の御刀一腰、今御分家様の御家に傳る由、水田の與五郎にて御袴も只一通り、差て御物數奇もなしとなり。物體、御腰物金拵と稱して、御用ひ被遊し類、皆金の焼付にして、無垢の金なるは是なし。又閑谷の御藏に、御手道具品々納て有内に、御印籠黒塗にして、御時繪どもなき、秋月細工なるに、無患子の御緒メ、革の紐、御付被遊置たり。公會て被仰しは、印籠といふ物は、藥を入るる器なり。かざるべき物にあらず、との御意ありし。其外御殺生の節、御用させ給ふ由、うつぎの御きせる筒に、小倉織の御多葉粉入どもあり。

○ 御道中の時、御兒小性一人、乘懸に絹の紫ぶとんを敷たる者あり。御覽あつて、何者や覽、美々敷乘懸有、と御咄有ければ、皆々恐入、早々右のふとんを止たり。

○ 寛永九年壬申、大猷院様、俄に公を御召あつて、因幡より備前へ御國替被仰出。五月二十三日、公、因州を御發駕被遊、御道中殊にいそがせ給ひ、御馬にての御道中なり。御馬も、あふ付馬なりとぞ。其時の御馬に置たる御鞍、今御武具藏に有と申傳へたり。

○ 植野に諸御大名方の御宿坊、むかしは此方様には無御座しとなり。公の御時御用人共より、御宿坊被仰付、可然



奉存候、何角の御手廻しに、宜候段申上しかば。夫は重寶ならん、祿なくして可濟や、と仰有。いや左様には難相成三百石可被遣と、申上候得ば。御手を被爲扼、止に相成、御一生上野のかうげにて御装束等被遊しとなり。

○ 御野郡中原村に、公の御涼所有。夏日爰に至らせ給ひ、暑を御避させ給ふ時は、此地の名主の家に御幕串など預置せ給ひ、御幕打廻し、毛氈をかうげの上に敷せて、御辨當ひらかせ給ひ、いこはせ給ふ。今彼かうげの地、數丈ばかりの間に、馬牛をかはす、樹の枝を折す。公のいこはせ給へる地とて、土民迄、今に敬へり。召伯甘棠の古へも思ひ出られて、尊き御事なり。旭川の東岸に花鳥といふ所有り。此所もとは清泰院様備前に成御座候時の御別荘にして、得月臺などいへる所ありしとぞ。公備前へ御移被遊候て、彼御別荘をばつぶさせ給ひ、奇石珍木をば或地中に埋、或はほり捨て給ひて、御一生の御間、御遊山所等の御造營に、御失墜など少しも無御座しとなり。

○ 御平常の御召物は、茶羽二童の外なし。

○ 御隠居被遊候後、西御丸に小き御亭あり。殊外御涼敷御亭にて有之ゆへ、夜るも、爰に御寢被成度所、御間狭故、相應の御蚊帳御入用に候得共、新規に御拵させ候事、御費と思召、或時御心安御方様より、御往來の御書の御封紙を御取出し被遊、御自身に御裁被成、觀世こよりに被遊候時、老女中、角南と申者角南與平次家より、御内所へ罷出候女、其御様子奉見上。御前には、夫をば何に被遊候哉、と御窺申上候所、少し御用に被成候由御意にて、追付四すじ御より立、御間の角に御かけ被遊御覽候に、角南も、さては御蚊帳の御釣手と推量したり。扱角南に御向、新規に御蚊帳御拵被成候事、御費と思召候。何と相應成蚊帳は無之や、と御尋の時、角南左様成は有御座間敷候、大き成御蚊帳は、幾等も御座候得ば、それを小く御させ被成候ては如何に御座候はんや、と奉窺しに、夫も又跡がすたりに相成候。能案じみれば、娘達の小き頃、晝寢の時つられたる小き蚊帳多く可有之、それが間に候はん程に取出せとの御意にて。御納戸にて尋候所、久敷相成候御蚊帳どもにて、指出候得ば。是にてよきと御意被成候上、最早釘が御入用までと御意にて、不斷の金釘四本御出させ被成、御蚊帳御釣せ被成候となり。是は角南が咄せし事とて、今與平治家に咄傳へて居りし事なり。

○ 上巳に、お六様初めての御雛、御見物として公御入あり、御女中共しがみの御吸物にても可指上やと窺しに。夫に不及事なりと被仰て、只ありあふ御菓子御取慰斗までの御事にて、御祝御満悦不斜。御手土産とて、御紙雛並金子御持參被遊しとなり。

○ 或時御鷹野の節、池田伊賀被召連候節、伊賀鹿末にて不計長川へおち、木綿の半着物を泥まぶれに致し候間。兼て半着物一つの外は用意なく、着替る事も不相成、其儘水にて洗ひ、民家へ入、火にてあぶり居たりしに、其内、御前より可罷出由、度々御使に及、急にかはかせ申度存しか共、乾されば、餘り度々の御召故、不得止事、其儘にて御前へ罷出。私儀筒様成爲體、むさく可被思召候得共、外に着替無御座、乾し申さんために、民家へ入、火にあて候得共、餘り罷出候に延引仕候間、此儘にて罷出候、と申上しかば。御納戸の者御呼被成、伊賀定て寒かるべし、着替の半着物はなきや、一つ取出し着せよと被仰しが、別に御用意無之故、御納戸の者も外には無御座旨候上る。就右伊賀へ御向、扱て、其方寒くあるべく候得共、別に用意無之、可爲様無之との御意あり。其後伊賀家來、伊賀へ申するには、此度のやうなる事可有御座、御用心に、必外に一つ拵可申と申せしが。伊賀返答に、成程自分も左は思ひ、其方が申にまかすべく候得共、殿様さへ一つ計御持被遊候得ば、我等二つ可持にはあらず、殿様にも、一つ御餘計御拵も候はば可拵といふ。其頃出仕の節、御次に御納戸の者へ、御上御半着物御一つにては御不自由に候。一つ新に拵へ被申と窺に不及と申候て、直に御前へ被出、御半着る物御餘計無御座、御不自由に候。最一つ御拵へさせ可然由、申上る。御意には、それにて可然、しかし費成事には無之やと御尋被遊、伊賀御返答には、畢竟木綿の事に御座候得ば、中々御費と申程には無御座候由、申上しかば、左様に候はば、いひ付べし、しかし費にはなきにやと、重て御尋被成たりと。伊賀、中々御費へ無御座由申上、出來せりとなり。

○ 御道中にて御輿に戸ある故、御うつとふ敷思召由御意ありしかば、御近習頭分の者、左候はば戸を外し、御持せ被遊宜しかるべきと申上る。公御機嫌大に違ひなり。其方共役目をも勤むるもの、夫程の事は合點すべき事なり。左能考へて見よ。駕籠の戸は、駕籠に付て事濟ものを、此をばづし候ては、又一人夫入り、無益の人を費す事なり。左



様費すべきにあらず、と御意被遊しとなり。

○ 御隠居の後、西御丸にて六疊敷ばかりの御涼所御建被成度、作事方御役人にてありしにや、入澤市左衛門を召、物入何程可有之や、積候様御意有之。市左衛門畏り、其員數を申上候得ば、御聞被遊。それは餘程の物入なり、我等工夫にて其半分にて建可申との御意。市左衛門承り、いや決して左様にては仕かたき由、申上候處。公先我等存寄になされんとの御意にて、扱御陸尺御手廻の者御召、御吸物御酒被下候て、其後御直に其方どもに用事あり。別なる事にてはなし、六疊敷ばかりの涼所を建んと思ふなり。爰は、内所向の事なれば、其方ども、手傳くれ可申、との御意。御陸尺御手廻りの者共謹で畏り申。扱御作事始り、彼等ども石を持、材木を取あつかひて、御普請出來せり。何の御物入半分にて出來。後、折ふし夏の頃にてありしが、市左衛門を召、此度作事の用向、殊外出精致し、能出來候。因茲拜領被仰付よしにて、御小袖一ツ被下。當時相應ならぬ品なれど、單物になりとも、給になりとも、其方が爲には、是にて可宜と思ふ故、態と是を遣すとの御意ありしとなり。

○ 或年、御道中被遊候節、芥川にて所の名物なるによつて、煙草を御出させ、御領候て、殊外御賞味被遊。御役人共へ被仰付候は、價の様子により、調へ參れとの御意にて、價相尋候所、殊外高直に申由、其段申上ければ、それは費なり、無用に仕れと仰にて、御通行被成。扱其次の驛にて、山川權左衛門本書に山川と有へ御向、先に領し、芥川の多葉粉は殊外に宜しき味なり、との御意あり。權左衛門承り、御意の通りに候。御前、殊外先程御賞味被遊候故に、私に相調罷越候。御上り料に被遊候様にとて、右の多葉粉指上たり。公以外の外御機嫌あしく、扱々其方心得違なり大名の儉約といふは内輪の事、簡様成外むきにて手合事ども致し、物を調候事、大名のする事に非ず。其の多葉粉賣候者呼來れとの御意にて。權左衛門畏り、多葉粉賣を呼寄候得ば、有たけ御買上に相成りしとなり。其後度々權左衛門へ向はせ給ひて、其方が心得違より、お芥川費をさせしとの御意有之て、大に迷惑いたせしとなり。

率章錄 卷四終

率章錄 卷五

一、安命

安命は、命に安んずる義なり。命は天命とて、人の身の上貴くなるも、賤くなるも、富むるも、貧しきも、其外壽に長短あり。凡吉凶禍福にあふ事、天より人にあてがひ給ふ事なり。是を天命といふ。人、此天命を知て、身を天にまかせて、手立を以て我望みを叶へんとする心なきを、天命に安んずるといふ。人主、富貴を極め給へりとも、此、天命に安んずる御心なければ、或は官爵に進給はん事を願ひ、或は領地を廣め給はん事を願ひ給ひ、ただ其身の榮を求め給ひて仁政に怠り出來給ふにも至るべし。戒め給ふべき事なり。

○ 酒井雅樂頭様天下の執政として、御權威甚盛んなりしを、公、今の御弓御殿に御小書院ありて、其所にて度々御もてなし有りしに、雅樂頭様へ御異見御加へ被成候事ども有て。左様に候ひては、上の御爲にあしく候由、御責被遊候得ば、雅樂頭様被仰方なく、やゝありて、少將に任せられ給ひて年久候、中將に任せられん事望にましまさば其由申上べしと御語あれば、公、中將に進て何の御爲になり可申や。領地増賜りなむには、夫程の御奉公をばすべきにて候、と仰られける。

○ 御移り有之、此方様へ御出入の御旗本衆御咄の御席に、御様子を見合。儒學專御用被成候義、尤宜御事には候得共、餘り御かたより被成候。今少御ゆるめも被成候はば、中將にも被任、御大名をも御頼可被成御様子に御座候由申上られければ、御心入忝存候、併、一國だに心に任せぬ事あるに、天下を引請候事、望無御座候。又三十萬石領する身なれば、人もおし下げず。然れば中將も望なし。御世話にて可成儀に候はば、前年御預け申上置候十八萬石を御返し被下候様に奉頼と、御答有しかば、其さへ黙し給ひぬ。

二、知人



知人は、人を知るの義なり。昔孔子、魯の哀公に民を服する道を語給ひて、直を擧げて諸の枉れるを錯けば、民服し、枉れるを擧げて諸の直きを錯けば、民服せず、との給へり。人を知るとは人の直きと枉れるとを知る事なり。人主、國を治め給ひて、民の歸服すると、歸服せざるは、其用ひ給ふ人の善惡に因て分るゝ事なり。然れば、人を知るといふは、人主の要務なり。

○津田重次郎十八九歳にて御眼代被仰付しが、御評定所へ、初て出し日、執政の人々公務終て、私の物語にて時刻移ければ、重次郎末席より、御用談相濟候はば、各様、御退出可被成候、銘々腹中抔も有之物に候、各御退出不被成候故、何も得仕廻不申候、家來も難義可仕と申ければ、御年寄共過言なり、との氣色にて、ものをいはず立けり。翌日とや覽、御前にて御用の席に重次郎初て御用所へ罷出ると申、殊に二十にもたらぬ身として、私共へ對し、餘りの申分にて候、あの通りに候はば此已後何を可申もはかられず、と申上ければ、公、扱は余が視る所にたがはざりき。思ふ事憚なくいはん者なり、と思ひたりしに、果して然なり、と仰有けりとぞ。又、重次郎御前へ罷出申上し事の有ける後に、彼者は馭者あしくば國の禍をなすべし。才は國中に獨歩せり、との給ひけり。

○御歩行目付被仰付候時は、則御徒目付入札にて、大御目付へ出し、夫を御前へ持參して、御趣意次第に被仰付例なり。或時前のごとくして窺ひしに。書付の内、一人に御點を被成、是を可申付、今一人は身が入札なり、江見藤九郎を可申付、との給へば、御年寄共御目鑑にて被仰付候得ば、別て難有仕合に御座候。併、御徒目付ども打寄、吟味仕候得共、此者の儀は書付出し不申候かと申上しかば。何分、身が入札にて申付よ、と御意被遊候故。申渡し候所、難有段御請申せしが。其晩に御意に御座候故、一通り御請は申上候得共、私儀眼耳とも薄く、御役勤りがたく奉存候、御免被下候様にと、大御目付へ達しければ、段々御目鑑の程も申聞、是非止り候へ、と申せば。耳目のうすき事は、御上には、御存不被成候、是にては無心元と存る覺へ御座候。大切の御役うけ居申事、假令御機あしくとも、御斷申上度由に付、大御目付も、氣毒ながらその首尾ならば、とて申上し所。左申候か、目がみえず、耳が聞えずとも不苦、其儘勤よ、と被仰。其段申渡しければ、御聞届の上は奉畏動しが、見ても害に成事はみえぬ顔をし、聞てあしきと思ふ事は聞ぬ顔をしけり。初は作りてかくと思ひしも、後には誠かと思ひて、皆人心ゆるみし故、御役にて

は見聞しかたき事などを、得と見置て、御用に立し事あるとなり。打寄吟味してだに心付ざりしを、遙の上になしまして、かく其才を知り給ふ事、誠の明といふべし。

三、近下

近下は、下を近づくる義なり。凡、人主の天下を持ち、國を持給ひて、天下國家の勢強く固くなるは、士民どもに上を親めばなり。士民上を親む心あれば、能其上の御爲を思はぬといふ事はなし。士民どもに上の御爲を思ふ心深ければ、天下國家其固き事金石のごとし。然るに士民どもに上を親む様に成は、上御權威を引下げ給ひて、深く近習と外様との差別をし給はず、平和にして、下に近くして、其行ふ事に善あるをみ給ひては、御自身にも褒美を加へ給ひ、其、或は骨折事をなし、或は難義におよぶを見給ひて、御自身からいたはらせ給ふ様にし給ふ事ども、肝要の事なり。

○或時御機嫌あしく入らせ給ひしが、今日は御快とて、御年寄共、不殘於御前、御閑話の折節、其方達我等に仕へられし兼ての心持聞度存候ひつるが、今日よき折なれば、銘々所存承度候、と御意ありしかば。出羽・長門を初、段々致言上、淡路が番になりしかば、淡路はと、御意ありし時。さして詞多にも、御咄申上る事もなき者なりしが、申出すには、兼て御存知被遊候私儀に御座候故、御政事にも預り不申候に付、平日差て御奉公、御爲と存る義も無御座候得共、兼て忠義と相心懸居申事只一件御座候、と申ければ、いか成事ぞ、聞まほしく、と仰ければ。兼て伊木長門池田伊賀、年來不和にて御座候。然れば御大事有之時、互に存寄を相立御爲によろしからざる事候はん。其節何れにてもあれ不宣と存る者とさしちがへ可申、是私が忠節なり、と申上しかば。おもひよらざる忠言に、さしもの兩人も詞なく、迷惑して居たりしかば、公あれ聞れよ、と被仰けり。夫より兩人和睦して、淡路を饗應せしとなり。

○何日と申事は知れず。出仕日に餅の申にさしたるを御重箱に入て公の御側にあり、一人づゝ公の御前に參れば被下之、戴き平伏して退出しけり。かゝればいつも日暮におよべり。執政の人々も公の倦せ給はんかと申せしを、聞召、あはれ退屈してみたし、と宣ひけるとなり。右餅頂戴の始りしは、外様の人々、平生御前ちかく出ざれば、此



時、進退周旋爲人の御目利あらんとての事なりしか。

○ 伊賀隠居の時、屋敷地敷<sup>今の新屋敷なり</sup>を被下、普請成就以後三度の御廻りに、一度立寄らせ給はぬ事はなしとなり。

○ 内藤數右衛門、平井村に在宅仕候時、御野廻りの節、平井にて其家を被成御覽、彼は何者の家ぞ、と御尋被遊。御供の者走り歸り、内藤數右衛門が在宅仕候家の由申上る。其あまり小く難儀の様子、不便に被思召、宅の邊へ御寄被遊御召候得ば、數右衛門外に平伏せり。御意に、其方簡様仕居候て、幾年仕りたらば出勤相成候や、と御尋。數右衛門御答に、五年仕候得ば、何卒出勤可仕由申上る。扱御意被遊候は、隨分五年の間、能取メり簡略仕候へ、五年の内は主を持たず、五年したらば新寄に主取奉公に出ると存じ、無怠簡略仕候へ、と被仰しなり。

○ 和氣郡藤野村に穢多おほし。或年、閑谷學校へ御出の節、右穢多共遠々と御目通りへ罷出居申を御覽被遊、彼は何者ぞと御尋、御近習の者、彼等は穢多共にて御座候、と申上る。何とも御意は無之に付、御近習の者の中、穢多と申者の事は御存不被遊。御不審にも思召やと存る者有之、彼等は穢多と申者にて、猪・狸をはぎ、肉食仕候て、不淨なる奴原にて御座候由申上る。公其方どもは異な事を申物や、彼等も我百姓なり。猪・狸をはぎ、肉食する事、誰ともすまじきにもあらず、何ぞ彼等に限りて其通に見捨べき事やある、と御意被遊しとなり。其御歸懸け、右穢多共、遠くに罷出居申候へば、御目通近くへ罷出、との仰にて、御前近く罷出候得ば、御意ども被成下しとなり。右穢多の内に、健なる男、骨柄勝れて宜き者あり。此者を御覽被遊候て、彼は何と名をば申ぞ、と御尋被遊しに。御近習の者承り、才茂九郎と申由申上候得ば、扱々、彼は能骨柄なり、何ぞの時は用にも可立男なり、名も能名なり、其名をば彼が子孫までも代々付申せ、との御意にて、今に至り彼の子孫藤野村にあつて、才茂九郎といへり。扱其年の暮、御年貢納り申節、彼穢多の事被思召出候や。御役人どもへ、穢多どもが作り指出候米は、いかが致候やと、御尋被遊しに、御役人共御返答に、穢多と申者は不淨なる者ゆへ、御藏入御家中御知行へは拂はせ不申由申上る。御意に、それは心得違ひなり、穢多も一統我百姓なり、何として其通分隔て致候や、との御意にて、其年より、穢多が作り申米も、御藏入にも、御家中知行米にも、納め申様に被仰出しとなり。今しかり。

四、謙恭

謙恭はへりくだり、うやうや敷義なり。易に、天道虧盈而益謙といへり。日昇れば西に<sup>かた</sup>長むき、月滿れば虧天地の内、何一か滿て虧げぬ物やある。人主御位は萬人の上に立給ひ、富は一國をたもち給ふ。此より上に滿るといふ物はなし。此場に居給ひて驕り高ぶり給へば、災難忽ち生じて、國家も虧るに到るべし。人主、此災難を防ぎ給ひて、滿てるを<sup>かた</sup>し給はぬ道は、其御身をへりくだらし、うやまひの道を忘れ給はぬ上に有り。たとへば海といふ物は、天下の土地これより卑<sup>ひく</sup>き所はなし。それ故に天下の水、皆こゝにながれ入て、乾くといふ事なし。謙の道もかくのごとし。へりくだれる人には、諸人心をよせ、身を任ぬ者はなし。然る故に、能へりくだれる人主は、能その滿るをたもちて、永く國家を有ち給ふべし。

○ 公御領分にて御狩御野廻りの時、田作る者も其儘田に在て作をなし、道を行行者をも追拂ひ給ふ事なしとなり。

○ 公御一生、新太郎様と申奉る。御大名様方のうち、御名如何候はん、改め給ふべきか、と御物語りありし時、公其事は不被仰。近頃も江戸の町を通りしに、鍛冶に大和守、或は鏡磨に何の大椽などと申名の候、さのみ有がたくも候はず、とぞの給ひし。

五、改過

改過は、あやまちを改むる義なり。人の身に過有て改むる心なきは、假令ば腹に病有て療治を施さぬに似たり。腹に病有て是を療治せざれば、臍疔日々に病みて、後には死亡に至る。身に過あるものごとし。是を改めざれば、悪心日々に長じて、後には家を滅し、身を失ふに至るべし。人主、御身威勢高くましませば、たださへ其非を告奉る事を憚る心あり。増して、あやまちは改め給ふ御心なければ、たれ一人も其御過を告奉らんや。人主として過を改め給ふ御心あるは、人の忠言を求め給基なり。○ 或時、御野廻り被遊、御旅館にて、麵<sup>めん</sup>條魚<sup>じょうぎょ</sup>の御吸物を上れば、御椀の中に砂氣あり。以の外御機嫌損じ、無念成儀と御呵被遊。其時御料理人御前へ罷出、乍恐申上るは、御椀の中、中々砂氣は無御座候、今日は殊外風立候故、公御口中に砂氣有之と奉存候、御口を御嗽被遊、可被召上、と憚る所なく申上れば、公被聞召、いかにもくくとて、即御



手水をなされ、被召上て後、汝がいふ所尤なり。我過てり、とて御笑ひ被遊しとなり。

- 或時白鴨を御囉ひ被成けるに、土倉淡路へ御見せ被遊ければ、是はあひるにて御座候と申上り。いや鴨なりと被仰て止まず。御不興にて御入被成。暫くあつて、淡路を召。成程あひるのよし被仰ければ、其時淡路申けるは、たとひ鴨にも被成、私のおひると申上候はば、あひるに被成置候が宜く御座候。御家老が殿様にまけ候ては、御家中仕置不申候。殿様には、御家老に御まけなされ候分は、少も不苦事と申上候由。

六、明罰

明罰は、罰を明にする儀なり。世に、悪事をする者あるは、苗の中に草あるに似たり。苗を能生ひ立んと思はゞ、其草を抜て苗の妨をせぬ様にせざれば、苗能生立事なし。人主國を治め給ふも其ごとく、世の風俗を宜しくし、善き人の多からん事を欲し給はゞ、悪をする者を罰して、世の害と成、人の善き事をする妨と成者を退け給はずんばあるべからず。若人を刑罰に行ふ事を憐みて、悪をする者を宥め置給ふは婦人の仁と言べきなり。

- 或時、日置若狭家來、長屋より御堀の水鳥を鐵砲にて搏、出奔仕故、追手をも出せし所に、外場所と違ひ、自身出馬も可致に、事ぬるき由御意にて閉門被仰付候。此事秋頃より、翌春迄もかゝり候由。

- 難波町邊御ねらひに御廻りの節、或家へ御寄被遊、御ねらひ濟され御出候所。御草履取、路次外に脇指をもたせ置けるを御覽被成。此脇指は、何者の脇指に候やと、御尋有之故。御草履取の脇指の由、無何心申上れば、不相應成奢もの糸柄をさしたるや、と御呵り、御暇を被遣候。それにて御家中の者迄、自然とかるき者みな革柄にいたしけるとなり。

- 澤田何某と申御小性料理人、弓を稽古し、餘程射習ひ、何卒御歩行弓へ成共御入被下候様願候へば、大に御機嫌損し、御意には、役義の事不仕候て、か様の事を申出、甚不届に思ふなり。輕輩の者へ可入山、被仰しなり。

- 池田主水、何やらん言上仕し事あり。その言葉の内に、私方へ心安出入を仕候者何がし義、か様〜と申上しか

ば、御意被成候は、其方へ侍どもが參るを出入といはるゝは心得違ひなり。可被改との御意有しなり。

- 何れの所にか有りけん、御野廻り先にて、向の村に人の群集するを見給ひ、何事なるぞと仰有り。盜を捕へ申候段、申上候得ば、何を盜たるぞと、御尋あり。肌付を盜たる段、御答申上れば、今日身が廻り合したるは彼が幸なりゆるすべし、我も行て聞ん、とて彼所へ行給ひ、爰へ引出し、口を聞と被仰し故、引出しければ、捕へし者垣に肌付をかけ置けるを、とらんと仕候故捕へ候、と申候得ば、いや肌着のかけ候垣根にねぶかの御座候故、是を少しとり可申と致し候を、肌着を盜しとて捕へ候、と答しを被爲聞。肌着ならばゆるし可遣と思へども、少しにても耕作に手をかけし上は天下の罪人なり、了簡なりがたし、牢へ引け、と被仰けるとなり。輕重本末において果斷し給へる事如斯。御賢君と申奉るべし。

七、格物

格物とは、物に格るの義なり。物に格るとは、人論日用の上は言に及ばず、人論日用を先として、下賤の者のする業までも、其事々の上の理を明らめ、其業に疎からぬ事をいふ。人主政を施し給ふ上にては、何か一事其計ひ給はぬ事はなければ、人論日用を先として、下賤の者のする業までも、其事々の上の道理を明らめ、其業に疎からぬ様になく候ては、其計ひ給ふ事、害多くなり、利は少く成て、下民其恩澤を蒙むる事なかるべし。民を治むる要は、下民の爲に害を除き、利に成事を施す事、第一なり。能事物の理を明らめ給はざれば、民を治る事、全き所を得給ふべからず。

- 公赤坂郡に狩せさせ給ひ、それより數日。村邑をめぐらせ給ひし時、或所にて老農をあつめ、終日耕業をかたらせて聞し召、日暮て老農共退き出けるを呼返し給ひ、植物の中何物が第一に多く得るや、と問せ給ふ。各御答申けれ共、怪しみ給ふ御氣色あり。やゝあつて、土地によつて多寡の不同あるべし。聞及たるは異國にて芋を植て富たる者ありしといふ、誠に色々の物を植てみしに、果して芋に及ものなく、いも一つを植れば大てい一升を得べし、一反に十石を得つべし、燥濕の地にもよらず、培事左のみかたからず、葉も莖も食ふべきものなり。五穀に次ける



物なり。汝等がしらざる事はあらじ。土地の不同なるによるならん、と被仰有けり。

○ 御野廻りの節、いまだ穂に出ざる稻を御覽被成、御郡奉行を召して此稻は何なるや、と御尋ありしに、其名を知らざる故、不奉存由申上れば。いや、葉すこし廣ければ何にて有べし、とて、地主を召して御尋ありければ、果して御目利の通なりければ、稻の名も知す、それにて百姓を養ふ職危きなり、と仰られけり。

按ずるに、稻の早く熟するを早稻といひ、次に熟するを中手といひ、其次に熟するを奥稻といひ、早稻に、ふく早稻・北國伊勢穂より出しなどといふあり。中手に、小彌六・こぼれず・世つぎげんか・筑紫・荒木などといふあり。奥手に大稻・ひろい・四本・川流・白穂・次郎九郎などといふ有。餅米に、播磨・四國・御膳こぼれ・鷹しやくし・石堂・新田などといふあり。その品を委敷へば、百種の上にもおよぶべし。今農民に尋てすら委しくは見覺へぬ者あり。然るに公尊位にましくながら、か様なるものまでも御見覺へあそばせし事、爰を以みれば、御國政に御心を用ひさせ給ふ事、おしはかりしるべし。御厚き御事なり。

○ 公御狩より歸らせ給ふ時、名主の家に人あまた集りて騒敷し。何事ぞと問せ給ふに、狐を追入て候にみへず、と申。公聞し召、あやしき物なり。鏡を入れて見よ、死物死物の明を奪がたかるべし、と仰あり。果して梁の上にかがみ居たるが、鏡の内鏡の内にうつりけり。

### 八、愛物

愛物とは、物を愛する義なり。物は鳥獸草木の事なり。鳥獸草木は、人より賤き物といへ共、同じく陰陽の二氣より生じて、人と同じく一類の物にして、天の恵を受ぬはなし。人此理を辨へず、妄りに鳥獸を殺し、草木を伐て、天物を傷ふは、仁愛の道に違ふて、天の御心に背くといふべし。増して人主は一國の中は、人を先として鳥獸草木に至るまで、皆々天より預り給ふ事なれば、仁愛を加へ給はずんばあるべからず。不得止といふ事にてもなく、ただ一己の樂のために、妄りに鳥獸を殺し草木を伐り給ふは、天に背き給ふ事尤も深し。

○ 御殺生の節、鶴二羽・雁五羽あそばされ、其日は此二鳥御取不被遊と。故内匠頭様御物かたり被遊しとなり。

○ 御殺生の時、多くは御鐵砲御持被遊、御忍び被成候御様子も無御座、づかづかと御寄被遊御ねらひ、左様にてもおひかへ、又其如く被遊、三四度も御ねらひ被遊、それにても揚さる御鳥には御放し被遊しとなり。

○ 日置草也言上して、於金川雉子を搏候へば、多く取申候と申。右に付或時金川へ御出被遊候時、雉子可被遊由御意有之、苦屋へ御入被遊、其様子を御覽被成候て御意には、か様にするは、鳥をだまして、ね鳥を搏に同じ、且鳥の來るを待事なれば、退屈もする事なり、と被仰て御鐵砲不被遊となり。



附 録

此には、御政事に施させ給ふ御事にてなく、公の御爲人の御様子、又御堪能の御事ども書集むるのみ。

○ 公の東照宮に初て御目見ありしは、御五つの御時なりとかや。其時御刀を被進しに、御膝もと近く御出被遊。東照宮公の御鬢髪を御かきなで、三左衛門が孫なり。はやく人となり給へ、との仰なり。公御拜領の御刀を取給ひするりと抜て御覽有、眞のじや、とのたまひしとなり。東照宮是はあぶなき事よとて、御手づから御刀の柄を持せ給ひ、御鞘に納められけり。公退出し給ひし後、眼光のすさまじき、只人ならずと、東照宮仰ありけり。

○ 公甚御手跡好ませ給ひ、弱冠の御頃にや、青蓮院の宮尊純親王に學せ給ひしに、後に中華の古法帖を御習遊し、王陽明の客座私祝の石刻の中、三字缺たるを御書足し給ひし、今學校にあり。何れの字か細井廣澤は天下の能書なり廣澤評して私祝の中の不詳の二字御書足し遊しならんと言へり。公の御書足といふ事、辨へ知る者なし。

○ 公常に音楽を好ませたまひ、或時仲秋の十五夜、御月見がてらに水邊へ臨み給ふ。折節、雨晴にて名月も朧なりければ、公林歌の曲を奏し給ふに、無程雲晴、月爽にして照ける。去程に、公も御悦喜まし〜て。侍座の人々も悦びあへり。誠に是天感の至れる所疑ひなく、有難く覺えて、皆歡喜の涙におよびけると。此時公御笙を被遊しとなり。

○ 京より樂人辻伯耆・東儀修理・窪將監三人を召て御家中の者に樂を學ばせ給ふ。公は、殊の外に笙を好ませ給ふ。公の御横笛に名づけ給はん事を、中院内府通茂卿に請はせ給ひしに、蘆田鶴あしたづつといふ名をつけられけり。

空にかけり澤に年經て幾度か

霜の蘆田鶴こゑふけぬらん

といへる歌にとれるなり。此御笛を、其後伶人辻山城守にあたへ給ひたり。辻は、當時の天子の御笛の師なりしかば、彼あしたづ天子の御物となりぬ。一説には、辻山城守事を又肥後守ともいへり。



◎ 寛永元年甲子、豪徳院様若君様と御一所に御上洛あり。公も御供被遊。同九月六日、後水尾院様二條の御城に御幸あり。和歌の御會ありて、竹契三週年といふ題出たり。公の御歌に、

峯に生る松の千年もとりそへて

君がよはひを契るくれ竹

此頃因幡國、公の御領國たる故に、嶺に生るとは詠せさせ給ふなるべし。

◎ 或人のいはく、井關玄説、公を御見上申、退いて敷じていへり。其詞に、温恭にして不可犯。寡黙にして親むべからず。言しばしば可に當り、行しばしば則に叶ふ。本邦古今君子は不聞、もし君子と稱せば、公ならんといへり。

率章録 卷五大尾

泳化餘編

全



## 泳化餘編解題

此書撰者ノ名ヲ記サズ。或ハ云フ、三上元龍ノ著スル處ナリト。元龍通稱ハ左大夫、岡山舊藩士ニテ、天明・寛政頃ノ人ナリ。頗ル學識アリ、泊放錄、擊劍叢談等ノ書ヲ著ス。

明治三十七年一月

岡山縣地理歴史整理委員 塚本吉彦

## 泳化餘編

本藩の芳烈公と稱し奉るは、聰明叡智の君にて、武を備へ文を兼、深く國政に心を委ねたまひ、士を勵すに賞罰を明らかにし民を率るに寛猛を施し、其の賢徳ましましける事、天下の人の遍く知る處にて、當時四君子の一人に稱し申にも仰ぎ知へし。然るに其善言美行の萬世の模範と成べきをも、言つぎ語つぎして傳ふる事は、年月の隔るに従ひて、ここかしこ誤る程に、終にその誤、實の如く成て、一犬虚に吠て萬犬實に吠るの謔思ひしられたり。近頃少しく古のふみ見たる人の書記せるものも、時勢事理の辨へもなく、唯己か開處を貴しとして、猥に書綴りしものどもなれば、ひがめる事のみ多かりき。それを見る人も理にかしこきものは少く、情に愚なるものは多き、世の習なれば、寛仁は小惠となり、義勇は粗豪に混じ、黜陟は苛刻こつていに類し、明決は強辯と轉ずるまゝに、大徳を汚し、英名を損ずるに至る。なげかはしき事何かは是に加るべき、されど公の賢徳かかる雜説にて闕耗すべきにもあらざれども、黙し止べきにもあらねば、其の義理に背き、事實を誤るの甚しきものを、一つ二つ擧るほどに一巻の書と成ぬ。是を以て、聊、後人の耳目を洗ふ事あらば、鄙願の一端を遂るものならん。

一 一書に云く、大猷院殿、向井將監忠勝に命ぜられて、相州三浦にて造らしめたまふ大安宅船、寛永十二年六月江戸海上にて御召物有。諸大名品川海岸に出らるべき旨被仰出。公于時福照院殿の召せたまふ御帷子を借たまひて御着用有、上に猩々緋の御陣羽織を召て出させたまふとき、御式臺にて日出したる扇を開て稍久しくつかひ給ふ扱、品川に至りたまへば、諸大名異なる御出立を怪しみ尋られしかども、少し存寄候てとばかり御答へ有。程なく大猷院殿御船より御覽有て、諸大名の中に、人に異なる行装は、備前少將なるべしとて小舟を以て御召あり。則安宅船に乗たまへば、大猷院殿、服の他に異なるを御尋ね有ければ、公謹て御祝儀の式は船中の義、某どもは陸の警固に罷出候と奉存由答させたまふ。以下の文事繁きをい

按ずるに、公此日の御出立よりして、右に略したる下文に、諸大名直に登城有べしとて歸たまふ頃、諸家の供人は混雜して騒ぎ合けるに、公の御供ばかり早く見付まゐらせて、即時に集りしなどは、一時の美談となりしなるべし。唯福照院殿の御帷子



を借たまふの一事、何の益といふ事を知らず。もし其事實ならんには、遊戯の態にて人を驚すに足のみ。誰か是を善事とせんや。是は某考ふる所あり。恐らくは違ふ處あらず。某親く見る所、烈公より故山川重郎左衛門へ賜る處の御具足下と唱て御肌着三つ有(綿入・袷・帷子也。此所綿入帷子は同人子孫所持。袷は同姓金左衛門家に分ち傳ふ)何もむら蝶をゆうぜんに染出したり。狸々緋の御陣羽織の下なれば、かかる服を用ひたまひし成べし。然るを見たる人大模様の御帷子召たるよし、云しを後に聞人、大模様の御帷子御常用に有べき機なければ、福照院殿の御帷子を借たまひしならんと、愚なる推量より云出せるを、何の辨へもなく書に書載けん、深く事理を考ざる人の漫に筆を弄する事、公の賢徳を穢する至る、恐るべし、恐るべし。

一 一書に云く、青地善左衛門は御納戸役を勤む。江戸御參勤の節、一條家より珍らしき筆の物を御もらい有。是を善左衛門に仰せて、御先に江戸へ持行、表装させて、御待請に御床に懸置候様にと有ければ、夜を日に繼て三日計に江戸に着、表具出來して御着の筈にあひければ、甚御機嫌よく、山内權左衛門へも御見せなされ、善左衛門骨折候故と御稱美ありければ、權左衛門よき時節と思ひ、善左衛門久々御奉公申上候、かやうの序を以て、御加増下され可し然と申上候處、甚御機嫌損じ、其方ども我等に代り、諸士の賞罰取行ふ身分にて、かかる申分心得がたく候。物體加増新知等は戰場にて、一命をかけての働の上にて遣し候ものなり。然るに平日の勤功此度の骨折くらの事を以て、加増遣さば、戰場ごときは何をか賞美し何ほどの加増をか遣すべきや。其方など以の外心得違ひたり。善左衛門が此度の褒美は申付かた有、是へ呼び候へ、と仰られ、罷出候へば、此度の褒美並兼々奉公出精の趣に付加増遣し候様に、只今權左衛門申候に付、加様加様申聞たり、其方如き勤功にて加増はとられぬものと心得よ。このたびの骨折に是を遣し候とて、御紋付御羽織を御手づから賜りたり。

此一條、實に違ふ事、さのみ有まじきか。去ながら、平日の勤功にて加増賜らぬ様に書なしたるは、大成誤なるべし。烈公の御代新參を除きても、平日の勤功を以て、度々加増賜りしもの、あげて數へがたし。就中、其大なるものをあげて云んに、土方源内左衛門は、神屋平三郎家より召出されて、祿六百石に至る。舟戸七太夫は帶刀次男にて、同五百石に至る。伴内記(後草加兵部、爲五郎右衛門養子)四十俵四人扶持より、度々御加恩有て、五百石を賜り、矢部源次郎は三十俵四人扶持より、段々御加恩

をかさねて四百石を賜り、後尾關兵庫養子に仰付られて、尾關源次郎と云り。是等を以ても勤功の御加増も、また多かりし事を證すべし。

一 一書に云く、山内權左衛門、最初は知行百五十石なり、數年勤役の内御加増可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣と思召候得ども、御趣意有て老後に、一度に三百五十石御加増被<sub>レ</sub>下、御次の間へ立候節、御意に、此者前廉より加増可<sub>レ</sub>遣候處、天性奢の氣質あれば、驕出候はば、家をも滅し可申かと思ひ、ひかへ置たり。あの年來にては、その氣も有まじく候。此度の勤勞に如此申付候。と御意被遊しに、別して有がたく感涙に及びしとなり。

此説は、最甚敷誤なり。山内家譜を以て考るに、權左衛門は寛永十五年、曹源公御誕生の後二月二日被召出、此時十一歳なり。同十九年父主水願に依て、祿の内(主水祿八百石)三百石分知せるよしなり、さらば、此時己に三百石なり。扱慶安三年御ト<sub>レ</sub>となり、明暦二年六月廿八日大目附となり、萬治元年十一月十四日、御加増二百石裏判役被仰付。爰に至て行年三十一歳なり。何ぞ老後と云べきや。一として實に合ざるの妄説、かたはらいたき事ならずや。

一 一書に云。山脇何某武功有、故を以て千石を賜り、同山脇一統に三四人餘程の祿を以て一所に召出さる。考るに山脇源太夫は、護國公伊丹を領したまふ時、祿二百貫にて召出さる。山崎合戦の時、明智が大將松田太郎右衛門が寶寺に陣を取たるを、源大夫忍て峰に登り、即時に迫崩し、此日村上源之丞と云功の者を討取たり。豊臣殿下織田内府と御合戦の時も、郷渡堤の高名並岩崎小牧にても首級を得たり。又小田原攻の時も、山中の城の大手にて天晴なる高名し、殿下より銀錢賜りたり。播州にて祿二千五百石に至りたり。其養子筆、主馬二千石、其子後の主馬、烈公の因州に移りたまふ年死たり。又嗣子なきを以て、尾林長吉子五郎八・源大夫孫なるを以て千石を賜りて遺跡となし給ふ。後修理と稱す、烈公武功有士を召出されし頃、山脇は御家へ召出されしより四代目に當れり。その誤論辯を待す。又山脇同姓には、市大夫は源大夫召出されしより、與力組にて播州姫路にて祿四百石を賜る(近來家絶し市大夫は此市大夫庶家なり)藤右衛門も同時に召出さる。子孫詳ならず。三郎兵衛は濃州池尻にて國清公に召出さる。此外にも同姓有しや不詳。又故九之丞先祖は、源太郎とて源大夫妾腹の子にて、同人死後出生し、元和四年因州鳥取にて初て三百石賜りしなり。かかる誤り書記せるは近代の軍物語のみならず、世の人の武邊咄するをも聞ざるなるべし。御家にて山脇源大夫が武功の事などしらざる人あらんとは疑にもあまり有。假令儒業の人



なりとも、今日武官と肩を比ぶる人は、少しは武事にも心を寄せて、御家の舊勳などはしるべき事なり。

一 又云く。公の御代召出されし人、吉井藤内・櫻井孫三郎、島原一亂の功有を以て、召出されたるよし記して、陸田市左衛門を洩し、中西理右衛門を今西利右衛門と記し、森脇新右衛門を三右衛門と書たり。

或は生駒玄蕃を頼母と記し、萩原又六郎姓名を不載して御徒頭とし、兩人とも御改易などと記したり。生駒玄蕃は大小性頭、萩原又六郎は御花昌奉行なり。殿中口論に付、玄蕃は御改易、又六郎は切腹被仰付なり。又落合彌左衛門と云浪人岡山へ来る太刀遣ひにて御家中弟子多し、公開召て二百五十石にて召出さると云、是もしかはあらず、彌左衛門は萬治三年九月五日、五十俵五人扶持にて被召出、寛文二年十月五日新知二百石賜りたり。一代二百五十石は至らざりしなり。是等の事は、至て少し誤にて、強て辨ずるに及ばずといへども、誤を傳へんよりは實を傳ふ事可ならんここに附記す。

一 今閑谷の學校にある處の公の衣服器什をあげて、其實素の有がたき事をいひ、その終に御装束は甚美麗なるものなりと有り。是はいかなる事ぞや。装束に至ては、私の製に従ふべきにあらず、位階に従て定法有て變すべからず。たとへば、いかに質素なればとて、四位以上の人、布直垂・革緒直垂等を用ゆべきにあらず、美麗なればとて金欄・蜀錦等にて製する事あたはず、これはひいなの装束と等しく心得て記したるにや。

一 一書に云、或時學校にて鑓御覽あり、其内一人破れたる帷子着し者有しを召て御感有、御帷子賜りしと云。此御帷子賜りし事、貧なる體を御慰有て下されしか、又は其座にて、勝負に突破られんとしたるを御覽有て下されしか、何様當座の恩賞を蒙る事有がたき事どもなり。乍去、御感有しと記せるは誤なるべき、貧は必しも徳行より起ると云にも非ず、費す處多くして後貧なる有。伴りて貧なる形をなすも有、その本を糺したまはず、破れたる帷子着たるのみ御感あらんや。此事もし實ならんには、後漢の和洽が曹公に説し言に、天下の才徳各殊なり、一節を以て取べからず、今朝廷の議吏、新衣を着、好車に乗る者、これを不清といひ、形容飾らず、衣裳敝壞なるもの、これを廉潔と云、一概に堪がたきの行を崇は、必隱偽を容るあらんと云如く成て、敝壞の衣服を着て儉素を伴て世に容られん事を求る者多く出来ぬべし。思ふに此事は腐儒者流の造言なるべし。

一 一書に云。烈公御一代は、東照宮供奉の番頭組の士中、皆甲冑にて乗候よし。

此説、又實にたがへり。御祭禮記を以て考るに、甲冑供奉は、四ヶ年ならではなし。明暦二年丙申より寛文三年癸卯まで、流鏑馬十番づつ同四年甲辰、同五年乙巳兩年は、弓止て競馬十番になる。同六年丙午九月十七日初て甲冑供奉被仰付、番頭土肥飛驒・若原監物、物頭岸織部・稻川十郎右衛門、御鑓奉行八木平兵衛なり。同七年丁未九月十七日、供奉の番頭、瀧川縫殿助・池田數馬、物頭は陸田市左衛門・深谷甚右衛門、御鑓奉行生駒半右衛門なり。同八年戊申九月十七日、供奉の番頭池田美作・眞田將監、物頭は上坂外記・岡田權佐、御鑓奉行生駒半右衛門なり。此年より大小性一組加り、頭は安藤左、黒母衣二人(組頭)白母衣八人供奉せり。同九年己酉九月十七日、供奉の番頭池田藤右衛門・芳賀内藏允、物頭は荒尾内藏助・青木善大夫、御鑓奉行宮部源大夫なり、大小性頭は伊木頼母、黒母衣二人、白母衣五人供奉す。同十年庚戌の秋、御家中御減免三つ物成被下候に付、甲冑供奉相止候なり。同年、翌十一年は、大小性頭並組の大小性鬘斗目麻上下にて供奉せしなり、同十二年壬子公御隱居ありしなり。御一代の間甲冑供奉などと云は、甚故事を知らざるの説なり。

一 一書に云。公錢を鑄さしめ給はんとて、鑄錢師を求め給ひしに、鑄錢師は田舎へ下さるまじとの事なりしを、京都所司代板倉周防守殿へ湯淺右馬允を使として、懇に御所望有て今の錢屋敷にて錢を鑄させらる、是より國富たりと云。

此一條は是非を論ずるに及ばず、又一説には、錢を鑄させられしに益なくして、費多かりしかば無程此事止しとも有。何れを正説とも決し難し。本文の如く國富たらば今諸國銀札を造て通用し、利を求るに畢竟同じ理なり、もし益なくして止し事、實ならば知者も千慮に一失有の譬の如くなるべし。且公の國政に御心を用たまふ事、大學の生財有大道と云るに合せる事多し、富國は道を以てすでになれり、錢を以てするを待ず、何ぞ如此事を以て、公の賢徳の一條とせんや。

一 一書に云。因州の宅間八大夫といふ者、御使者に出、途中より若黨を先へ遣す事の有しに、過て御旗本の野々山瀬兵衛殿の供割せしを切捨にして通られたり。宅間跡より行掛り、此體を見て大に驚、辻番にて子細を尋、そのまま矢立取出し、御使者の始末並しかしかの由書調、家來を戻して其身馬に打乗、鑓おつとつて追懸たり。野々山殿此體を見て、跡をもみず北條何某の屋敷に逃込れしを見て、宅間かの門に至り、此内へ只今逃込たる人有、御出し候へ、申事の候。と云込たり。されど北條殿より、とかく申たるの旨有て出されず。其内因州の御屋敷より、何分其



まま引取り歸候へと申來りければ、是非なく、乗捨られたる馬の片鐙をはづして取歸たり。此由沙汰有て、野々山殿は腰拔の評に極り、御追放なり。扱公儀より御直參へ對しての事、其上相手追放の上は、宅間に切腹申付らるべきとの事なり。光仲朝臣御答には、八大夫事は少も越度なく候へば、中々切腹申付様無御座となり。御老中よりは是非かく可有事なりと申來る。是に依て、御一門方御招集にて公も御出あり。如何可有との御相談なり。公御笑にて、何ぞ六つかしき事かと存候ひしに、是は御相談にも及ばぬ事なり、せぬせよと互に云争は、小兒の水かけ論と云物なり。此度の返答には、成程かくご仕居候とあらば濟べきなり。其上にて理不盡に申來らば是非に不及事、某も同家の事に候へば後を詰可申、と有ければ、其通にて事濟て、宅間は切腹に及ばざりしと云。

此一條は記せる書數々有て、其説も段々違たり。最初は何も同じ、一説には宅間鐵取て野々山殿に追付、後より聲をかけたるに、野々山殿後にねぢむき、陪臣を相手にするやうや有と云捨、其ま西尾七兵衛殿屋敷へ逃込れたり。供の者も此勢を見て皆々逃散たり。宅間は七兵衛殿式臺へかかり、只今是へ入候人有之、御出し候へ見參せん、と云。取次の者云様、只今御入候は野々山瀬兵衛殿と云御旗本にて、平生心易く御出候御方なりと云。宅間、何様是へ御出あれ、直に申度事候、と云入れれども、兎角して出られず。宅間大に怒て、大音にて、かかる臆病人も世に有るものか、今は詮なし。とて式臺を下て歸らんとす處へ、主人七兵衛殿その年七十餘りなるが、從者に長刀もたせて、物騒がし、事の様聞ん、とて出られたり。宅間しかじかの由申す、七兵衛殿成程云所理一々聞へたり、瀬兵衛は急用有とて、先に裏門より出歸たり、今は歸るべき旨申さる。宅間御直參の御屋敷へ踏込無禮仕候段恐入候と申、かへりさまに乘放したる馬の片鐙はづして、取歸たるとぞ。

又一説に。野々山殿は切腹仰付られ、其後御老中より光仲朝臣へ、宅間を出さるべきとの事なり、然るを罪なきものを何とて出し可申哉と答有。公儀よりは御直參を相手とし、剩相手切腹の上は、出さるべき理勿論なりと云來る。然るに依て御一門方御相談有しと云。

一説に。宅間は其夜直に因州に返されしと云。同公の仰には、宅間出すべき様候はず、是非出せとなれば覺悟仕て候なりと申さるべし。猶も理不盡に請取んと有ば、不得止御城へ鐵炮放かくるまでなり。と仰られしと云。併せ案するに宅間罪なき事なれば、御かこひ可有筈なり。覺悟仕候と有は、御身上にかへても無罪の者、越度には被成まじきとの事、さも有べし。後を詰るの、鐵炮を搏かくるといふ御詞は、更に有べき事とも思はれず。殊更因州の御家神祖の御外孫なるを以て、御家門に准じ恩遇他に異なる御筋目なれば、傍よりも、かかる御言葉を出したまふべき様なし。覺悟とあらんには、駿州高國寺の城主天野三郎兵衛康景が、罪なき足輕を罪するに忍びずして、萬石の祿にかへし如きの御底意ならば、さも有べし。其上烈公は御愼深く放言を好みたまはず、縱令御心中に深く思召有とも、大勢の中にてあからさまにのたまふべき。もし實に此事あらんには、唯燈蛾の譬に似たるのみならず、坂崎田羽守が企にひとしき事にて、誰か是を義とせんや。臣子として、かかる事みだりに記さんば、恐れざるの甚だしきと云べき。今ここに辯駁するも、又憚なきの誹謗免るべからず。彼も非なり、是も又非なれど、意量の取捨道において如何ぞや。

一 一書に云。仙臺侯の家臣公儀の黒鉄を切殺す事有。公へ御相談有しに、家來を公儀へ渡すに不及事に候、其捌きは申に不及、と仰られ。其趣黒鉄方へも聞へけるが、討捨にして濟けるとぞ。

考るに、此頃迄は如斯事諸家共に多き事にて、國主家など別して我意を立候節ゆへ、さも有べきや、去ながら是も右の宅間八太夫一件に近き事にて、假令事實なりとも、御言行を後世に傳へて、法則とせんは如何有べき。

一 一書に云。公御參勤の節、往年大猷院殿御上洛有之事語り出させたまひ、此事誰か覺たると仰らる。石川清介その事をよく覺て語候由申上ければ、則、清介を召御尋有に、少しも存候はずと申、傍の人怪て、如何ととへば清介、公の聞かせたまふ所にて、我久しく御奉公申事を、殿には御忘れあるか、其時の事を語出さば、殿の御忘れをただすに近し。故に不存由申、と云。江戸へ着せたまふと、頓て新知百五十石賜りける。

此條美談とする事心得られず、清介は古今我年來の奉公を、譬訴訟して加恩を望望のみ。其故いかなれば公の御尋には不答して、公の聞し召所にて御忘れをただすに近しなど云事何ぞ、實に君の過を顯はさじとの志ならん。大久保相模守忠隣の、君の過を世に顯はさぬ爲に、我罪なき申譯をせられざるとは、似も似ぬ志なり。公の百五十石の祿を賜りしは、多年の勤勞を賞したまふにて、左も有べき事なり。必しも清介が申かた理に當れると云を以て、賜には有べからず。たまたま時節の合するを以て、此説流布するにや。この一語なくして新知を得候は、清介、實の忠勤にて、功を街ひ祿を求るの名を免るべきか。宋の張詠が言にも、君に事るに廉にして貧を云ず、勤て苦を云ず、功ありて己が能を言ずんば以て君に事ふべしと云し格言、尤も



かたき所にや。

又按ずるに。清介新知賜りしは慶安三年の事也。大猷院殿後の御上洛は寛永十一年なれば、相去事僅か十七年なり。清介を除くもなど、十七年の勤仕を積し者なかるべき。もし初の御上洛とせば、元和九年なれば二十八年に當る。定て此年の事なるべきか。されど是も類なく、久しく御奉公仕るとも云がたからんか。剩此時は猶大猷院殿の御治世にて、此年の翌年慶安四年辛卯に至て薨御なり、御年四十八歳とぞ聞へし。是を以て推考するにも、此頃迄御上洛の事覺し者は數多くあるべきなり。清介のみ覺へて語りしと云も、疑はしき説ならずや。

一 又云。津田重次郎永忠十八歳の時、大目付被仰付。其日御評定所へ出て公務終て後、老中私の物語して時刻移けるを、永忠末席より此處は長はなしする座にあらずと誠ければ、老中物を云す退出して、翌日御前へ出、重次郎しかじかの事申たり。二十にもたらぬ者のあまり成事なり、と申上たりしかば、公扱は予が見る處違はざりき。思ふ所憚ところなく云んものなりと思ひしが、果してしかなり、と仰有けり。

此事は、事實は定て誤るべからず。重次郎年齢には相違有、重次郎は承應二年二月十日十四歳にて召出され、烈公の御兒扈從たり。萬治二年御小性仲間横目被仰付、同三年十月九日新知百五十石被下、同月廿五日前髪取たり。寛文二年八月十五日御加増百石賜り、御徒頭となる。同四年九月廿五日大目付被仰付、此時三百石となる、行年廿五歳なり。又御評定所と有も、今の御評定の事にはあらず、只今の御評定所は、貞享七年改字新に置れしなり、伊庭與一右衛門跡屋敷にて有よし。

一 一書に云。江戸にて挾箱金の蝶の紋付たりしを持たせたまひしに、挾箱は、予が着替を入るる器なり、行列の先に置べからず、とて止させたまふ。又長刀も無用の物なりとて止たまふ。

此事は眞偽正すべからず、定て本文の如く成べし。去ながら姑く愚が所見を以て論ぜんには、曹源公御代、元祿寶永の間に至て、御同勢の儀伏備たる事多し。此時に至て、かかる舊例あらば、など金紋の挾箱に復したまはざらんや。又保國公御代初に、金紋の挾箱を持たまひし事有しに、曹源公御幼年の節、度々登御城有て、大輿にて賜ふ所の物を、金にて葵の御紋付たる挾箱に入て、其ま御持せ歸らせらるる事は、毎の事なりしを聞及て、推て前例とせしなど云は、古き事は、此頃も已に慥に、知人もなかりしとみゆれば、本文の説もいかが有べき。又長刀の事も、愚幼年より古き武鑑を好て數々見しに、此頃は重き御家

内並薩摩・仙臺兩家を除ては、毛利・上杉兩家のみ長刀見へ、細川・淺野家等もみな、此頃は見へざれば、是も覺束なし。猶考へ正すべき事なり。

一 又云。公五倫の歌を作りたまひ、越天樂の拍子に準して麥春歌に用ひしむ。その譜中、河南程子兩夫子と云る句有を、士民等是を變じて、備前の國主光政とうたひしとなり。士民迄も御徳を崇め奉る事、おもひはかられたり。

此事は辨明すべきにもあらねども、時勢事情を以ても察すべきなり。上より歌を作りて、麥春歌に用ひしむると云事、有べき様なし。下より聞傳へてうたひはやらす事は有べきなれども、國郡の役人より、童謡を傳へ教んには、兒女子の戯にひとしかるべし。又備前國主光政とうたひては、語音も宜しからず、其上今時よりも猶質朴なる百姓ども、御諱を知て遍く唱ふべき様なし。或は備前の太守新太郎とうたひなば、聞よかるべけれど、是も其頃の百姓ども眞實に上を尊ぶ心ふかくば、いかに童謡の詞なりとて、俗情にて匹夫を呼ごとく、新太郎と云捨になどうたふべき。もしくは隣國他邦の人の、云はやらせしことにやあらん。又按ずるに、右の歌、公の御作なる事慥なる證も有事にや。愚未所見あらず、先年五倫の唱歌と云ものを見し事あり、市浦清七郎作なりと云。左に記す。

君 臣

君は民のたらちね、民は君の子なれば、春はたねまき、秋はおさめ貢物ささげん。

父 子

かぞいろの、めぐみは天とともにおほひなり、つとに夜はに怠らじ、人の子たるのつとめを。

夫 婦

おつとは外をつかさどり、つまは内をおさめて、和らぎて、正しきは家の道のもとなる。

兄 弟

はらからのしたしみ、はつらなれる枝なれや、いつくしみうやまひて、へだてなくともなへ。

朋 友

ともどちの交は善にすすむ道なれや、相すくひ相ただし、ゆづり有れば久しく。

泳化餘編



右の外に公の御作の五倫の歌有や、聞まほしき事なり。

又河南の程子と云唱歌も外に似たる事あり。ふき組の唱歌に擬して、中川權左衛門謙叔が作りたるとて其家に傳ふる物の中に「至善門の其中にとどまるは誰人坐忘の額子・曾子・子思・孟子」濂溪の茂叔はあらかる春の風なれや洒落なる心はくまなき秋の明月」靜に坐せる姿は泥塑の人にさも似たり人に交るあり様はやはらぐやうの團是はこれ誰人ぞ河南の程子兩夫子」など見へたり。如此歌ならば「備前の國主」と轉じては甚不都合成べし、相似たる事なれば、爰に記して後の考を俟のみ。

一 雜説に、太原源左衛門は、祿三百石にて御近習を勤たりしが、寢番せし翌朝御火燵蒲團に垢付たるを御覽じて、不審く思召御尋ね有しに、源左衛門申上る様、貧窮にて夜具所持不仕候故、夜前の寒氣にたへかね候て、ひそかに被て臥申候由、恐入たる體なり。公御聞有て、直に源左衛門宅へ、御近習一人被遣、家内の様委敷みせられしに、門内には馬一匹家來も相應に持たる體にて、夫より案内を乞て、内の様を見るに、座敷の邊に當用の武器取揃、帑藏にも武具みちみちたり、米倉にも糧の用意闕たりともみへず。さて家内の體を見るに皆單物やうのものを身にまとひて、一つの火燵に、古き紙子蒲團かけたるまでにて、其他餘計の調度とは一つも見へず。此よしとくと見届て歸り、か様か様に候と申上れば御感不斜、源左衛門を召され、即坐に三百石の御加増被下候となり。源左衛門申様有難き御恩ながら、私天性愚鈍にて、家計得仕候得ば、此上に又三百石の軍役備へ候はば、當時彌以難義可仕候間、願はくは今までの三百石にて被差置候方、御厚恩に御座候由申上る。公聞召、此度の加増は家内の育の料に遣し候間、諸役は差ゆるし候ぞと御意有ければ、有難く畏候旨。

是は據なき虚説、論を待す。今大原氏の先祖を考るに、大原與右衛門といふ者慶長六年國清公に召出され、此時即祿六百石賜りたり。與右衛門次男孫左衛門と云、興國公に付まいらせ、備前にて三百石賜りたり、同十年、與右衛門死去。遺祿六百石賜り因州にて町奉行被仰付、備前へ御國替の後も同役義勤め、正保三年に病死したり。其子もまた孫左衛門と云、父遺祿全く賜りて、同四年九月又町奉行となりて萬治元年に死せり。源左衛門と云は、後の孫左衛門子にて、遺祿六百石全く賜て池田信濃殿組となり。又湯淺民部組に入て、寛文四年江戸御留守御取次仰付られ、同八年小堀彦左衛門組頭と成る。同十年八月廿七日

御奏者番仰付られたり。烈公御一代、大原家代數轉移如此なれば、似たる事も有べからず。一説には野中市左衛門事なりと云て、御加増の數を云ず。是も、野中家譜を按ずるに、初代市左衛門は關原一亂の時、野州宇都宮より、渡邊惣左衛門と同しく大阪御屋敷への御使を勤め、艱難を歴し事世に知る所なり、關東方御勝利の後ち、新知百五十石賜りたり。其後吉田より播磨に御移りの時、二割の御加増有て百八十石の地を領せり。二代目市左衛門は幼名忠三郎と云、故市左衛門死去の時、纔に九歳なり、興國公命有ければ、父市左衛門へ祿を増可賜處、病死せし間、幼少なれども忠三郎に、二十石の御加増賜るよしなり、是より二百石を知行す。明曆三年九月二日病死せり。三代目市左衛門は遺祿全く賜りて、烈公御一代加恩の事なし、是も同じく妄説なる事分明なり。又假に此事有として論ぜんにも、さらに理に當らず。三百石の士家内少くはもとより論なし、家内も多く人馬武器も嗜て貧なる時、又一倍の祿加へ賜らば、など三百石より難き事有べき、家來は一倍増ても、家内加るべき事なければ、その前に異なる事幾何ぞや。此頃の御軍役と云事、屹と定たる事はみへねども、大方三步役の積りとみへたり、其頃、書記せる物を見るに、此三步役を全く常に抱置き候ものは、甚希なる事と思はる。是を以て計るに、三百石に九人の家來抱るとして、一人六石ならしにして五拾四石、乗替馬一匹拾石として合六十四石なり。此頃三つ、五歩免を以て積れば三百石にて、百一十石四斗三升餘なり。右の六十四石を引て残り四十七石有、是を以て九人分當用の武器を製せば、一年にして餘あるべし、翌年よりは全く餘計となるべし。何ぞ祿加りて彌貧に苦む理あらんや。又分外に人馬所持するに至ては、其際限も有べからず。左あらんには、分外の物數奇を以て申立には成べからず、祿を倍し、人馬を倍して、彌苦しまば、小身ほど武備なし易き理あらんか、是等の事を推て虚妄の説著しとしるべきなり。

泳化餘編 終



仰  
止  
錄



### 仰止録に就て

仰止録は、近藤爲章の序文にもある如く、岡山藩の儒臣早川督學官が文政年中に集録したものであつて、仰止録八卷・附録二卷・續録二卷から成つてゐる池田新太郎少將光政公の言行録とも謂ふべきものである。當代の英主と云はれた光政公の事歴を敘述したものに、芳烈公遺事・有斐録等の書がある。然し、有斐録は、精細であるけれども、正鵠でなく、烈公遺事は、簡明であるけれども、脱漏が尠なくない。仰止録は、これ等の懷疑の點や、遺漏の箇所を考覈補正し、且つ、その類に従つて節目を別けて記述したものである。殊に卷頭に墓表・祠堂記・年譜を採録し、附録の卷尾に龍泰世子齊輝公の筆録二篇を掲げてゐる。蓋し芳烈公の事歴を知るには、最も恰當の資料である。

昭和六年春四月

森田無適

### 仰止録(貽謀録)序

我  
芳烈公御德業之盛也、口碑之所存、曰已不朽矣、然亦或失其實焉、筆之于書者、曰烈公遺事掛漏不尠、曰有斐録雖頗詳而亦多可疑者、蓋皆未定之書也、督學早川君嘗憂之、乃偏索博據、離校精覈、務存其實、以成一書、名曰仰止録。又輯其教令之可<sub>レ</sub>以刑於後昆者、名曰貽謀録、併藏諸學庫、以詒後世。君曾謂子曰、余不揣謏劣、竊補正遺事有斐録之未備、庶幾免後世容喙於盛德焉、然敢自是云乎、以俟後之識者、角於是命、予與石野惟馨共執參考之役、且又使予冠中一言於其首、予竊以謂、公於正學、特盡其心、其政教法度、蓋莫不原於此矣、是吾輩所當欽仰而稱述也。君之學亦可謂有補於盛德矣。乃不敢辭、聊記編輯之所由、上玄爾。

文政紀元夏五

岡山府學 近藤爲章謹識



芳烈公

誕生 慶長十四年四月四日

西紀グレゴリイ曆 一六〇九・五月七日

入國 寛永九年八月十二日

西紀グレゴリイ曆 一六三二・九月廿五日

薨去 天和二年五月廿二日

西紀グレゴリイ曆 一六八二・六月廿七日

備前國主左近衛權少將源朝臣墓表

朝臣、諱光政、小名新太郎、源姓松平氏、本氏池田。傳謂、朝臣之高祖紀伊守諱恒利者、攝州池田十郎教正之裔也、教正實爲楠正行遺腹之男、有故爲池田九郎教依之子、承其家宗、故號池田十郎、以執贄於將軍足利家、所謂、兵庫助是也。恒利曾家攝州、仕於源將軍義晴、後僞居尾州、薙髮曰宗傳。曾祖諱恒興、字勝三郎、襲稱紀伊守、擢用於右僕射、平信長公軍功居多、仍賜諱字、改名信輝、斷髮號勝入。祖諱輝政、字三左衛門、豪氣軼材、少有桂石之姿、調遷參議正三品、食於播備淡三國之饒秩。先考諱利隆、少名新藏、叙從四品、任侍從兼武藏守、賜松平氏、領播磨國。妣神原式部大輔源康政之女、臺德尊公養以適、先考、以慶長十四年己酉四月四日生朝臣於備前國岡山、朝臣、公仲牧野豐前守信成來備前、以述等璋之慶、賜長劍短刀及衣服於朝臣、又賜封邑千石於備中、以爲先妣脂粉之費、十六年辛亥、朝臣三歲、始往武江、拜謁尊公、賜短刀。十八年癸丑拜謁東照神君於武江、亦賜短刀。元和二年丙辰夏先考卒於京師、訃至於武江、尊公使酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝來、命朝臣襲先考之封領播磨國、三年丁巳轉播磨國、賜因幡伯耆兩國。四年戊午尊公命休暇、賜長劍、始入因州。五年己未尊公朝禁裡、朝臣參候於京師。六年庚午冬往武江。今茲築大坂都城、九年癸亥大猷尊公朝禁裡、朝臣叙從四位下、任侍從、賜諱字、賜長劍、乘輿扈從。寛永元年甲子、亦築大坂都城、三年丙寅臺德尊公、大猷尊公朝禁裏、後水尾帝行幸二條城、朝臣拜左近衛權少將、乘馬扈從。五年戊辰正月臺德尊公養本多中勢大輔忠刻之女、稱姬君、自西城以適朝臣。

御將之際、使土井大炊頭利勝、高力攝津守忠房、各執其事、以爲尊公之外孫女也。皆禮後三月朝臣拜謝尊公、嘉儀段勤、賜觴又賜長劍短刀、大劍尊公亦賜短刀。是時左府侯伯、無識與不識、悉執贄來賀、其餘大夫士亦莫不來賀。今茲亦築大阪都城、八年辛未臺德尊公有病、時召朝臣於臥內、有懇命。九年壬申大猷尊公懇命曰、以備前爲西州之前衝、故移封、乃轉因幡伯耆、賜備前國及備中數郡。十一年甲戌、尊公朝禁裏、朝臣住京師。十三年丙子正月築武江都城、十五年戊寅正月五日家嗣綱政生於武江。二十年癸未正月亦築武江都城。正保二年乙酉二月尊公懇命